

第2回 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会	資料1
平成30年8月23日	

和田構成員提出資料

第2回 困難な問題を抱える女性への 支援のあり方に関する検討会

構成員のプレゼンテーション① **婦人相談所**

婦人相談所長全国連絡会議会長
東京都女性相談センター所長
和田 芳子

(1) 対象とする「女性」の範囲・支援内容について

根拠法令等

①売春防止法(昭和31年制定)

②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
(13年制定/16年・19年・25年改正)

③人身取引対策行動計画(平成16年12月)→人身取引対策行動
計画(2009・2014)

④ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年制定／25
年改正・28年改正)

根拠法等《国の関係通知等》

婦人相談所に関する政令(昭和32年4月1日 政令56号 最終改正平成27年3月31日)

婦人保護事業実施要領(昭和38年3月19日 厚生事務次官通知 **最終改正平成16年12月2日**)

婦人相談所運営要綱(昭和38年3月19日 厚生事務次官通知)

婦人相談所設置要綱(昭和38年3月19日)厚生事務次官通知 **最終改正平成14年3月29日**)

婦人保護事業の実施に係る取扱いについて
(平成4年6月29日 厚生省社会局生活課長通知 **最終改正平成14年3月29日**)

「配偶者暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に当たっての婦人相談所等の対応について
(平成13年9月27日 厚生労働省医政局長、雇用均等・児童家庭局長通知)

「配偶者暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について
(**平成14年3月29日** 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 **最終改正平成20年1月11日**)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針
(**平成16年12月2日** **平成20年1月11日改正** 最終改正平成25年12月26日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

婦人保護事業実施要領（１）

（昭和38年3月19日 厚生省厚生事務次官通知）

（最終改正・平成16年12月2日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

平成16年12月2日

第一 婦人保護事業の目的

婦人保護事業は、売春防止法に基づき**要保護女子**についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき配偶者からの暴力の被害者である女性（以下「**暴力被害女性**」という。）の保護を図ることを目的として、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、**要保護女子**及び**暴力被害女性**（以下「**要保護女子等**」という。）の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行うものであること。

婦人保護事業実施要領（2）

（一部改正・昭和47年5月15日 厚生省厚生事務次官通知）

（最終改正・平成16年12月2日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

第四 婦人保護事業の業務内容

3 婦人相談所

(1) 婦人相談所は、当該都道府県における婦人保護事業実施の中枢機関として、**要保護女子の（早期発見）**、転落の未然防止と保護更生及び暴力被害女性の保護を円滑に推進するため、

(2) 婦人相談所は、婦人保護事業の効果的推進を図るため、次に掲げる業務を行うものとする

イ 相談

要保護女子等の早期発見のため、日常生活を営む上で何らかの問題を有する女子について広く相談に応じること。

ウ 調査

調査は、**要保護女子の早期発見**、転落の未然防止及び保護更生のため、本人及び、家庭環境等に関する次に例示するような事項について実情を把握する必要がある場合に行うこと。

婦人保護事業実施要領(4)

(一部改正・昭和47年5月15日厚生省厚生事務次官通知)
(最終改正・平成16年12月2日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

第四 婦人保護事業の業務内容

3 婦人相談所

エ 判定

要保護女子と暴力被害女性との支援の違い

判定は、**要保護女子**の早期発見、転落の未然防止及び保護更生のため、必要がある場合に次に掲げるところにより行うこと。

(ア)医学判定

疾病及び機能障害の有無並びに診療の要否について判定すること。

(イ)心理学的判定

心理学的諸検査及び面接に基づき、心理学的特性の把握を行うこと。

(ウ)職能的判定

作業能力及び作業素質の把握等を行うこと。

オ 指導・助言

相談、調査及び判定の結果に基づき、要保護女子については転落の未然防止と保護更生を図るため、**暴力被害女性**についてはその必要な保護を図るため、**要保護女子等**の様態に応じた効果的な指導等を行うとともに、次に掲げるような措置を探り、それ以外の者については、他施策の活用等について指導すること。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に対応した婦人保護事業の実施について（１）」

平成14年3月29日（平成20年1月11日改正）（雇用均等・児童家庭局長通知）

第1 婦人保護事業の対象者の範囲

第2 婦人相談所

- 1 配偶者からの暴力被害女性の支援における中核としての役割
- 2 一時保護等の適切な実施
- 3 市町村への支援
- 4 配偶者からの暴力被害者に対する援助

事案に応じ、医師、心理判定員、・・・被害者に対して医学的又は心理学的な援助を行うこと。

第3 婦人相談員

第4 婦人保護施設

第5 婦人保護施設最低基準省令の整備

第6 個別的事項

- 1 一時保護

（５）配偶者防止法第3条第3項に基づく一時保護の委託については、以下の点に留意されたいこと。

ア また、**男性の一時保護については**、予め、その保護に適した施設を委託先として検討し、必要な場合に一時保護委託を行う等の対応を行うことが望ましい。

- 2 婦人保護事業の実施者と関係機関等の連携協力

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（H20年改正）にのっとっている。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に対応した婦人保護事業の実施について」(2)

平成14年3月29日(平成20年1月11日改正)(雇用均等・児童家庭局長通知)

2. 対象女性

- ① 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ③ 配偶者からの暴力を受けた者(事実婚を含む)
- ④ 家庭関係の破綻、生活の困窮等 正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ⑤ 人身取引被害者(婦人相談所における人身取引被害者への対応について<課長通知>)
- ⑥ ストーカー被害者(「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<課長通知>)

「婦人相談所が行う一時保護の委託について」

平成23年3月31日（平成28年3月31日改正）（雇用均等・児童家庭局長通知）

(1)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき保護した配偶者からの暴力の被害者

(2)「人身取引対策行動計画」に基づき保護した人身取引被害者であること。

(3)恋人からの暴力の被害者であること。

(4)支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦であること。

(5)「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に基づき保護したストーカー行為の被害者であること

(6) 性暴力・性犯罪の被害者であること

(7)婦人相談所において定員を超えて保護を行わなければならない場合であること

⇒ 対象女性のうちの①売春経歴を有する者 ②売春を行うおそれがあると認められる者を除外、居所なし、ホームレスも該当しない

しかし、現実には、複数回保護される女性は多く、保護されるときに①、②に該当する、ホームレスのときもあれば「DV被害女性」「ストーカー行為の被害者」となることもある。支援方法が、その時々の主訴による断片的なものであり、本人像に即した一貫性のあるものになっていない。

東京都女性相談センター条例

(昭和52年東京都条例)

第1条 緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性及びその者の監護する児童に対し、生活各般の相談、指導及び援護を行うことにより、その福祉の増進を図るために設置する。

2 センターは、売春防止法第34条第1項の規定に基づく婦人相談所とする。

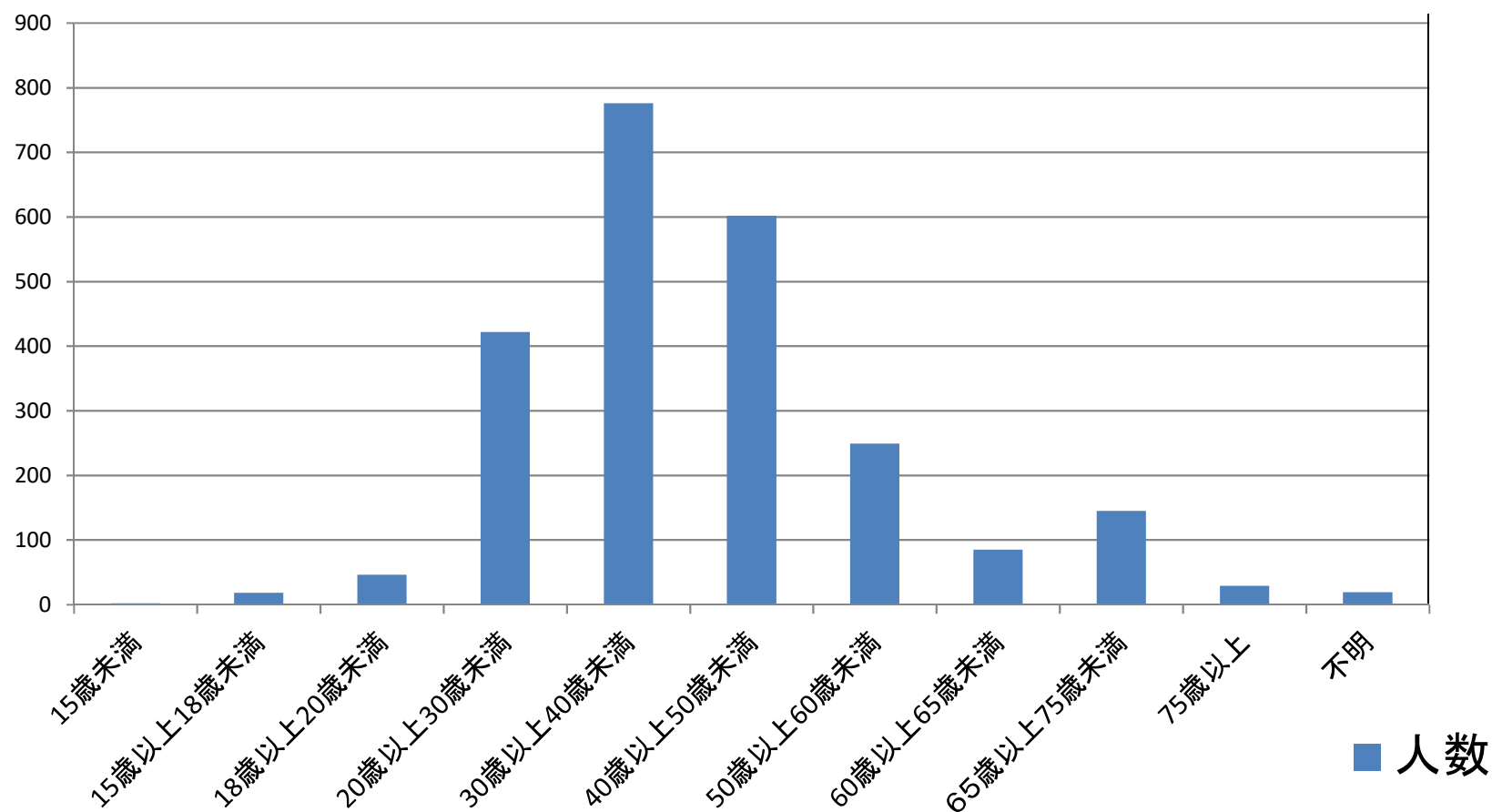
対象とする「女性」

緊急の保護又は自立の援助を必要とする女性及び
その者の監護する児童

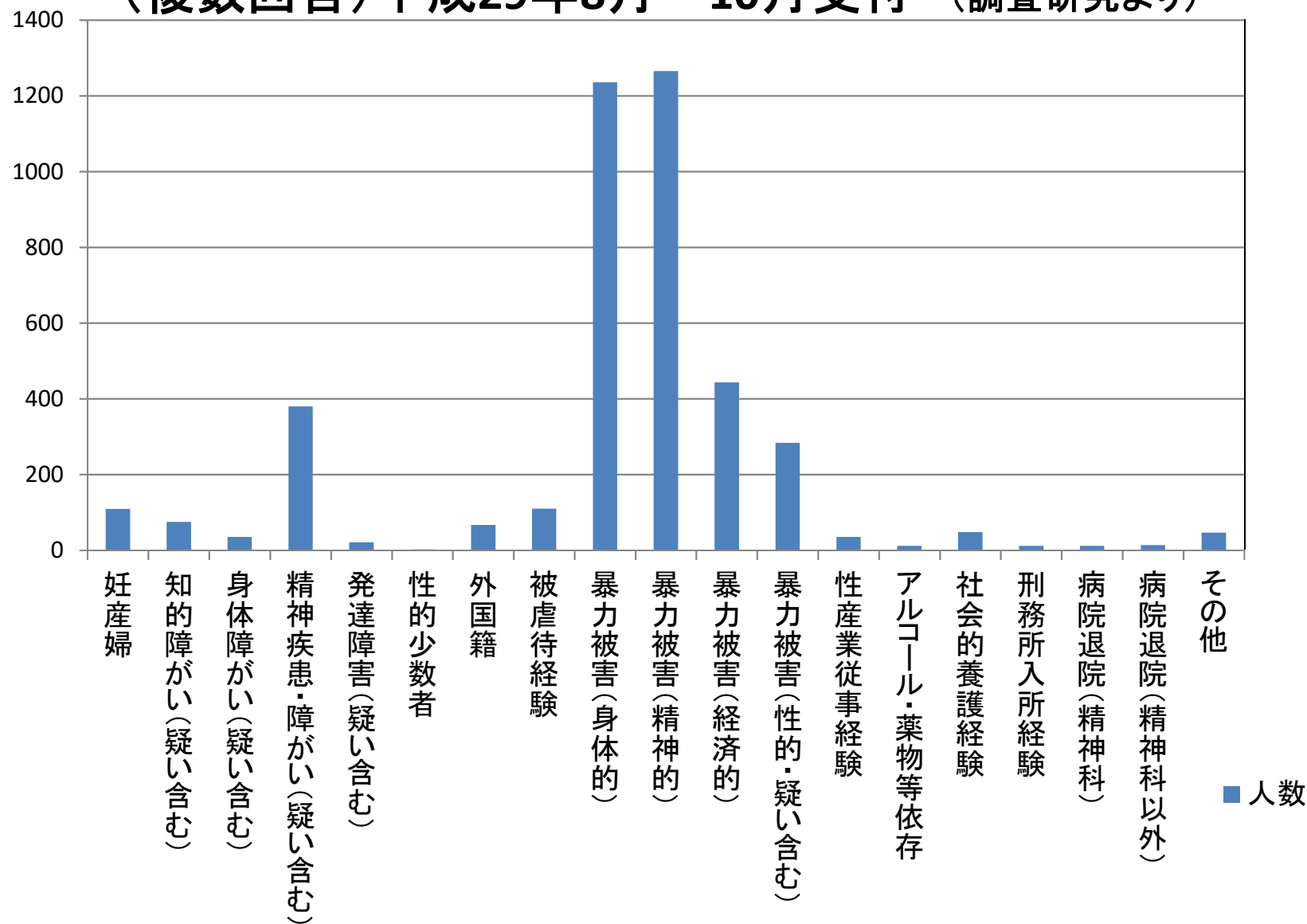
＜支援の実態＞

多様な支援ニーズへの対応と多岐にわたる支援

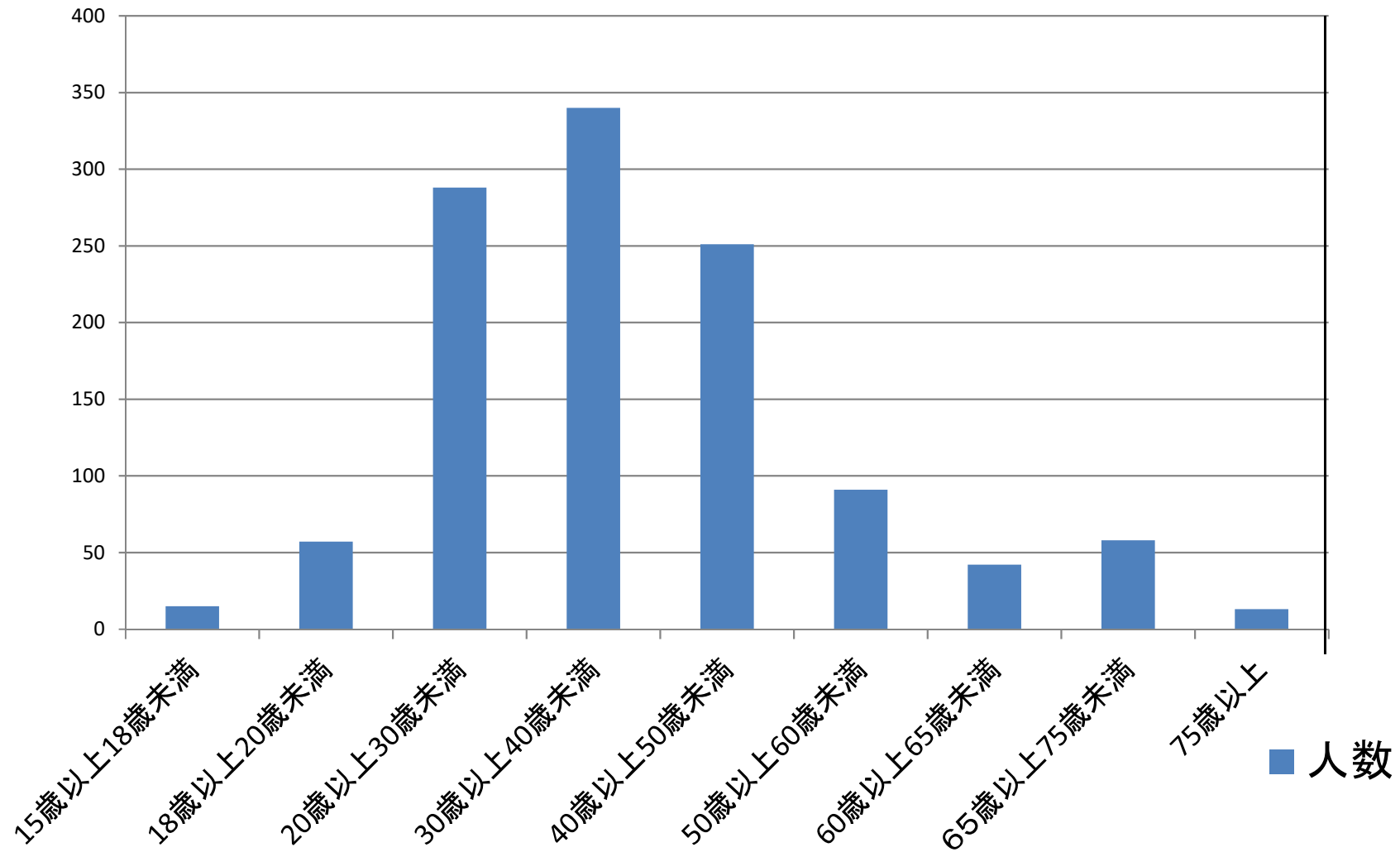
来所相談の年齢別人数 （調査研究より）



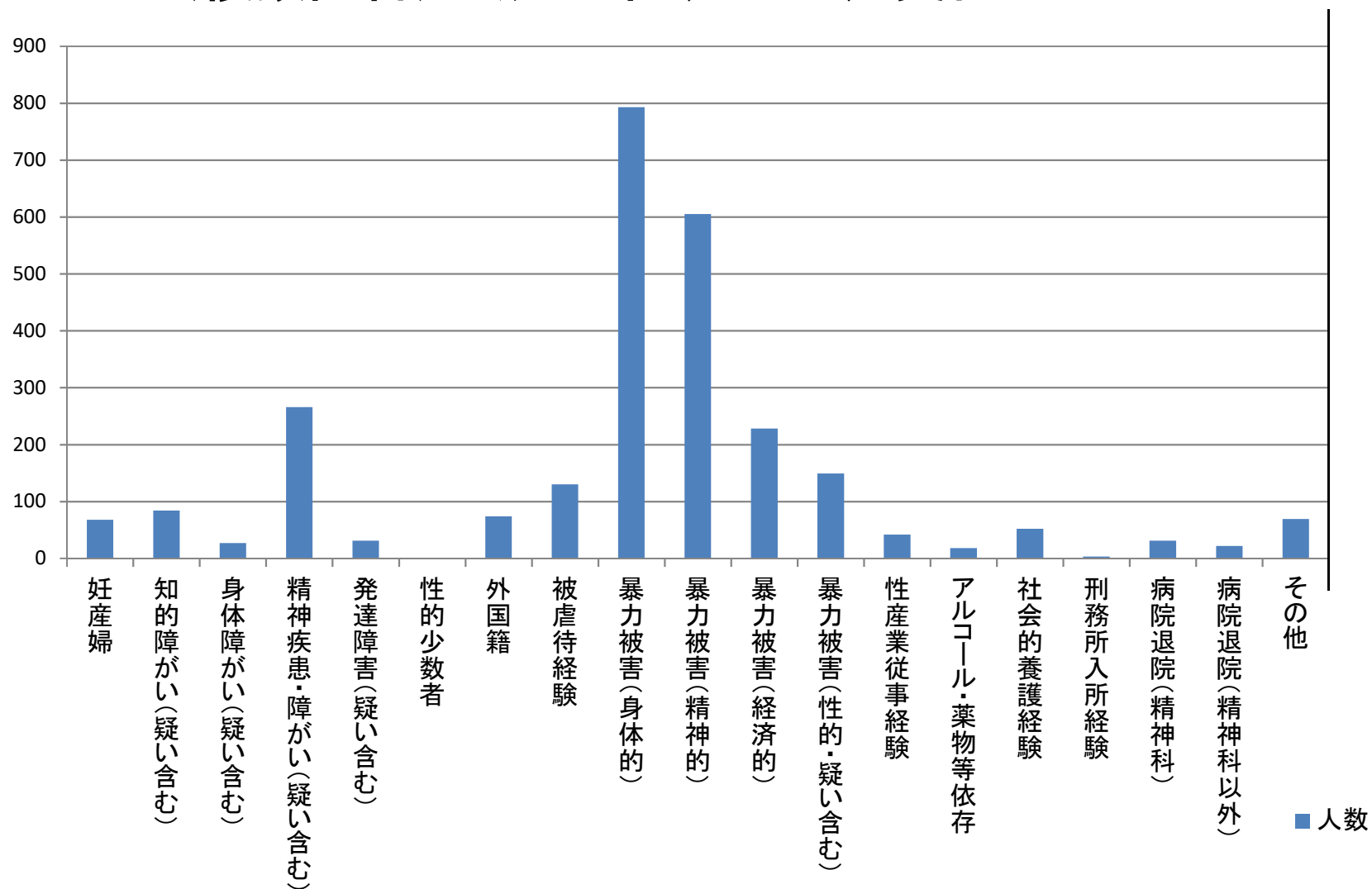
来所相談における本人の属性・課題人数 (複数回答)平成29年8月～10月受付 (調査研究より)



一時保護の人数 平成29年8月～10月受付 (調査研究より)

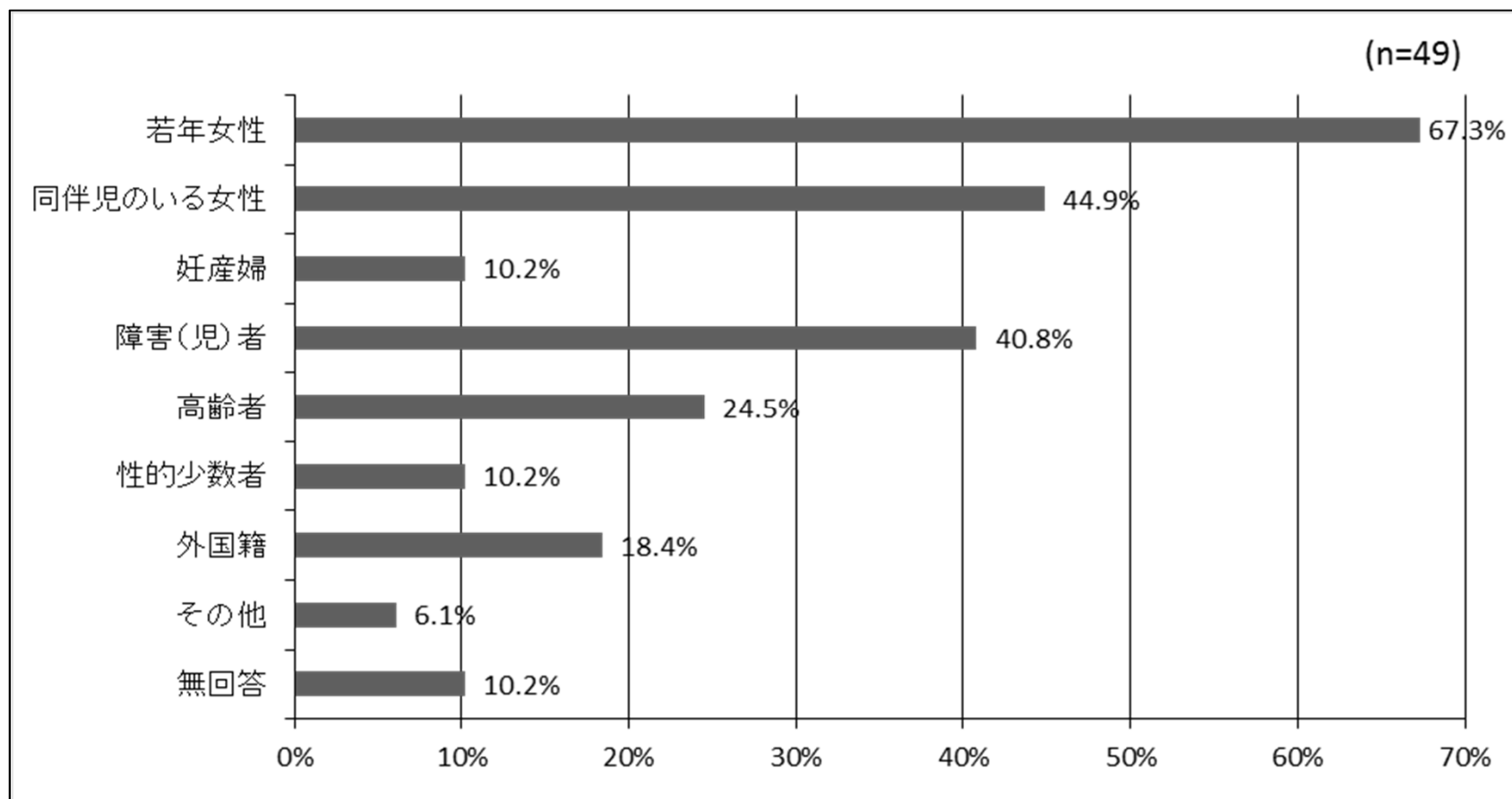


一時保護における本人の属性・課題人数 (複数回答)平成29年8月～10月受付(調査研究より)



一時保護につながらないケース (単数回答)(調査研究より)

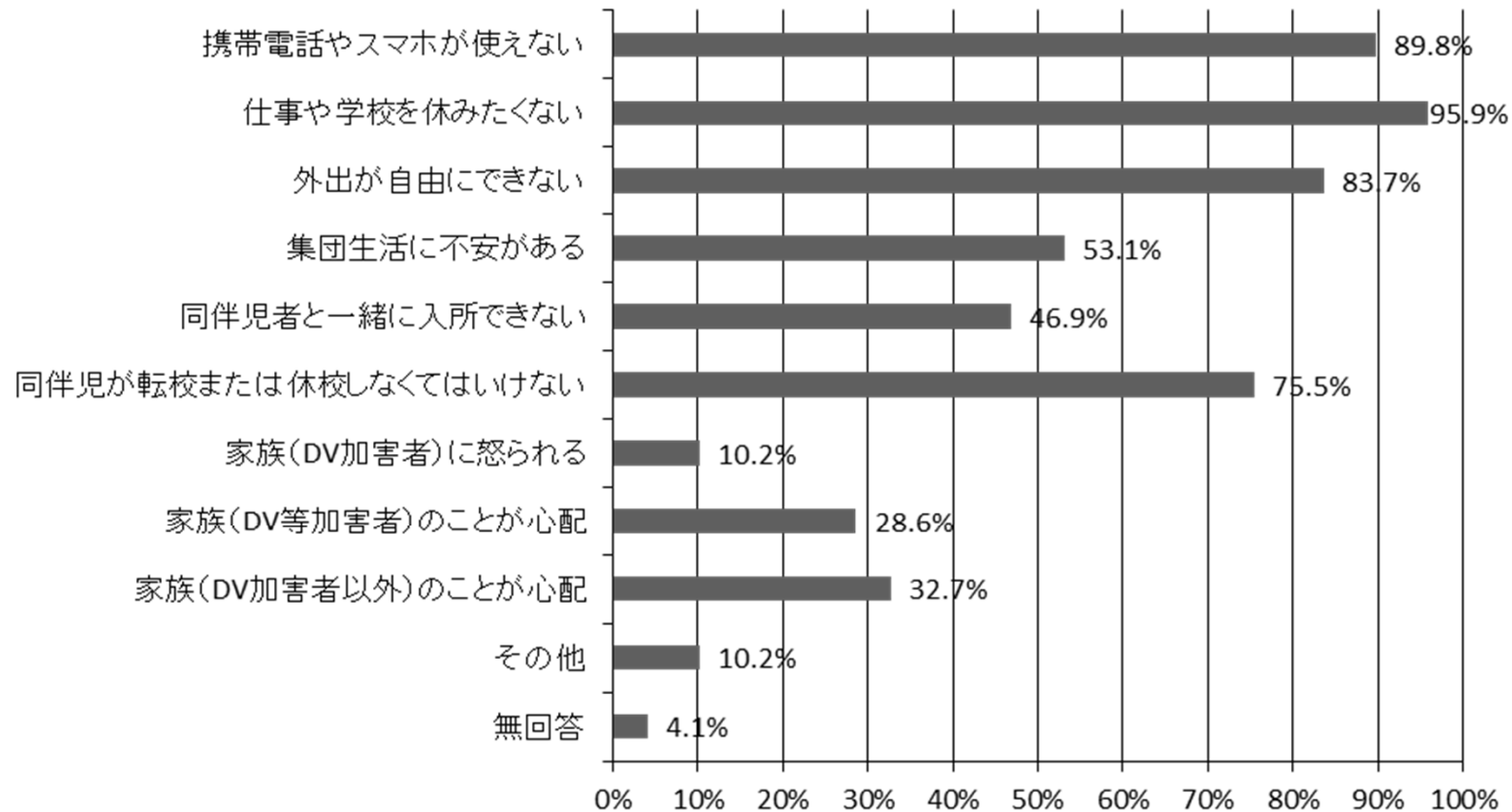
若年女性の理由: 本人の同意がえられなかったため(90%)



一時保護の同意が得られないケース (複数回答)(調査研究より)

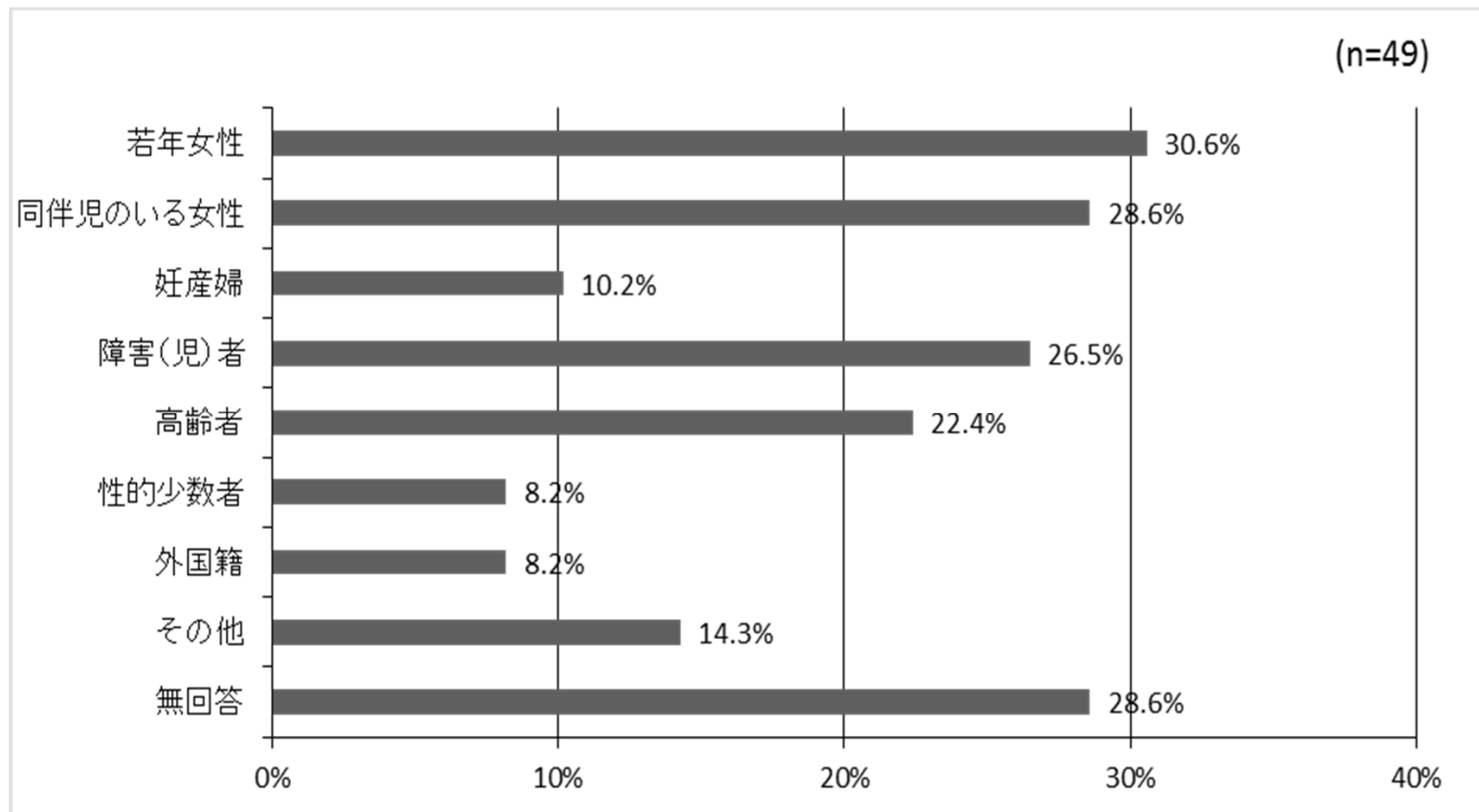
属性等不問

(n=49)



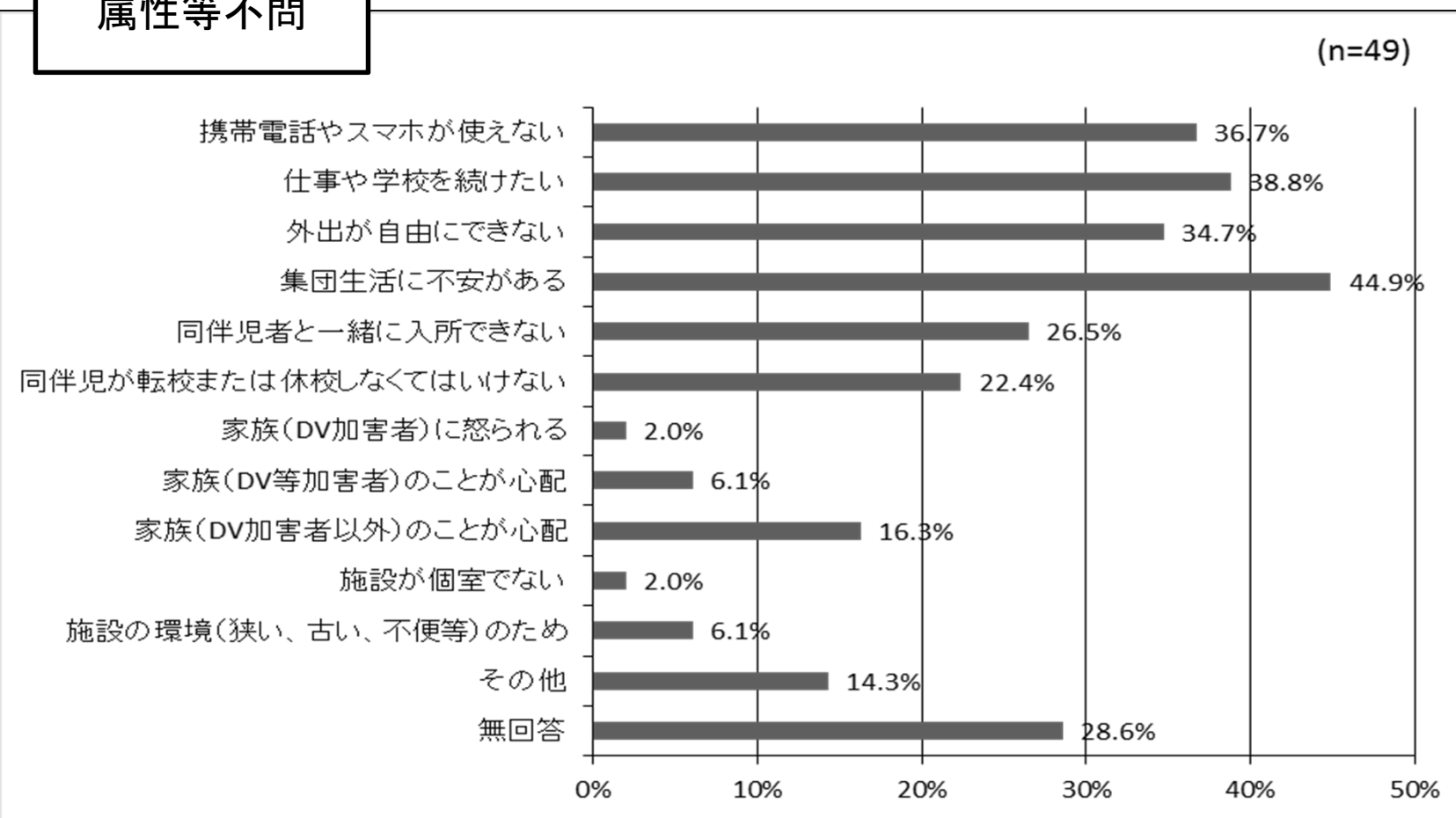
婦人保護施設入所につながらないケース (複数回答)(調査研究より)

若年女性の理由: 本人の同意が得られなかったため(80%)



婦人保護施設入所の同意が得られないケース (複数回答)(調査研究より)

属性等不問



若年女性への支援についての課題

相談対応について（調査結果より）

- 電話以外、SNS等による相談体制が可能か
- 相談員の年齢層が高く、相談しづらい可能性がある
- 未成年の場合、保護者からの同意がなければ、口座手続きや就労の雇用契約等自立に向けての支援が困難

一時保護所入所者について(調査結果より)

- ・若年女性の意向をどう把握し、どのようにするか
- ・スマホが使えないことへの拒否感
- ・被虐待等、心理的ケア、心理教育の必要性
- ・日中の過ごし方のメニューが乏しい
- ・集団生活(規則正しい生活)になじまない

- ・若年女性への対応スキルの確立
- ・被虐待等の課題に対する心理ケアを充実できる体制整備

たとえば

現状の一時保護所とは別の場所、別の支援方法による保護

被害女性への心理的ケア

調査結果から

- ・実施している支援内容(複数回答)
心理的ケア:98.0%
- ・不足している支援内容(複数回答)
心理的ケア22.4%

*「心理判定員」は配置されているが、充実した
ケアまでに至らない

心理ケアを充実できる体制整備

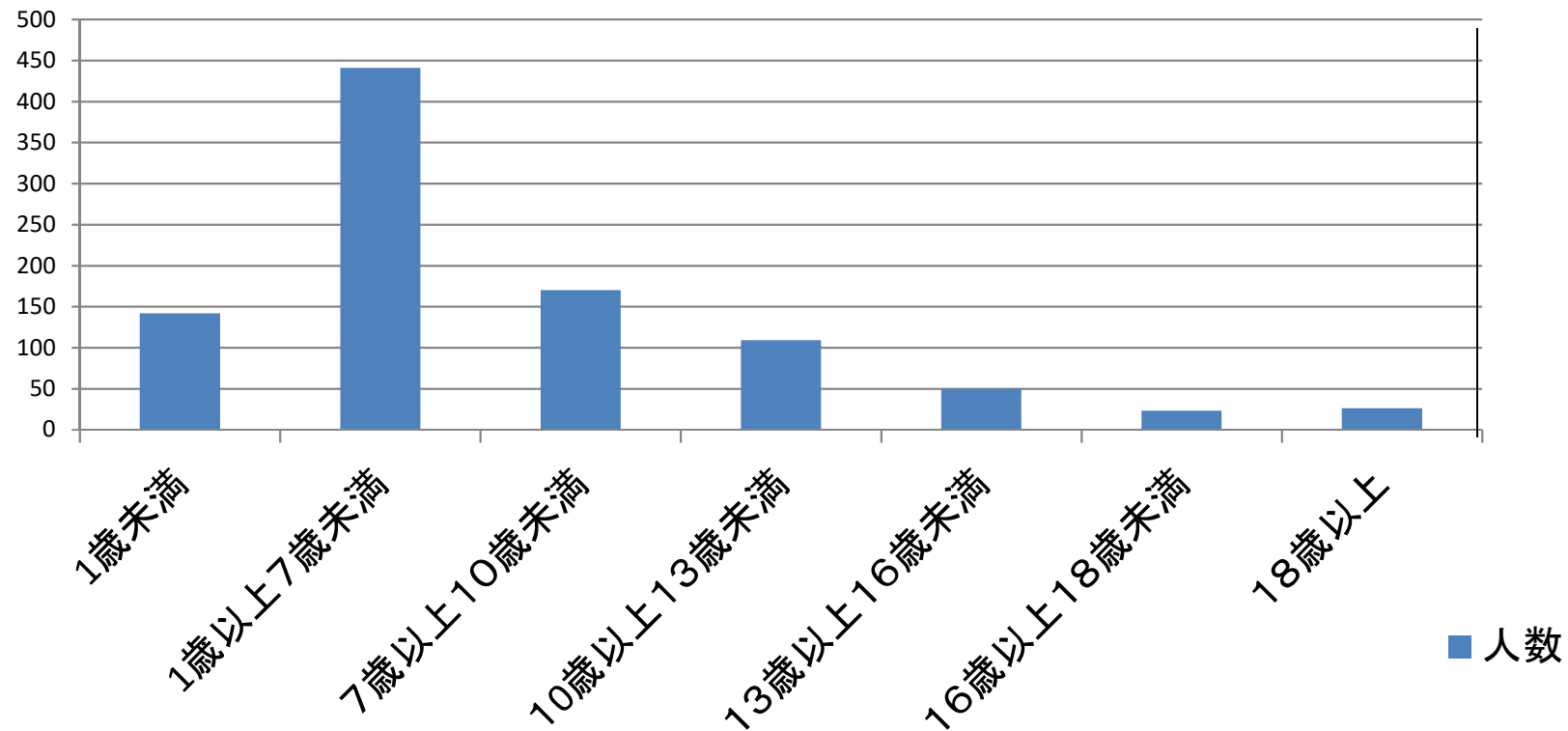
* 入所期間が短いことから、アセスメントの充実
と地域支援にいかにつなげるか

切れ目のない支援のための地域の関係機関との連携

同伴児童について

一時保護所入所者(本人)の人数(平成29年8月～10月) **1,155人**

同伴児童の人数(平成29年8月～10月)
全数 **961人** (調査研究より)



同伴児への支援内容 (n=49)

調査数	継続的な支援内容		一時保護時の支援内容	
	同伴児 (乳幼児)	同伴児 (学齢期)	同伴児 (乳幼児)	同伴児 (学齢期)
児童相談所との連携・面接・相談	58.3	64.6	81.3	87.5
要対協との連携	31.3	29.2		
保育・保育代行	14.6	6.3	81.3	39.6
新生児養育支援	2.1	－	37.5	4.2
心理的ケア	6.3	10.4		
心理教育			29.2	47.9
親子関係の観察			85.4	77.1
愛着形成支援	2.1	－		
親子関係の再構築	4.2	2.1		
被虐待児ケア	2.1	2.1	33.3	33.3
児童デイサービスにつなぐ	2.1	2.1	6.3	8.3
保育所入所・転所支援	6.3	4.2	39.6	10.4
学習支援	－	－	12.5	83.3
遊びの支援	－	－	64.6	58.3
その他	14.6	12.5	6.3	14.6
無回答	29.2	27.1	4.2	2.1

平成29年度婦人相談所基礎調査より

保育士の配置状況			
保育士	専務	兼務	計
常 勤	3	1	4
常勤及び非常勤	1	1	2
非常勤	14	2	16
非常勤及び アルバイト	0	1	1
アルバイト	1	1	2
小 計	19	6	25
配置なし			24
計			49

同伴児童への対応についての課題

- ・発達や学習の遅れ、精神的不安定さ、問題行動等がみられ、被害女性以上に暴力被害の影響を受けているケースが多い
- ・保育や学習等の支援体制について、設備も含め、地域によってばらつきがあり十分ではない
- ・心理ケアについて、心理判定員の体制が整っていない

「同伴」ではなく「主体」として対応するために、
児童福祉法の支援の対象と位置付けるべき

(2) 他法他施策との関係や根拠法の見直しについて

他法他施策優先の考え方

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に対応した婦人保護事業の実施について」(2)

平成14年3月29日(平成20年1月11日改正)(雇用均等・児童家庭局長通知)

④ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、援助を必要とする状態にあると認められる者

この通知以降、福祉施策の変更、充実あり

現状

- ・夜間、休日での、高齢者、障害者の保護の体制が不十分なため、それぞれのニーズに合った支援ではなく「女性」ということで一時保護が求められる。
- ・高齢者は介護認定、障害者は区分認定がされないためショートステイ等の利用ができず、一時保護中に認定作業をするため、高齢、障害に合った支援が不十分なまま保護が長期化。
- ・婦人保護施設に入所後、障害者施策の活用が必要となっても、施設所在地の施策の窓口との連携が困難

地域福祉のネットワークに入れていない

売春防止法の見直し

- 34条

- 婦人相談所の名称の変更(婦人から女性へ)
 - 役割の明確化
 - 支援する女性の定義の見直し(売防法では限界)

- 35条

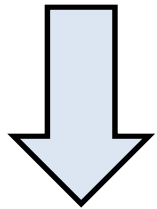
- 婦人相談員の、都道府県、市町村の設置義務
 - 婦人相談員の資格の明確化

- 36条(関連)

- 婦人保護施設の利用を婦人相談所の措置ではなく、(案)市区町村との契約へ

都道府県と市町村の役割

婦人相談所は、都道府県設置の相談所であり、生活保護、障害、高齢、子育て支援等、在宅サービスの多くは市区町村が管轄している。婦人相談所で受けた相談を地域で具体的に支援していくのは市区町村となる。しかし現在、婦人保護、女性支援は、市区町村の業務として位置付けられていないため、他の在宅サービスとの連携が困難である。



- ・地域生活がゴール
- ・そのための切れ目のない支援が必要
- ・それができないのは、相談者、利用者にとって不利

婦人保護、女性支援を市区町村の責務とし、市区町村の在宅福祉ネットワークの中に位置づける。

そのために、市区町村に婦人相談員の配置を義務化するとともに、財政的な配慮が必要である。

(3) 婦人相談所の役割や機能

婦人相談員の配置状況(厚生労働省資料)

自治体	市区数(A)	婦人相談員配置 市区数(B)	配置率 (B/A%)	自治体	市区数(A)	婦人相談員配 置市区数(B)	配置率 (B/A%)
1	35	12	34.3	25	13	5	38.5
2	10	6	60	26	15	1	6.7
3	14	14	100	27	33	6	18.2
4	14	2	14.3	28	29	15	51.7
5	13	1	7.7	29	12	0	0
6	13	13	100	30	9	1	11.1
7	13	5	38.5	31	4	4	100
8	32	4	12.5	32	8	2	25
9	14	14	100	33	15	2	13.3
10	12	4	33.3	34	14	8	57.1
11	40	12	30	35	13	6	46.2
12	37	11	29.7	36	8	3	37.5
13	49	49	100	37	8	8	100
14	19	13	68.4	38	11	6	54.5
15	20	5	25	39	11	0	0
16	10	4	40	40	28	8	28.6
17	11	5	45.5	41	10	4	40
18	9	4	44.4	42	13	4	30.8
19	13	2	15.4	43	14	14	100
20	19	11	57.9	44	14	1	7.1
21	21	7	33.3	45	9	2	22.2
22	23	15	65.2	46	19	7	36.8
23	38	3	7.9	47	11	11	100
24	14	14	100	合計	814	348	42.8

地域差が大
↓
支援方法の差が大

婦人相談所一時保護所の機能

- ・婦人保護、女性支援を市区町村の責務とし、市区町村の婦人相談員の配置を義務化
- ・婦人保護、女性支援を市区町村の在宅福祉ネットワークの中に位置づける



市町村は

- ・支援可能な女性を、市区町村が持つ施設、又は民間シェルターを活用した一時保護

婦人相談所は

- ・より困難な課題を抱え、心理、精神科判定が求められる女性の保護
- ・夜間、休日の緊急保護の対応
- ・加害者から守る等、危機管理体制が必要な女性の保護
- ・新しいニーズへの対応の検討

- ・専門職の配置と専門性の強化
- ・対応に必要な人員体制

婦人相談所の役割、機能

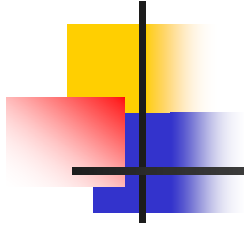
- ・婦人保護、女性支援を市区町村の責務とし、市区町村の婦人相談員の配置を義務化
- ・婦人保護、女性支援を市区町村の在宅福祉ネットワークの中に位置づける

様々な機関が協力、連携をして支援する体制

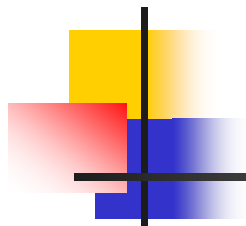


婦人相談所は

- ・女性支援のための、地域連絡協議会議の設置
- ・女性支援の専門性を発揮し、スムーズな地域連携のためのコーディネーターとしての役割を持つ



松本構成員提出資料



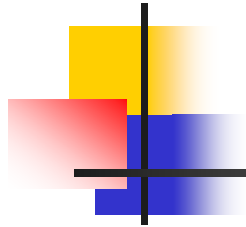
2018・8・23

困難な問題を抱える女性への 支援のあり方に関する検討会

全国婦人相談員連絡協議会

松本 周子

(水俣市福祉事務所婦人相談員)



(1)対象とする「女性」の範囲・支援 内容について



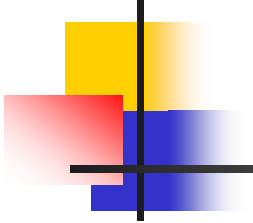
○包括的な定義及び具体的定義

■ 包括的な定義

対象は困難な問題を抱えるすべての女性とし、その人権を擁護し、一人ひとりの問題に対して、総合的な社会支援を行う。人権問題、差別、格差等の社会構造があり、社会福祉・法律・医療的支援等を行なう。

■ 具体的な定義

現在のニーズから、あらゆる暴力の被害者(DV、ストーカー被害・性暴力の被害・売春・アダルトビデオ出演強要・JKビジネス)、日常生活を営む上で困難な問題を抱える女性(生活困難、借金・離婚・住宅・行き場所ない・妊娠・出産・外国人女性の問題・障害(児)者の問題・精神疾患等医療の問題、LGBTI等マイノリティの問題)を範囲とし、生活上の様々な困難を抱えた女性やその子供達の一人一人の事情に合せ、再出発のために社会資源をコーディネートし、問題解決及び女性の自己決定権を支える等の支援を行う。



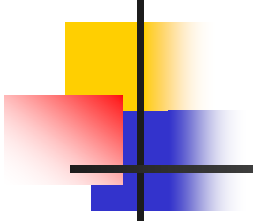
○若年女性、性暴力被害者等の ニーズに応じた支援

■ 若年女性について

20歳未満の若年女性については、法律的な狭間にあることが困難を生んでいる。一時保護の場合、児童か、婦人かの法律の壁があるが、抱える問題の内容によっては狭間が解消されるような支援のあり方ができないか。

■ 性暴力の被害について

支援実態調査結果では、婦人相談の内、最も多い夫等からの暴力の被害者の中で「性的暴力を受けた」が62,1%、「性的虐待経験」が45,1%あるとなっている。婦人相談員は、関係機関と連携しながら、警察、医療機関、弁護士、裁判所等同行支援をし、相談者に寄り添っての支援が必要と思われるが、二次受傷する場合も多く、スーパーバイザーの体制が必要である。



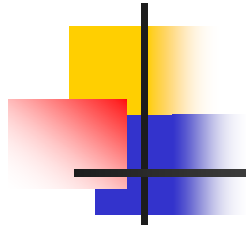
○被害女性や同伴児童への 心理的ケア

- **母子の回復プログラムのシステム化について**

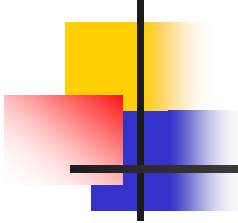
DV被害女性と同伴する子どもは、DVによって大きな被害を受けたことでその回復には時間がかかる。母子が一緒に参加しての回復プログラムを支援の一つとしてシステム化し、支援の一環に加えられるなら、脳に被害を受けたと思われる子どもたちの回復や、母子関係の回復につながる。

- **母子回復プログラムは民間への委託事業とする**

行政ではなかなかできないプロジェクトであることから、すでに実績のある民間団体への委託事業とし予算化する。



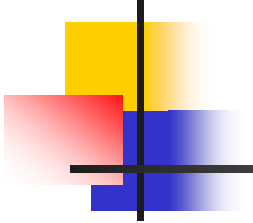
(2)他法他施策との関係や根拠法の見直しについて



○他法他施策優先の考え方

■ 他法他施策優先を削除について

一人の女性の、性の傷つきは他機関にたらい回しになることで十分な支援に繋がらない。より柔軟に関係機関との連携を図り、年齢や管轄で区切ることのない一貫した支援の在り方が必要である。他法他施策優先は、必要があれば支援しようとする窓口と、対象者を狭く取る窓口に分化して、現実の業務とのねじれ現象、窓口格差、地域格差が大きくなる。



○ 根拠法となる売春防止法(第4章)

の見直し

- **第1章に「女性の人権擁護」を明確に位置付ける。**

女性の人権を明確にしないままに見直しをするということは、女性への蔑視や差別をそのままにすることになる。

- **第2章第5条、第3章を廃止する**

「勧誘」の名のもとに犯罪者として扱われ処罰の対象とされている。婦人保護事業が支援する対象は、処罰の対象ではなく、支援の対象である。

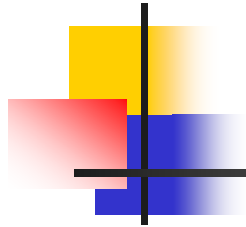
- **第4章の見直しについて**

第35条の2の「婦人相談員を委嘱することが出来る」を、都道府県と同じ「委嘱する」と改正をお願いしたい。

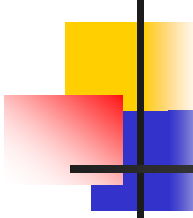


○用語の見直し

- 婦人→女性
- 収容→入所
- 保護更生→自立支援
- 収容保護→入所支援
- 指導→支援
- 要保護女性→要支援女性



(3) 婦人相談所・婦人相談員・婦人保護施設の役割や機能について



○支援の実施体制(都道府県と市町村の役割)

- **婦人保護事業の位置づけを市区町村の責務とする**
売春防止法に市町村の責務や役割についての規定がない、婦人保護事業の理解が進まないというところが、婦人相談員の雇用が不安定な状況と重なる。1年契約の雇い止めのある不安定な雇用条件で仕事をしている婦人相談員がほとんどという現状がある。
- **全婦相が平成30年4月の調査結果の勤務年数について**
- **平成28年に売春防止法35条の「婦人相談員は非常勤とする」が削除された後の婦人相談員の状況について**



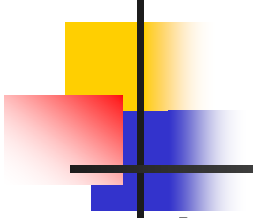
○婦人相談所(一時保護所)、婦人保護施設の機能

- **一時保護の機能を持つ婦人相談所との連携について**

一時保護所への入所については、各地域で違いがある。入所後の規則等も一時保護につながらない理由の一つとなっている。今後の検討課題と思われる。

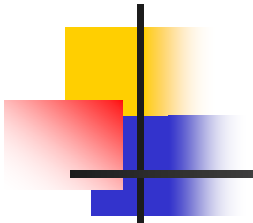
- **婦人保護施設の広域保護の利用について**

母子生活支援施設と同じように福祉事務所からの広域保護が可能となるよう検討ができないか。



○婦人相談員の配置

- **市区では任意となっている婦人相談員について、**
設置義務とする。
- **婦人相談員の配置数について**
一時保護や婦人保護施設を利用せずに、地域で生活続ける女性やその子供たちを支援している実態に沿ったソーシャルワークを可能とする婦人相談員の配置の検討は緊急課題。児童虐待の背景に母親がDV被害を受けていることは少なくないことから、婦人相談員も児童福祉司と同様に人口比とした配置の数値化が必要である。
- **市区の婦人相談員には兼務が多い**
母子・父子自立支援員、家庭相談員との兼務が多いことから、婦人相談員の専門職としての配置が必要。



○関係機関との連携

- **婦人保護事業支援ネットワークの連携会議の設置が必要**

児童相談の分野において、要保護児童対策地域協議会があるように婦人保護事業においても関係機関連携会議の設置が望まれる。

- **広域での関係機関との連携**

婦人保護事業の特徴でもあるDV被害者、性暴力の被害者の広域保護について苦慮するところがあることから、全国的な連携についても検討が必要である。

- **民間団体との連携について**

行政ができない部分、縛りのある部分において民間団体と連携しながら支援することが必要である。民間団体の活動費の予算をつけていただきたい。

横田構成員提出資料

困難な問題を抱える女性への 支援のあり方に関する検討会

《 婦人保護施設プレゼンテーション 》

全国婦人保護施設等連絡協議会
会長 横田 千代子

婦人保護事業の対象範囲

平成14年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について＜雇用均等・児童家庭局長通知＞
平成19年、20年一部改正

- 1 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- 2 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- 3 配偶者からの暴力を受けた者（事実婚を含む）
- 4 家庭環境の破綻、生活困窮等の困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- 5 人身取引被害者（婦人相談所における人身取引被害者への対応について＜家庭福祉課長通知＞平成16年
- 6 ストーカー被害者（「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について＜家庭福祉課長通知＞平成28年

女性たちの現状（施設利用者の現状）

①複合的な困難を抱える女性たち

- ・ 暴力（DV・性暴力・性虐待）、貧困、心身の疾患・障害
- ・ 社会的孤立・居場所の喪失、性的搾取、不安定雇用
- ・ 家族の機能不全・予期せぬ妊娠

②制度のはざまに置かれる女性たち

- ・ 複合差別（障害・外国人）、法制度や社会資源の未整備

③現代的課題

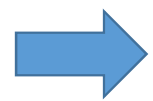
- ・ 若年女性への性暴力
- ・ 性搾取被害（JKビジネス・AV出演強要等）
- ・ SNSによる被害の拡大と潜在化

婦人保護施設設置・運営状況から見える課題

- 婦人保護施設・・・任意設置（未設置＝7県、休止＝1県）
- 公立公営・公立民営・民営・・・DVに特化される一時保護所併設施設の課題
- 婦人保護施設の役割と機能・・・中・長期支援とトラウマケア
- 自立支援の考え方・・・就労自立≠自立
- 入所者数の低下・・・措置入所制度（ニーズがあってもたどりつかない制度の仕組み）
老朽化を克服しても入所率は低下

婦人保護施設による支援の課題

- 多様な課題を抱えた困難な事例が増えている



個別的・専門的対応の必要性

他機関との連携なしには支援は完結しない

(福祉事務所、児童相談所、警察、民間団体、障害・高齢福祉機関等)

~~他法・他施策優先~~ → 他法他施策との連携へ

- 女性たちにとって相談・支援のハードルが高い
- 婦人保護事業にたどりつか(け)ない女性たち (支援ニーズの潜在化)
- 女性がつれてくる子どもへの支援が圧倒的に不足
 - 通学できない期間が1～2ヶ月に及ぶ場合もある
- 体制及び支援のナショナルスタンダードがない
 - ローカルルール of 支配、地域間格差、国の運営指針がない

売春防止法による限界

- **職員不足**－24時間・365日対応可能な人員配置と予算
国基準では支援員2名（定員50名以下の施設）
（50名以上でも2人＝利用者〇人に対し支援員〇人という考え方がない）
- **専門職不足**－福祉職、心理職、保育士、学習支援、精神科医
- **専門性の不足**－資格要件無し、研修・スーパーバイズの世界、支援者の育成
- **施設・設備の不備**－現代的ニーズに合った設備が必要
（ステップハウス、若年者のための施設、保育室、学習室）
集団生活・規則と現代的ニーズ（最低基準は未だ4人部屋）
- **自立支援プログラムの不備**－売春防止法に「支援」という考え方がない
- **利用者の生活資金保障の不備**－医療費、交通費、本人支給金

婦人保護事業等における 支援実態等に関する調査研究より

課題

- 「心理的ケア」に「十分に対応できていない」=23／47（施設数）
- 「性暴力被害」に支援として対応できていない=16／47
=理由の多くは「専門性の不足」
- 「専門性の不足」: 女性への支援＝性暴力を含む暴力被害、貧困、若年、妊娠、出産、高齢、障害、子ども等様々な支援要素が含まれる

連携

- 「**婦人相談所**と連携がとれていない」（全く、あまり）=**43／47**

なぜ、女性か？

○ 女性が抱える女性性の困難と売春防止法

性暴力被害 DV被害 性的搾取 予期せぬ妊娠

女性と子どもの貧困 不安定な女性の雇用

性別役割分業体制 家族機能不全

なぜ、新しい支援の仕組みが必要なのか？

暴力被害・虐待・性売(売春)・性的搾取・貧困・家庭破綻等様々な困難を抱える女性の
「自立を支えるための支援のしくみ」がないため



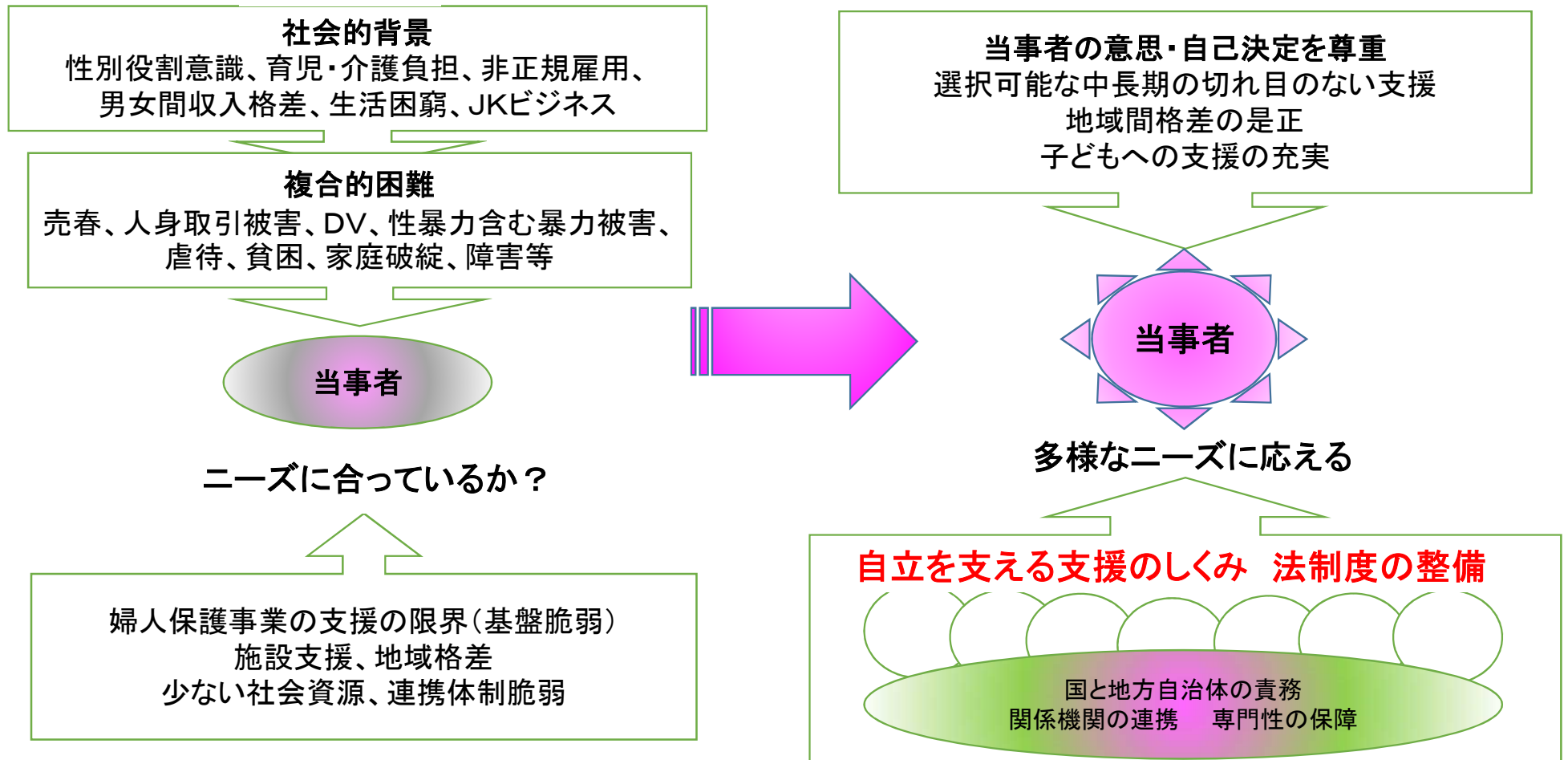
現行法制度では限界

（ 婦人保護事業、売春防止法、DV防止法、
ストーカー行為規制法、人身取引対策行動計画、
生活保護法、児童福祉法 ）

今後の方向性(イメージ図)

《 現 状 》

《 今後の方向性 》



新しい支援体制に向けて

1 趣 旨

- 様々な複合的困難を抱えた女性とその子どもの尊厳を回復し、
基本的人権を尊重することを理念とする
- 女性のニーズに応じた自立支援のしくみをつくる
- 国及び地方公共団体の責務を明確にする

2 対象

- 様々な複合的困難を抱え、自立に向けた支援を必要とする
すべての女性及びその同伴する子ども

3 支援内容・体制

当事者主体の支援(当事者の意思・自己決定尊重)のために

- 当事者のニーズに応じた支援をコーディネート
 - 選択可能な施策・支援（どこでも利用できる豊富な資源・サービス）
 - 切れ目のない支援（多機関連携でつなぐ支援・複合課題に対応）
 - 中長期的な自立支援（「当事者個別の自立」を中長期計画で支える）
- 地域の多機関連携による継続的支援体制

～地域支援ネットワークの中核としての女性支援事業へ～

4 国及び地方公共団体の責務

- 国及び地方公共団体は、要支援女性とその子どもの支援に必要な措置を講じる責務を有する

必要な措置：体制整備、財政措置（人員・専門職配置、事業等）
情報収集・提供、人材育成、啓発等

婦人保護事業を超えた新しい枠組みへ

「女性自立支援法（仮称）」が必要！

売春防止法は全面改正！！！！

仁藤構成員提出資料

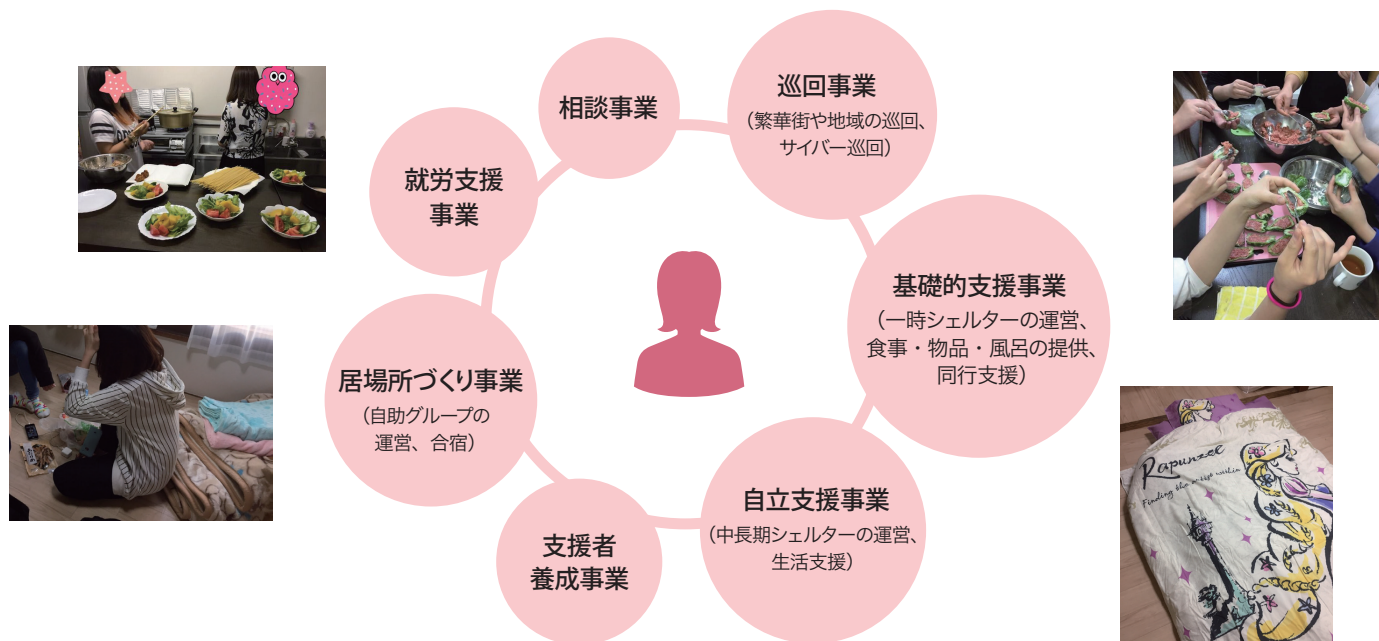
Colabo

Colaboの活動

「すべての少女に衣食住と関係性を
困っている少女が搾取や暴力に行きつかなくてよい社会」を合言葉に活動。

公的機関が閉館中の夜間や休日でも本人自ら駆け込める**シェルター**を開設。

年間**100**名以上の全国的女子中高生と関わっている。



- 社会的背景 - ①支援につながる前に、危険に取り込まれる子どもたち

虐待や貧困などを背景に、児童買春や性暴力の被害に遭ったり、犯罪に巻き込まれる子どもが後を絶たない。

夜の街では JKビジネス（女子高生の性を売買することから、日本における人身取引と国連などから指摘されている）の経営者や違法風俗店のスカウト、買春者などが少女たちに声をかけており、その数は渋谷や新宿で毎晩100人以上。

「仕事探してない？」

「ここで何してるの？お腹すいてない？」

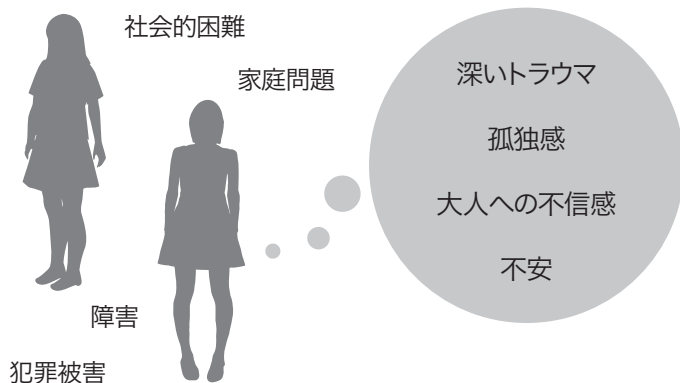
「こんなところにいたら危ないし、
補導されちゃうよ」

などと声をかけ、食事や宿泊場所、寮や
仕事を提供することを搾取の手段として
近づき、売春や犯罪に斡旋している。



- 社会的背景 - ②背景に虐待や貧困、障害、孤立

- 背景には、さまざまな困難。
- 知的障害、精神障害、発達障害のある子どもが狙われ搾取されているケースも多く、性被害にあった子どもが自傷行為や自殺未遂を行うケースも後を絶たない。中には、小学生の時の被害もある。



虐待

H27 通告件数

10万3000件以上

妊娠・中絶

H27 10代人工中絶件数

1.6万件

困った子ども

子どもの貧困

H26 7人に1人



困っている子ども

自殺 10代死因第1位

H27 10代 554人

高校中退 H27 4.9万人

不登校 H27 高校生 4.9万人 中学生 9.8万人

そうした子どもたちを早期発見し、支援に繋ぐ活動が求められている。

- 社会的背景 - ③公的機関の支援からこぼれおちる子どもたち

青少年のニーズに合わない公的機関の体制

夜の街で中高生に声をかけたとき「保護じゃないよね？」と怯えた表情で言われることがある。児童福祉につながった経験を持ちながら、適切に対応されなかったことから不信感を抱いている。

- ・ 開所時間・保護の体制に問題
- ・ 保護のニーズが高まる夜間や休日は児童相談所は閉館、開いている公的機関は警察だけだが子どもを保護するための機関ではない。
- ・ また、一時保護所では、職員やスペースの不足から管理・指導的な対応が行われていること、ハイティーンの子どもへの専門性の不足などから「二度と行きたくない」と話す中高生。
- ・ 家出や買春に関わる子どもは児童福祉施設や里親家庭での受け入れが難しい。
- ・ 青少年への対応に特化し、時間をかけて関係性を築くことのできるシェルターの増設や、官民の支援機関の連携が必要である。



- 社会的背景 - ④「助けて」と言えない子どもたち



**出会いに行かなければ、
出会えない子どもたち**

- ・これまで私たちのもとには、青少年支援者から「そういう子どもは窓口に来ない」「出会えない」などの相談も寄せられた。相談窓口で電話し、時間を予約して、足を運ぶことは現実的ではない。
- ・暴力の中で育ち、自分が悪いと思い込んでいたり、人間不信になっていたりする子どもたちは、自分から相談に行かない。自分が困っていることを認識できていなかったり、自暴自棄になったりしていることも多い。そうした子どもの多くは「大人に諦められた」と感じる経験を持っており、自分から助けを求められない。

事例

一 ある中学生の体験 一

「自分に関心を寄せてくれるのも頼れるのも、
体目的の大人だけだった」

Colabo で保護したある中学生は、母親とその彼氏による暴力から逃れるため、真冬の深夜2時頃家を飛び出し街をさまよっていた時「お腹すいてない?」と見知らぬ男に話しかけられた。男はコンビニでおにぎりを買ったあと、少女を家に連れ込み、強姦した。「家にいられないとき、声をかけてくれるのは体目的の男の人だけだった。そういう人しか自分に関心を持たないと思っていたし、頼れるのはそういう人だけだった。女の人が声をかけてくれることはなかった。自分が大人になったら、そういう子たちに声をかけられる人になりたい」と話した。



一 ある高校生の体験 一

「2年前、渋谷で声をかけられたのが
きっかけで、連絡してみようと思った」

ある少女は、中学生の時に仁藤に街で声をかけられ、連絡カードをもらっていた。その時すぐには支援につながらなかったが、家出を繰り返したことから児童相談所に保護され、家庭復帰はできないと判断されていた。保護中、関わった事件が発覚し、少年院送致となった。少年院では自身の生活を反省し、人生をやり直したいと思ったが、出院時には、児童相談所と少年院・保護観察所が管轄の違いにより一切連携をしておらず、家庭に戻された。家では虐待され、このままでは前の生活に戻ってしまうと思い、私たちを思い出して連絡をくれた。Colabo で保護し、関係機関連携会議を開催、官民が連携して支援中である。



街をさまよう中で児童買春被害にあった少女たちが、そこに至る前に子どもを守る立場にあるはずの保護者、教員、児童福祉施設職員などから言われた言葉を作品にした。

A close-up photograph of a person's hand holding a four-leaf clover. The person is wearing a bright pink, textured knit sweater. The background is a blurred outdoor setting with a paved path and green foliage. The lighting is bright, suggesting a sunny day.

目指す社会像

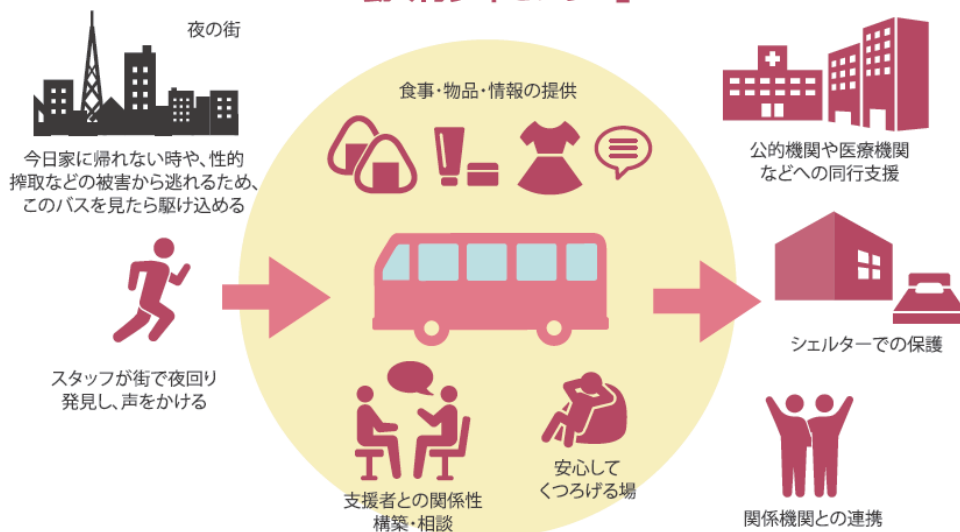
すべての青少年に「衣食住と関係性」があり、
困難を抱えた青少年が危険につながる以外の選択肢を持ち、
搾取や暴力に行きつかなくてよい社会。

- 課題解決のために -

1. 家に帰らず/帰れずにいる子どもを発見し、声をかけ、つながる

- 夜の繁華街に停車したバスを拠点に青少年へのアウトリーチを行う。
- 同時に中間的就労の場を作り、入口と出口の支援を強化し、出会いから自立まで支える仕組みを確立する。

夜間巡回バスによるアウトリーチ支援事業 「動く青少年センター」



- 課題解決のために -

2. 「つないで終わり」の問題解決型支援から、 関係性を持ち続けることを目的とした伴走型支援へ

関係機関と連携しながら、伴走支援を行う。



複合的に困難を抱えた子どもに対して、金銭的・物的支援、保護、就労支援、住まいの確保などを行うだけでは自立には繋がらない。官民のあらゆる制度を利用しながら、その時々の問題に寄り添い支えていくことが必要。本事業では一つの支援がうまくいかなくても、次の支援、その次の支援と「つないで、戻す」を繰り返せる支援体制と関係性を構築。寄り添うことを問題解決のための手段ではなく目的として考える。青少年に会い、共に考え、行動する存在になる「関係性の支援」を行う。

【支援フロー】

出会いから自立まで、Colaboが伴走

関係機関連携会議

アウトリーチ

- 発見し声かけ
- つながる
- 食事・物品、情報の提供

居場所・相談

- 安心・安全に過ごせる場
- 相談
- 支援者との関係性づくり

一時支援

- Colaboの一時シェルター
- 児童相談所
- 婦人相談所
- 福祉事務所
- 生活困窮者自立支援制度相談機関
- 民間支援団体
- 警察
- 医療機関
- 弁護士
- 労働関係機関
- 学校

中長期支援

- Colaboの中長期シェルター
- 児童養護施設
- 里親
- 自立援助ホーム
- 生活保護
- 民間シェルター
- グループホーム

自立

- 住まいの確保
- 生活支援
- 学習支援
- 資格取得支援
- 就労支援

- 具体的な活動 -

1. 夜間巡回バスによるアウトリーチ

夜の繁華街に停車したバスを拠点に青少年に対するアウトリーチを行い、話を聞いたり、物品や食事、情報提供を行う。



必要に応じてシェルターでの保護、公的機関や病院への同行支援や、生活・法律相談を行う。



【夜間巡回バスの機能】

【フリースペース】



寝転んだり、ゲームをしたり、携帯を充電したり、自由に過ごすことができる



OPEN 20:00
CLOSE 26:00

【キッチンスペース】



簡単な調理ができ、食事を受け取れる

【相談スペース】



食事、勉強、スタッフや友人同士で相談できる



バスには研修を受けたスタッフが常駐

緊急の保護や医療が必要な場合は対応する

【物品スペース】



化粧品や衣類、コンドームなど必要な物をもらうことができる

- 具体的な活動 -

2. シェルターでの保護・同行支援

一時保護

一時シェルターは、「一夜を過ごせる場所がない」ときに駆け込める場として運営。少女ごとに担当スタッフが付き、関係機関と連携し、少女が安心して過ごせる生活場所が見つかるまで、関係各所と連携し、生活を支える。

中長期保護

中長期シェルターは、半年～4年を目安に中長期的に生活できる場として運営。他の受け入れ先が見つからない場合や、18歳以上で児童福祉の対象にはならない年齢であったり、少年院や児童福祉施設退所後に行き先が見つからなかったりする場合などに暮らせる場とする。



- 具体的な活動 -

3. アウトリーチ支援者養成講座の開催

家出体験研修で当事者の気持ちを体感

これまで「気になる子どもがいたけど、どうしたらよいのかわからなかった」と全国の支援者などから相談を受けることが多かった。

困っている子どもを発見し、声掛けできるようになることを目的とし研修を開催。**夜の街を歩くフィールドスタディー、座学、家出体験研修、アウトリーチ実践**などを行う。



4. 街をさまよう青少年の生活実態・背景の調査研究



夜の街をさまよう子どもたちの背景や、生活実態、効果的な支援のありかたについて、**調査・研究**を通して明らかにし、**政策提言**や**国への要請**を行う。

2017 Annual Report

一般社団法人 Colabo | 2017年 活動報告書

「すべての少女に衣食住と関係性を。
困っている少女が暴力や搾取に
行きつかなくてよい社会に」を合言葉に、
中高生世代を中心とする
女子を支える活動を行っています。



私たちの想い

高校時代、私は渋谷で月25日を過ごす“難民高校生”でした。家族との仲は悪く、教員ともうまくいかず、街を彷徨っていた私は当時、「自分にはどこにも居場所がない」と思っていました。街には同じような想いを抱えて集まっている人がたくさんいました。ファーストフードや漫画喫茶、居酒屋、カラオケの他、ビルの屋上に段ボールを敷いて一夜を明かしたこともありました。当時の私や友人たちは、家庭にも学校にも居場所をなくした“難民”でした。

そうした少女が、見守る大人のいない状態で生活するようになると、危険に取り込まれやすくなります。心身ともにリスクの高いところで搾取される違法の仕事、未成年の少女たちの性売買への斡旋や、暴力、予期せぬ妊娠や中絶など、目をつぶりたくなるような現実を、私はたくさん目にしてきました。友達を助けられないこともありました。

高校を中退し、このままでは生活できない、どうすればよいのだろうと悩んでいましたが、頼ったり、相談したりできる大人はいませんでした。そんな私に声をかけてくるのは、買春者か、危険な

仕事に斡旋しようとする人だけでした。それ以外に、自分に関心を寄せてくれる大人はいないと感じていました。

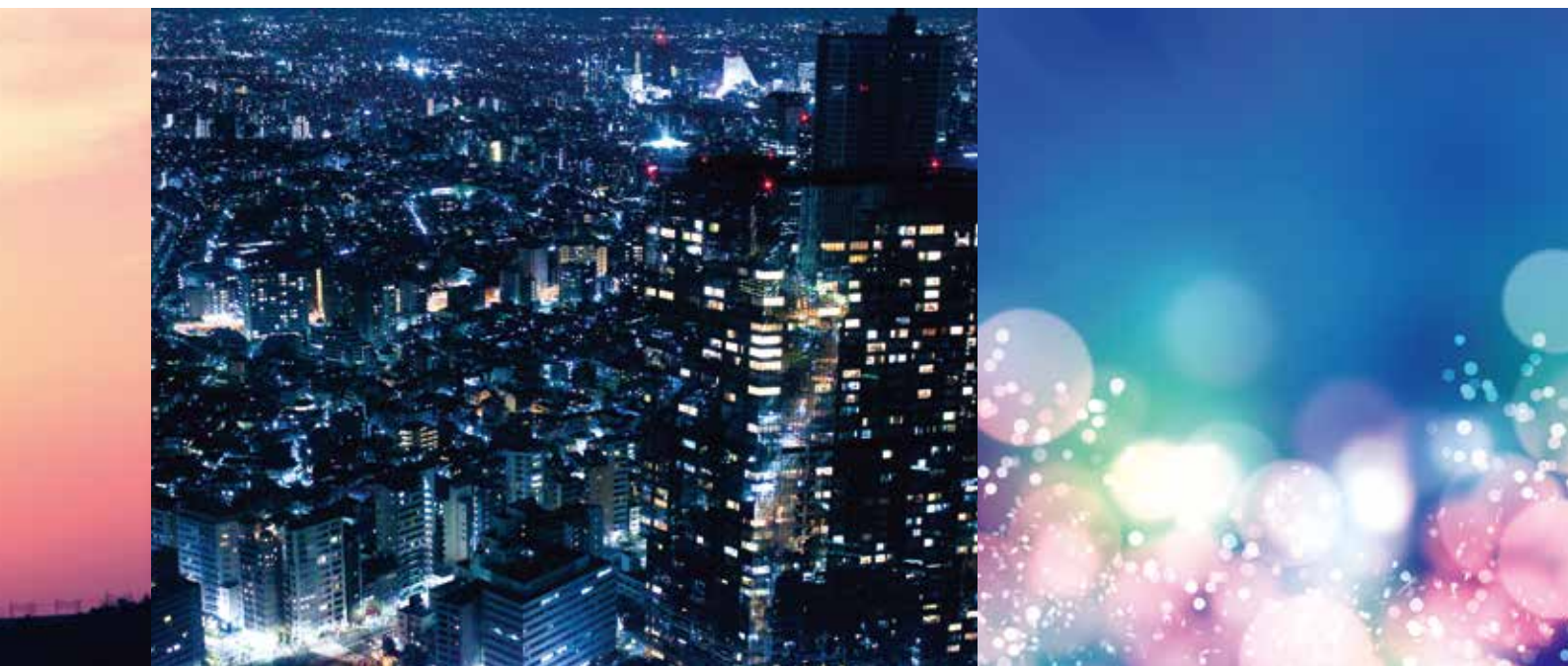
それから十数年が経ち、私も「大人」と言われるようになりました。今でも、そうした少女少女に路上やネット上で声をかけるのは、多くが手を差し伸べる大人ではないのが現状です。

「大人はわかってくれない」「大人は信用できない」という声には、「向き合ってくれる人がいない」「信じてくれる人がいない」という想いが込められているのではないのでしょうか。必要なのは、特別な支援ではなく、「当たり前日常」です。

私たちは、会える少女たちの伴走者となり、共に考え、泣き、笑い、怒り、歩む力になりたいと思っています。すべての少女が「衣食住」と「関係性」を持ち、困難を抱える少女が暴力を受けたり、搾取に行きつかなくてよい社会を目指して活動を続けます。

2018年5月
一般社団法人Colabo
代表 仁藤夢乃





2017年度 活動概要

■相談事業

・相談者数	184名
・面談	350回
・同行支援	104回
・他機関連携	136件

■食事・物品提供

・食事	465食
・物品	193件
・「難民高校生」	96冊

■保護・宿泊支援

・一時シェルター	
利用者・利用件数	34名、283件
・中長期シェルター（一時保護利用）	
利用者・宿泊日数	7名、77日

■自立支援

・自立支援シェアハウス（中長期シェルター）	
入居者	7名
・就労支援	104回

■サポートグループ「Tsubomi」の活動

・参加者・活動回数	37名、79回
-----------	---------

■啓発事業

・講演会	47回、6303名参加
・街歩き研修	29回、240名参加
・アウトリーチ支援者養成講座	1回、7名参加

目次

■私たちの想い	1
■2017年度活動概要	2
■夜間巡回・相談事業	3
相談を受けた少女への対応	
■食事・物品提供	5
■一時シェルター	6
■自立支援シェアハウス・就労支援	5-6
■サポートグループ「Tsubomi」	7
企画展「私たちは『買われた』展」	
■啓発事業	9
夜の街歩きスタディーツアー	
■メディア掲載	11
■会計報告	12
■会員・寄付・物品応援	13
■ご支援のお願い	14

夜間巡回・相談事業

深夜の街を巡回し、帰らずにいる少女に声をかけ、繋がっています。
また、HPやSNSなどを通して全国から寄せられる相談にのっています。

夜間巡回

12
回

相談者数

184
名

相談者の属性と現状

相談者数 ————— 184名

・本人からの相談 ————— 129名(うち、新規86名、男子3名)

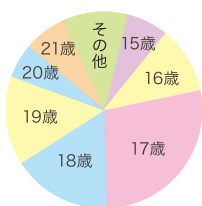
・本人以外からの相談 — 55名(支援者24件、教員12件、
友人8件、家族7件、その他4件)



■年齢(本人からの相談)

12歳 ——— 1名
13歳 ——— 1名
14歳 ——— 3名
15歳 ——— 9名
16歳 ——— 14名
17歳 ——— 36名
18歳 ——— 21名
19歳 ——— 19名
20歳 ——— 7名
21歳 ——— 9名

22歳 ——— 4名
23歳 ——— 2名
24歳 ——— 3名



■出会ったきっかけ

・友人の紹介 ————— 39名
・支援者・知人の紹介 ——— 30名
・SNSを通して ————— 26名
・授業・講演を通して ——— 21名
・メディアを通して ————— 17名
・HPをみて ————— 9名
・仁藤の著書を読んで ——— 8名
・「私たちは『買われた』展」を通して — 5名
・街で声をかけられて ——— 4名

相談は全国から寄せられ、東京、神奈川、千葉、埼玉を中心に北海道、宮城、茨城、群馬、長野、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、岡山、和歌山、広島、香川、高知、福岡、長崎、鹿児島、沖縄などで少女たちと出会い、関わっています。

■相談内容

家庭のこと

276
件

・家族関係 ————— 61件
・虐待 ————— 58件
・家に帰りたくない ——— 39件
・居所なし ————— 35件
・生活困窮 ————— 33件
・家を出たい ————— 26件
・家出 ————— 17件
・子育てについて ——— 4件
・親の自死 ————— 3件

学校のこと

79
件

・高校中退 ————— 29件
・進路 ————— 21件
・友人関係 ————— 13件
・不登校 ————— 11件
・いじめ ————— 4件
・教員について ——— 1件

性のこと

177
件

・性被害 ————— 54件
・性売買 ————— 45件
・風俗店や性売買斡旋組織から
抜けたい ————— 20件
・JKビジネス ————— 16件
・恋人からのDV ————— 15件
・性感染症 ————— 14件
・妊娠 ————— 9件
・セクシャルティ ——— 4件

その他

163
件

・就労相談 ————— 38件
・仕事について ————— 18件
・公的機関の対応について 14件
・借金 ————— 9件
・精神疾患 ————— 28件
・自傷行為 ————— 17件
・死にたい ————— 13件
・病院に行きたいが行けない 9件
・薬物依存 ————— 4件
・発達障害 ————— 8件
・知的障害 ————— 4件

家族からの暴力やネグレクトなど、虐待に関する相談が58件。身体的虐待36件、精神的虐待39件、性的虐待11件、ネグレクト23件、過干渉10件、経済的虐待11件とその内容はさまざまです。中でも、児童福祉などの公的支援につながった経験を持ちながら、適切に対応されなかったことから不信感を抱く少女たちとの出会いが続いており、公的機関での不適切な対応に関する相談も14件ありました。相談者に「児童相談所と関わったことはある？」と質問すると、「あんたもそっちの人間か」と厳しい目つきでバリアを張るような様子を

見せたり、夜の街で声をかけたとき「保護じゃないよね？」と怯えた表情で言われたりしたこともあります。

生活が困窮し、家庭が福祉に繋がっていないながらも虐待を受け、うわばきや文具を親に買ってもらえない、給食費や修学旅行費が払えないなどの理由から性売買に関わっていた中高生との出会いや、「親の都合で学校に行かせてもらえない」、親に怒られるから「病院に行けない」という相談や「ガスや電気が止まっている」「親が家に帰ってこなくなった」などの相談もありました。

安心して過ごせる場所を持たないまま、なんとか生き抜こうとする中で、危険に巻き込まれた少女たちと出会っています。安全を手に入れてからもトラウマや精神的な不安と付き合いながら生きていかなければならないことも多く、一時的、緊急的な支援だけではなく、医療や福祉の専門家と連携しながら、中長期的なかかわりや暮らしづくりを支える活動の必要性を感じています。しかし、不安定な状態であればあるほど、受け入れ先や連携できる支援機関や病院が見つからないことが多く、受け皿が少ない現実と直面しています。

少女たちの伴走者に

少女たちはいくつかの問題を複合的に抱えています。困っている人の一番の困りごとは、「助けて」と言えないこと。「あなたはどうしたい？」と問われても、それがわからないことです。混乱した生活の中、落ち着いて考えられる環境や、一緒にものごとを整理してくれる人との信頼できる関係性や体験があって初めて、自分の状況に向き合うことができます。私たちは、食卓を囲む時間や体験を共有し、何気ない日常を積み重ねることで互いを知り、困った時に頼れる関係を築きたいと考えています。半年以上密に関わって初めて、性的虐待の被害にあっていることを話してくれる人もいます。ほとんどの場合、抱える問題はすぐに解決できることではありません。だからこそ、長い目で付き合い、ともに喜びや苦しみを分かち合い、泣き、笑い、怒り、共に歩める伴走者でありたいと活動しています。

相談を受けた少女への対応

■面談：350回

- ・本人との面談 ————— 308回
- ・その他関係者との面談 — 42回



■同行支援：104回

- ・家庭訪問 ————— 18回
- ・病院 ————— 16回
- ・役所 ————— 12回
- ・学校 ————— 10回
- ・弁護士相談 ————— 9回
- ・児童相談所 ————— 8回
- ・施設訪問(児童養護施設、母子生活支援施設、婦人保護施設等) 7回
- ・各種手続き・買い物 — 7回
- ・里親家庭 ————— 3回
- ・警察 ————— 3回
- ・引っ越し ————— 3回
- ・職場 ————— 7回
- ・その他機関への相談 — 1回

■他機関連携：136件

- | | |
|------------------|------------------------------|
| ■公的機関 ————— 40件 | ・自立援助ホーム — 2件 |
| ・学校 ————— 16件 | ・児童養護施設 — 3件 |
| ・児童相談所 ————— 12件 | ・母子生活支援施設 — 1件 |
| ・役所 ————— 8件 | ・婦人保護施設 — 1件 |
| ・警察 ————— 3件 | ・その他支援団体
(難民支援団体等) — 3件 |
| ・保護観察所 ————— 1件 | ■専門家 ————— 44件 |
| ■他支援団体 ————— 41件 | ・弁護士 ————— 29件 |
| ・子ども支援団体 — 10件 | ・里親 ————— 2件 |
| ・学習支援団体 — 8件 | ・病院 ————— 7件 |
| ・性暴力被害者支援団体 5件 | ・その他専門家
(大学教授、医師などの個人) 6件 |
| ・子どもシェルター — 4件 | ■企業 ————— 11件 |
| ・女性シェルター — 2件 | |
| ・宿所提供施設 — 2件 | |

■同行支援から見てきたこと

必要に応じて家庭や警察、病院、児童相談所等への同行支援を行っています。特に、性売買や家出などの渦中にいる少女たちが公的支援を受けることに高いハードルを感じています。彼女たちは、そうせざるを得ない状況を生き延びてきたと私たちは考えていますが、「非行少女」として取り締まりの対象となったり、問題行動があるからと公的な支援機関での受け入れを拒否されてしまうことがあります。

例えば、性虐待から逃れ、地方からやってきた女の子と警察に相談に行ったら

「事件が起きた地元に今すぐ自費で帰って、そちらで被害届を出すように」と言われたり、ホームレス状態で性売買に関わり延びていた女の子が生活保護の申請をした際に役所から「うちでは現地保護はやっていない」などと違法な説明を受けたり、「売春をやめたい。家にいたくない」と保護を求めた高校生に児童相談所が性依存症の自助グループを紹介し、家に帰したこともありました。彼女たちに必要なのは、指導や管理ではなく、安心して過ごすことのできる場所や、信頼できる大人との関係性、医療や教育、専門的なケア

などです。

相談者の状況によって、一時的な対応でいったん問題が解決することもあるかもしれませんが、中長期的な支援が必要な場合もあります。頼れる家族がいなかったり、親族から身を隠して生活しなければならない状況にあつたりする場合では、家探しから、生活に関する相談やトラブルへの対応、大家への挨拶、病気の時の看病、洗濯や掃除、食品の保存方法、服薬管理や貯金、進学や就労、子育てに関するアドバイスなど、生活全般を見守っています。

食事・物品提供

一緒に料理したり、食卓を囲んだりする時間を大切にしています。十分に食事を取ることができていない人や、孤食を続けている人がおなかを満たすだけでなく、自分の状況を整理したり、出会いや関係性づくりの場にもなっています。

食事提供

465

食

衣類・物品提供

193

件

「難民高校生」

96

冊

「一緒にご飯を食べよう」その一言から始まります。

困っている人の一番の困りごとは「助けて」と言えないことです。非行や家出をくりかえしていたり、困難を抱えたりしている少女たちの中に、「自分の問題なんだから、自分でなんとかしなきゃ」「周りを巻き込みたくない」と思っている人は少なくあります。



その結果、ひとりではどうにもならない事態に発展しているケースもあります。

私たちは、そんな少女にまずは「一緒にご飯を食べよう」「今度ご飯食べにおいでよ」と声をかけています。共に料理をし、食卓を囲み、笑いあい、互いの話をし、関係性をつくっています。

鍋など大勢で食べる料理を食べたことがない、誰かが料理している所を見たことがないという人もいます。ある時

「調理されていない野菜や生肉を見たのは数年ぶり」と高校生が言いました。

彼女は、妹たちと子どもだけで生活していて、家には包丁や食器もないことがわかりました。「家に食べ物が何もない」と連絡があり、生活困窮家庭に食料を届けることや、児童養護施設を退所した人、家族が頼れない状況にある全国各地の少女たちへの食品や生活用品の提供も行っています。Colaboに



来ると、おにぎりやおかずが持ち帰れるようになっていて、翌日の食事や冷凍保存用として、また家族や恋人に持ち帰る人もいます。

食事の場は「相談する」ことへのハードルを下げることもつながります。困

応援者の方からいただいた衣類、文具、生活用品、生活用品などを少女たちに贈っています。

出会った中高生や、少年院で講話を聞いてくれた少女たちに仁藤の著書を贈っています。

ったときに「相談したいです」と申し出ることは、誰にとっても簡単ではないでしょう。そんなとき、女の子たちは「そろそろご飯したいです」と連絡をくれたり、こちらから誘ったりしています。



「大人はわかってくれない」という言葉の裏には、「向き合ってくれる大人はいない」という想いが込められています。彼女たちに必要なのは特別な支援ではなく、当たり前の日常です。

私たちは食卓を囲むことを通して、困ったときに、できれば事態が深刻になる前に相談できる関係性、彼女たちがいつでも戻ってこられるホームの1つとなれればと活動しています。

自立支援シェアハウス・就労支援

自立支援シェアハウスとして運営する中長期シェルターでの生活支援や、就労支援を行っています。

稼働日数

365

日

入居者

5名

退所者

3名

シェアハウス第一

稼働日数

210

日

入居者

2名

退所者

0名

シェアハウス第二

■自立支援シェアハウス（中長期シェルター）



中長期シェルター2箇所を「自立を目指す20歳前後の女子のためのシェアハウス」として運営しています。各家には、鍵付きの個室が3部屋とリビングやキッチン、風呂、トイレなどがあり、初期費用なしで入居でき、はじめの三か月は家賃無料（それ以降は月額利用

料3万円～ですが、状況に応じて相談）。家具家電あり、お米食べ放題。

自主性を尊重し、ルールは毎月のミーティングで利用者たちと決め、食事やゴミ出しなどは自分たちで行います。Colaboは彼女たちが主体的に生活を送れるようにサポートし、一緒に自立のための計画を立てます。管理者は常

駐しませんが、地域の方にも協力していただきながら、スタッフがすぐに駆けつけられる体制をとっています。ここで生活する間に、生活スキルを身に付け、学校に通ったり、仕事をしてお金を貯めたりし、一人暮らしなどの自立を目指します。



一時シェルター

緊急時の保護、宿泊支援

安心して過ごせる場所がない少女が一時的に過ごすことのできる場所として一時シェルターを運営しています。利用が数日に渡る場合は、中長期シェルターの一時保護利用を行いました。

体を休め、落ち着いて考えられる場所を

安心して眠れる場所がないとき、困るのは、泊まれるところがないこと。「家にいられないとき、声をかけてくるのは体目的の男の人だけだった。そういう人



しか自分に関心を持たないと思っていたし、頼れるのはそういう人だけだった」とある中学生が言いました。2011年の

団体設立時から、行き場を失った少年少女たちを代表仁藤の自宅に泊めていましたが、複数のスタッフで少女たちを見守れる、少女たちが気軽に立ち寄れる場所を作ろうと寄付を募り、2015年夏にシェルターを開設することができました。

「今の状況を変えたい」と思っている人の他、公的な保護につながることを嫌がりながらも「今日は安心して過ごせる

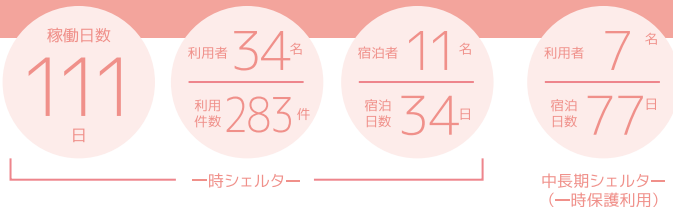
場所がない」という人や、家出し見知らぬ人の家を転々とする生活を続けながらも「ちょっと休みたい」という人も使える場所として運営しています。

虐待や性暴力からの保護だけでなく、「今日は母親の彼氏が来るから家にいられない」「自宅の電気やガスが止められている間だけ泊めてほしい」「試験期間だけ泊まって朝起こしてほしい」「家ではゆっくり眠れないから仮眠したい」などの利用もOKとしています。宿泊以外にも、日中のんびりするのに使ったり、パソコンや宿題をしにきたり、キッチンやお風呂や洗濯機の利用も自由にできるようになっています。



必要に応じて、弁護士や医師、児童福祉などの専門家と連携し、相談者が安心・安全な場所で生活できるように一緒に考えます。これまで利用した人の中

には、里親のもとで生活をはじめたり、自立援助ホームに入所したり、一人暮らしを始めるなどしている人がいます。しかし、未だ安定した生活を手に入れられずにいる人も多く、2016年度から、中長期シェルターとして、自立を目指す10代後半～20代前半の女子のためのシェアハウスを始め、2017年度にはみなさんのご寄付で物件を購入し、3部屋増設することができました。



■就労支援

2017年度は就労相談は38件、在職中の仕事についての相談が18件、進路に関する相談が21件ありました。就労を目指す少女たちに、資格取得のための研修や制度、求人に関する情報提供や、面接の練習、履歴書の書き方講座を行ったり、就労体験や職場見学機会をつくり、同行したりしました。Colaboと繋がりのある企業等と連携

し、実際に就労に至ったケースも11件ありました。今後も協力者や協力企業を増やしていきたいと考えています。



104回

- 情報提供 41回
- 就労体験 26回
- 研修 9回
- 面接練習 8回
- 履歴書の書き方講座 7回
- 職場見学 6回
- 仕事紹介 5回
- 退職手続き 2回

サポートグループ「Tsubomi」

Tsubomiは、Colaboとつながった少女たちによるグループです。それぞれが自分の状況に向き合いながら、ともに活動し、支え合いの関係も生まれています。

つながり、主体となって活動する

10代の少女たちが共に過ごす場をつくり、同じように悩んできた人たちと出会うことで自分の状況を整理したり、向き合ったりするきっかけとなっています。普段の関係性の中では話にくいことも安心して話せる場所。「売春をやめたいけれど自信がない」という15歳の少女に、他の少女がアドバイスをしていることや、スタッフには言いにくいことを打ち明けるような関係性も生まれています。

合宿や夏祭りなどイベントの他、誕生日や卒業・就職などのお祝いを共にしたり、児童買春の実態を伝える「私たちは『買われた』展」など、経験を伝える活動もしています。

- 季節のイベント：誕生日会、入学・卒業・就職祝い、お花見、レインボープライドへの参加、クリスマス会、遠足、イルミネーション鑑賞
- 研修・教室：料理、アロマ、ネイル教室、学習会
- ものづくり：アクセサリ制作
- 出店：バザー、夏祭り
- 伝える活動：企画展の開催、国連や米国国務省への調査協力
- 体験活動：映画鑑賞、工場見学、職場見学・体験、ボランティア、ヘアカット
- 合宿：夏合宿（7月夏祭り）、秋合宿（9月沖縄平和学習）、年越し合宿（12～1月）、新春合宿（1月茨城県にて）

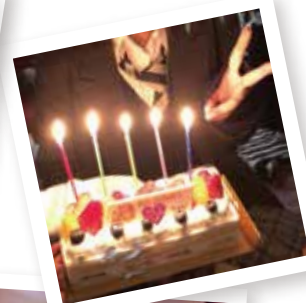
延べ参加人数
215名

参加者

37
名

活動件数

79
回



いま考えてること

(17歳・Mさん)

自分の家族が兄弟が多くて、ままとばばわいつも喧嘩ばっか。うちが生まれた時わまが夜の仕事しとって、小さい時の思い出と言えば託児所の先生と公園行ったり、保育所の先生にだっこしてもらったり、そんな思い出しかない。

小学校に入ってからわいつも先生に反抗して、怒ってもらって家族にもえなかった愛情をもらって愛情を確認してた。

んで小4んにタバコ吸いはじめた。それからどんどん悪くなってって、小5んに地元で有名な不良な彼氏と付き合い始めた。寂しさを埋めるために家にわ帰らんと、毎日毎日友達や先輩んとこ行っとった。友達と何回も援交だってやった。

自分たちのこと必要としてくれる大人がいると勘違いしてた。

自分が不良になったら大人わ冷たい目で見えてきた。でもそれわ間違っない？ って思う、深夜徘徊してたら声掛けてきて、いい歳した大人が中学生と一緒に遊びよてきて、自分たちの居場所わ夜しかないって思うやん、実際そーやったし。

んで深夜に徘徊しとったらいろんな人と出会う。ヤクザだって、犯罪者にだって。そんでうちわその人たちと一緒に行動するようになった。その人たちと一緒にじゃない時も何かやらかさな気がすまなくなって、犯罪だっていっぱいした。そのうち簡単に金が入るって聞いて、つつもたせとかもいっぱいした。暴走だって、傷害だって、窃盗だって、詐欺だってした。

そんな生活をしてたから施設に何回も入って、それでもやっぱり家族とわ上手く行かんかったし、かまってもらえんかったから寂しくてまた夜の街に出た。そこでもいろんなことをしていたから、最終的に少年院に入ることになった。そこでわ担任の先生が、一生懸命泣きながらも自分と向き合ってくれて、講話でわうちの気持ちに寄り添ってくれて、自分の過去を見ず知らずのうちに話してくれて、最後に一人一人に握手して、困ったことがあったらいつでも連絡してきてってゆーてくれて、一人ばっかって思っとった自分の心を救ってくれた人だった。

最近自分わ少年院から出たけど、やっぱりまた前の生活に戻っててもた。

ここで一つ思うことがある。大人わ勝手すぎる。子どもを未成年を利用して最後にわ捨てる。一人じゃあないと思わせて、いいように使って人としてどうかと思う。そりゃうち自身にだって問題がある！ でも自分みたいな子が増えんように一人でも悪い大人に騙されんように、親も大人も、もっと子どもと関わる時間増やして見守ってってほしいって思う。

まだうちわ寂しいし、かまってほしいし、自分のことだけ見てほしいとか思うけど、今わ夜の街だけに自分の居場所があると思わん。

うちわもっと仁藤さんみたいな大人が増えるといいなって思う。

いま考えてることわやっぱり子どもわ愛されたいし、かまってもらいたい。だから夜の街に出てる子がおっても、声かけてホテルに誘ったり、お金で子どもをかうことわやめてほしいと思う。

今悪い大人に騙されとる人も、Colaboに相談とかしてみたらいいと思う。少年院とか施設に行くような子が減ったらいいなってほんま思う。それがうちがいま考えとること。

企画展 「私たちは『買われた』展」

企画目的

中高生世代を中心とする当事者がつながり、声を上げることで、自分たちの権利を回復し、児童買春の現実を伝え、「売春」のイメージを変えたい。これまで表に出ることができなかった「買われた」私たちの声を伝え、今も苦しんでいる少女たちや、かつて似た苦しみを経験した女性たち、すべての女性に勇気を与えたいと、Colaboとつながる14～26歳まで28人のメンバーが立ち上がり、写真や体験談、手記、日記「大人に伝えたいこと」をテーマにした作品を作成しました。

2017年度は東京(開催日数:1日間、来場者数224名)、沖縄(2日間、800名以上)、静岡(3日間、432名)、大阪(4日間、400名以上)名古屋(3日間363名)、静岡(3日間、95名)で開催し、2016年8月のスタートから計10箇所で開催、約7500名の方にご来場いただきました。

開催数

6

箇所

開催日数

16

日間

来場者数 / 約

3,300

名



各地で企画展を開催したい団体を募集中!
パネル貸し出しについてはお問い合わせください。

売春している中高生について、
どんなイメージを持っていますか?

ある大学の授業で学生たちに
こう投げかけると、こんな言葉が返ってきた。

- 快楽のため
- 愛情を求めて
- その場限りの考えで
- 遊ぶお金がほしいから
- 優越感に浸るため
- 自分も街で買春をもちかけられたことがあるけど、断った。だから、やる人はやりたくてやっているんだと思う
- 正直、そんな人と関わりたくないと思う
- どうしてそこまでやるのか、理解できない

当事者のAは言った。

「そんなもんだよ。世の中の理解なんて。もう、そんなことでは傷つかなかった。」

後日、このことをColaboにつながるメンバーで共有し
「イメージを変えたい!」と、この企画に至りました。

「行くところがないとき、声をかけてくるのは男の人だけだった。他にご飯を食べさせてくれる人も、泊めてくれる人もいなかった」
(16歳・高校生)

「親も頼れる大人もいない、ひとりで生きていくしかないと思っていた。買った大人への怒りとかいうよりも、買われる前の背景があることを知ってほしい。家族や学校、施設で虐待されたり、ひどいことを言われたりしたことが繋がっている。そうでもしないと、生きられなかった。」(20歳・高校生)

「Colaboには、同じような経験をしたお姉さんがたくさんいて、昔同じような経験をした女の人から支援が届いているのを知って、自分だけじゃなかったって安心した。考えてもらうきっかけになったらいいし、何か感じてもらえるだけでいい。」(15歳・中学生)

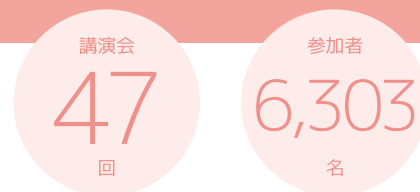


私たちが、いま、ここに
生きていることを知ってほしい。

日本では児童買春について「援助交際」などの言葉で、少女たちが気軽に足を踏み入れるものというイメージで語られてきましたが、そこにあるのは「援助」や「交際」と言えるようなものではなく、「支配」と「暴力」の関係性です。企画展を通して、金銭を介することで性暴力を正当化しようとしたり、買う側の気軽さには目を向けない大人がたくさんいることに気づきました。

一方、企画展を通して、「私も同じ」と人身取引や性虐待などの被害に遭っていることを相談してくれる中高生との出会いが続いています。声を上げた少女たちの体験に共感し、「これまで、苦しんでいるのは自分だけだと思っていた。自分を責めていた。変わることも、抜け出すこともできないと思った。」と、14歳の少女が言いました。来場者アンケートでも、「買われた」経験をもつ10～60代の女性たちからの感想を300通ほどいただきました。かき消されてきた声があることを改めて感じています。

- 講演・ワークショップ
- 夜の街歩きスタディーツアー
- アウトリーチ支援者養成講座



講演依頼を受け付けております。
HPからお問合せください！

「最近の若者はわからない…」
「子どもたちを守るにはどう関わればいいのか？」
一緒に考えてみませんか？

中高生向け



テーマは、家族関係、友人関係、居場所、進路選択、JKビジネスや性について、SNSの使い方や危険、国際協力や被災地での活動、貧困問題について等幅広く、中高生の目線に合わせてお話ししています。講演会をきっかけに、相談支援につながったり、教員など身近な大人にSOSを上げる生徒も少なくありません。

参加者の感想

●定時制高校・高1女子 「友達がJKリフレや夜の仕事をしてて、中学んとき自分もやろうとした。でも裏の世界で働いてる先パイで幸せそうな人もいないし、だからそのために高校も卒業して色んな事を学びたいと思った」

●全日制高校・高2女子 「人って変われるんだと思った。どんなにやんちゃでも、ひきこもり気味でも、人は絶対変われる。今この場所この時間にいられることがどれだけ幸せか考えさせられました」

●特別支援学校・高3男子 「しょうじき、ぼくの人生も楽しいといえず、学校にいくのも仕事に行くのもいやす。ぼくには助けてくれる人はいない。1人なんだって思って、最近は食欲もない、人を信じられない、それでも頑張ってる生きています」

大人向け



今、日本の中高生はどのような状況におかれているのか。活動の中から見えてきた実態をお話しします。テーマは、女性の人権、虐待、貧困、高校中退、不登校、子どもの居場所、性暴力、インターネットの危険等、さまざまです。困っている子どもたちがどんな想いでいるのか、その背景には何があるのか、私たちに何ができるのか、一緒に考えます。

参加者の感想

●70代男性・電話相談員 「知らない世界が生々しく迫ってきた。知らぬ単語が続出し、戸惑い、不勉強かなと思った。10代の使用ツールなど、詳細を話していただけてよかった。我々の時代とは違う生き難い実態を知り、予想以上の現実に驚いている」

●40代女性・保護者 「女子高生の現状を聞きショックでしたが、その現状を知らなかったこともショックでした。子どもが性の対象として消費されている現状。私にも小学生の娘がいるので、母として、女性として、人として、考えさせられました。自分にできることは何か、じっくり考えたい」

2017年度 講演実績 (一部、敬称略・順不同)

■行政、公的機関

愛知県警察本部 / 逗子市 / 大阪市北区社会福祉協議会 / 倉敷市教育委員会 / 新宿区子ども家庭部男女共同参画課

■政党

自民党「一億総活躍・女性活躍・子育て・幼児教育プロジェクトチーム」

■民間

渋谷区更生保護女性会 / 神戸田地区保護司会神戸支部 / 広島更生保護女性会 / 練馬区社会を明るくす

る運動推進委員会 / NPOまちぽっと & 高木仁三郎市民科学基金 & 難民起業サポートファンド / 仁藤夢乃さん練馬講演会実行委員会 / 私たちは『買われた』展 in Okinawa実行委員会 / 生活クラブ生協愛知 / DV防止サポートネットちば / 山口県母親大会実行委員会 / ラブピースクラブ / 日本軍「慰安婦」問題解決全国行動 / 市川房枝記念会女性と政治センター / 働く女性の会・長野高教組 / 民事介入暴力対策拡大協議会 / 曹洞宗岐阜県宗務所 / チャイルドラインあおもり / 長崎県人間と性教育研究協議会 / 一般社団法人ひ・まわり / 公益財団法人お金をまわそう基金

■教育関係

上智大学 / 埼玉県高等学校社会科教育研究会 / 埼玉県高等学校教職員組合 / 東京都高等学校教職員組合女性部 / 大分県高等学校教職員組合女性部

■学校、少年院 (生徒向け)

和光中学校 / 文京区立茗台中学校 / 湘南学園高校 / 潤徳女子高校 / 大阪府立箕面東高校 / 神奈川県立吉田島高校 / 明治学院大学 / 静岡県立大学 / 一橋大学 / 貴船原少女苑 / 丸亀少女の家

夜の街歩き スタディー ツアー

夜の繁華街を歩き、身近にありながら大人たちの目には見えにくい現状を解説します。目で見て肌で感じていただき、現状を知り、「気づける大人」を増やしていくための活動として位置づけています。普段の生活の中では気づきにくい、少女を取り巻く現状を知っていただく機会です。ぜひ、ご参加ください。個人での参加のほか、団体の研修としてもお受けしています。5名以上での申し込みで、お好きな日程で調整可能です。

開催数

29
回

参加者数

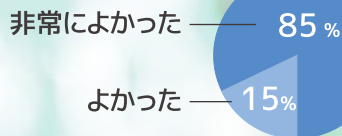
240
名

■参加者

教員、保護者、児童福祉、医療、警察、行政関係者、弁護士、議員など

ツアー参加者の満足度

(アンケート回答者96名)



- ・少女を取り巻く危険や実態を知ることができた — 99%
- ・これまで気づくことのなかった現状を知れた — 94%
- ・青少年を見る目や、若者に対する見方が変わった — 78%



参加者募集中！
詳細はHPへ

参加者の声

今まで知らなかった現状を
自分の目で見ることができました。

同じ国に住んでいても、同じ年でも、環境が違う子たちはたくさんいて、大人に搾取される状況はその子達が望んだものではないことが分かりました。決して他人事ではなく、私にも友達にも起こりうることで、女子高生として危険に気付けたのもよかったです。よくいる大人は、ただそういうことには近づくな、ぐらいにしか説明してくれないので、とてもいい機会でした。

16歳女性 高校生

本で読むだけでは実感が伴わなかったことが、
「すぐそこにある」のだと痛感しました。

普段街で出会っていたにも関わらず、違和感を感じていなかった自分に気づかされました。支配と搾取の構造に気づくことができ、ツアーの経験をもとに周囲の人とも議論ができるようになりました。将来は地域の人々のかかりつけ医として働きたいと思っていますが、子どもたちの悩みや街中の危険にいち早く気がつける医師になれるよう努力したいです。20代男性 学生

ツアー参加後は、すれ違う子どもたちに
自然と目が向くようになりました。

こちらから見つける、こちらから働き掛ける、ということをしてみることで、こんなにも見えてくる景色、感じられる思いが違うのか、と衝撃を受けました。職場で児童相談所職員の募集があり、踏み切れずにいましたが、ツアー後、異動を申請しました。仲間を募りながら行動し、より実りある支援を模索・実行していきます。また、民間の支援者の方と積極的に連携をとるような柔軟な姿勢をもった組織に変えていきます。

30代女性 公務員

アウトリーチ支援者養成講座

街歩きスタディーツアーの参加者を対象に、座学やワークショップ、「家出体験」などを通して、中高生達が夜の街に出る背景を想像し、気持ちに寄り添えるようになることを目的とした研修を始めました！一人ではなかなかできない家出体験や研修を通して、どんな声かけや支援が必要か、自分の役割・できることは何か、一緒に考えます。研修を修了された方を対象に、アウトリーチ活動へのボランティア募集情報をご案内します。



メディア掲載 (一部)

テレビ・ラジオ

2017年

- 11月 TBS サンデーモーニング
- 12月 朝日放送 伊藤史隆のOn-site RADIO

新聞

2017年

- 4月 東京新聞「あの人に迫る 自己責任にせず生の声を聞いて」
- 5月 山陽新聞「子どもが性の商品に。気づける大人が必要」
- 6月 信濃毎日新聞「性被害 検証手探り」
朝日新聞「性暴力も愛情と勘違い… いいセックスってなんだ？」
- 7月 しんぶん赤旗「子どもが幸せに生きられる社会に」
考道新聞「女子高生の裏社会 関係性の貧困とSNS」
- 8月 琉球新報
「性暴力の実態知って 中高生の声を届ける」
「少女たちの視点 そこに至る背景」
「少女たちの視線 話を聞いてくれた」
「私たちは『買われた』展」展示、少女の救いに」
- 9月 信濃毎日新聞「県『性被害防止』条例 子どものケア」
朝日新聞「『買われた』少女の声を聞いて」
中日新聞「売春被害 女性の声」
- 10月 朝日中高生新聞「少女たちの過酷な状況を知って」
- 11月 朝日新聞
「追い詰められた背景 目を向けて」
読売新聞
「子どもの性被害防止を」
「親子で話し合いルール作り」
毎日新聞「言葉の背景を見て」
しんぶん赤旗「街さまよう少女へ相談を発信して」
- 12月 東奥日報「伴走しつづける大人必要」
中日新聞「『買われた』少女たちの企画展」
朝日新聞「性的に見られて『嫌だな』、自分の権利が奪われるサイン」

2018年

- 1月 共同通信社「平成をあるく 居場所のない少女を支える 渋谷をさまよった過去」
(東奥日報、秋田さきがけ新聞、山形新聞、デイリー東北、北国新聞、福島民報、新潟日報、福井新聞、日本海新聞、山梨日日新聞、信濃毎日新聞、北日本新聞、茨城新聞、神奈川新聞、埼玉新聞、千葉日報、中部経済新聞、京都新聞、山陽新聞、山陰中央新報、山口新聞、高知新聞、中国新聞、徳島新聞、佐賀新聞、長崎新聞、大分合同新聞、熊本日日新聞、宮崎日日新聞などに掲載)
- 2月 読売新聞「居場所を作り自立後押し」

雑誌

2017年

- 8月 婦人公論「JKビジネスに引き寄せられる少女たちの本音」(中央公論新社)
- 12月 THE BIG ISSUE325号「夜の街をさまよう少女たち。寄り添う大人を増やす支援者養成講座スタートへ」(ビクイシュー日本)

2018年

- 2月 AERA「差別と暴力の根は同じ」(朝日新聞出版)

書籍

- 「私にとっての憲法」
(岩波書店編集部編・岩波書店)
ーⅡ 変えるべきは社会ー
- 「子どもの人権をまもるために」
(木村草太編・晶文社)
ー「第4章 10代の居場所」
- 「日本のフェミニズム since1886 性の戦い編」
(北原みのり編・河出書房新社)
ー「コラム『買われた』少女たちを支援する」

機関誌

2017年

- 4月 季刊社会運動426号「20年後、子どもたちの貧困問題 格差社会を終わらせよう!」(市民セクター政策機構)
- 5月 女性展望「性暴力に日本社会はどう向き合うか」(市川房江記念会)
- 6月 季刊現代警察153号「特集・女性と子どもを守る『元難民高校生が警察に望むこと』」(啓正社)
- 8月 住民と自治「孤立した少女を支援する -Colaboの取り組みから-」(自治体問題研究所)
- 10月 ニュースねざす「JKビジネスやガールズバーに向かう高校生たち」(神奈川県高等学校教育会館)
- 11月 広報しまだ233号「『普通化』する先入観 背景にある関係の貧困」(島田市)

2018年

- 1月 ちいさいなま「今、子どもたちに何が起きているか」(全国保健団体連絡会)

ウェブメディア

2017年

- 4月 ウェブちくま 桐野夏生さんと対談「女子高生が性を買われるということ」
- 11月 現代ビジネス「虐待、貧困、性暴力…夜の街をさまよう少女を支える5つの活動」



詳しくは下記サイトへ
ダウンロードや記事を読覧できるものあります

<http://www.colabo-official.net>

2017年度 会計報告

収支計算書 自：平成29年4月1日 至：平成30年3月31日 （単位：円）

Ⅰ 経常収益			
1. 受取会費		2,462,508	
2. 受取寄付金	5,875,944		
難民高校生を贈ろうプロジェクト	36,000		
一時シェルター開設・運営	486,779		
中長期シェルター開設・運営	1,186,000		
難民支援	1,396,000		
巡回型バスによるアウトリーチ	5,804,482	14,785,205	
3. 受取助成金			
公益財団法人日工組社会安全研究			
財団2017年度広域安全事業助成	2,000,000		
日本財団ソーシャルイノベーション			
支援制度	5,000,000		
公益財団法人お金をまわそう基金	156,550	7,156,550	
4. 事業収益			
基礎的支援事業	441,910		
居場所づくり事業	2,052,905		
自立支援事業	500,000		
情報提供事業	3,364,301		
支援者養成事業	1,423,800	7,782,916	
5. その他収益			
雑収益	94,788		
受取利息	208	94,996	
経常収益計			32,282,175

Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
（１）人件費			
給与手当	9,536,823		
法定福利費	1,286,224		
	10,823,047		
（２）その他経費			
給食費	287,295		
材料費	249,021		
講師謝金	234,748		
諸謝金	309,200		
旅費交通費	1,832,416		
研修費	45,492		
地代家賃	1,720,444		
水道光熱費	285,938		
通信運搬費	402,579		
印刷製本費	16,652		
会議費	357,834		
消耗品費	60,696		
修繕費	2,181,000		
器具備品費	237,203		
租税公課	38,546		
支払手数料	198,100		
減価償却費	137,388		
雑費	1,251,556		
事業費合計	9,846,108	20,669,155	
2. 管理費			
（１）人件費			
給与手当	1,446,318		
法定福利費	268,070		
	1,714,388		
（２）その他経費			
衛生費	2,000		
諸謝金	73,000		
旅費交通費	293,168		
福利厚生費	515,317		
地代家賃	1,132,416		
水道光熱費	63,297		
保険料	146,700		
通信運搬費	339,538		
印刷製本費	41,239		
新聞図書費	62,022		
会議費	84,128		
消耗品費	65,809		
諸会費	70,000		
租税公課	230,250		
法人税等	70,000		
支払手数料	35,258		
減価償却費	1,202,320		
雑費	120,580		
管理費合計	4,547,042	6,261,430	
経常費用計			26,930,585

当期正味財産増加額	5,351,590
前期正味財産繰越額	25,390,331
次期繰越正味財産	30,741,921



高校の卒業式で

今年度は、Colaboとつながる難民の姉妹の高校卒業を支える特別寄付を募りました。彼女たちは幼い頃から保護者に連れられて、学校にも行かれないまま避難生活を送っていました。2011年に成田空港に到着し、難民認定申請を行い、仮放免許可を受けて日本で生活していましたが、難民認定申請が不許可処分となり、難民支援機関からの金銭的な支援が打ち切られてしまいました。高等裁判所に控訴をしながら生活することになりましたが、仮放免許可の身では働くこともできず、生活費と学校に通うためのお金がありません。そこで、姉妹は家族と離れてColaboのシェルターで生活し、高校卒業を目指すことになりました。7ヶ月間シェルターで生活し、2人とも無事に高校を卒業して帰国しました。

彼女たちが日本の高校卒業の学歴を持って帰ることができたのは、みなさんの支えがあったからです。帰国と言いますが、子どもたちは小中学生の頃から日本で育ち、教育を受け、友達をつくり、帰国の日まで日本で恋愛もしていました。「日本人より日本の文化や食が好き」と言い、日本で進学や就職することを希望していました。彼女たちは、Colaboとつながる人たちにたくさん笑顔と優しさ、励ましをくれました。これから待ち受けている困難は想像もつかないけれど、色々な人の力を借りて乗り越えられるよう、これからも彼女たちと繋がりたいと思います。難民の方々の人権が守られる社会を考えていくためにも、できることを続けたいと思います。

会員・寄付・物品応援

想いのつまったご支援、ありがとうございました！

サポーター会員

281
名

資金寄付延べ

200
名

プロジェクトへの寄付
中長期シェルター増設

281
名

プロジェクトへの寄付
夜間巡回バスによる
アウトリーチ

645
名

プロジェクトへの寄付
難民姉妹の高校卒業を
支える資金

38
名

プロジェクトへの寄付
『難民高校生』を贈ろう

10
名

18冊分

467
件

物品寄付

様々な形で活動を支えていただき、みなさまの想いと行動に心より感謝しています。

寒空の下、薄着で寒さをしのいでいた少女との出会いをきっかけに衣類の募集を開始、生理用品を買えずに祖母のオムツで代用している少女との出会いから生理用品を、新生活を始める少女のために家電や布団、中高校生用の下着や文房具、妊婦・ベ

ビー用品など様々なものを募らせていただきました。

必要としているものをすぐにご支援くださり、ありがとうございました。ご支援と一緒に送りいただいたメッセージは、少女にも伝えさせていただいています。少女の可能性を信じ支える仲間として、これからもよろしく願いいたします。



2016年度活動報告会にて。応援者の方々と。

♥ 助成金で支えていただきました！

●保護・自立支援及びシェルター運営

- ・公益財団法人日工組社会安全研究財団：広域安全事業助成 200万円
- ・公益財団法人お金をまわそう基金：156,550円

●夜間巡回バスによるアウトリーチ

- ・日本財団：ソーシャルイノベーター支援制度500万円

●アウトリーチ支援者養成講座の開発・実施（2016年度中に受取）

- ・草の根市民基金・ぐらん：都内草の根助成50万円
- ・中央ろうきん若者応援ファンド：200万円

♥ シェルターオーナーとして支えて下さった皆さま

2017年度、12名の方にシェルターオーナーとして18日分運営費を支えていただきました！

- 1日オーナー：塩崎 康子様、福田 アリスン様、LECRUBIER Francois様、奈須 りえ様、清水 涼様、鈴木 薫様、松川 真樹、小林 高義様、原口 チユキ様、大西 零士様
- 1.5日オーナー：中村 剛様
- 3日オーナー：福地 章子様

♥ 以下の物品をご寄付いただきました

- 書き損じハガキ、未使用切手：郵送費として使用します
- 図書カード、商品券、カタログギフト：少女へ贈る本や、物品購入に使用します
- テレフォンカード：緊急連絡用として少女に渡します
- 電子機器（iPhone、ノートパソコン等）：相談事業に使用します
- 制服、衣類、日用品（生理用品、リップクリーム、制汗剤、入浴剤、メイク落としなど）：少女に贈ります
- 食品：困窮した少女に贈るほか、食事提供支援で使用します
- 農産物：お米や果物、お肉、野菜等の定期的なご支援も嬉しいです
- Amazonほしいものリストからも、たくさんのご支援をいただきました！：飲食物品、調理器具、掃除用品、家具、家電、寝具、書籍、文具など



化粧品や日用品



レトルト食品やみそ汁、パスタソースなど便利で重宝します。

感謝は少女たちと日々を重ねることで、お返しさせていただきます。

ご支援のお願い

Colaboの支援方法について

私たちの活動は、みなさまのご支援に支えられています。

サポーター会員や、シェルターオーナーになって活動継続のための仲間になってください！

サポーター会員	年会費／1口：6,000円 毎月のご寄付で継続して活動を支えていただく会員です。私たちの理念・活動に共感いただいた方、ご支援よろしく申し上げます。 ■会員特典 1. 日々の活動を伝えるColab通信をお届け（不定期） 2. 活動報告会へのご招待や、街歩きツアーなどの研修割引
『難民高校生』を贈ろうプロジェクト	1口：2,000円 中高生や少年院に入っている少女たちに仁藤の本を贈っています。1口で1人の少女に届けることができます。
シェルターオーナー	1口：30,000円 1口で1日運営する費用がまかなえます。365日開設を目指し、支援を募っています。
活動資金の寄付	口座振り込み、またはクレジットカードでのお支払いが可能です。 （Colaboへのご寄付は税控除の対象となりませんが、「公益財団法人お金をまわそう基金」を通して支援いただくと、寄付金額の約4割の税控除が受けられます。基金のColaboのページからご寄付いただくと、約7割がColaboに届きます。）詳しくはHP「ご支援のお願い」をご覧ください。
食品、物品の寄付	随時必要な物をHPに掲載しています。送付先はお問い合わせください。
ほしいもののリストからの寄付	サイトに必要としている物品を掲載しています。Amazonからの購入でColaboに届く仕組みです。 http://goo.gl/24g9zt

会員申し込みやご寄付は、お礼の連絡や報告をさせていただくため、HPよりご連絡の上、下記口座へお振込みください。クレジットカードからのご寄付はHPをご確認ください。



ゆうちょ銀行（ゆうちょ銀行から）

[記号] 18180-2

[番号] 3692211

[名義] コラボ

ゆうちょ銀行（他金融機関から）

[店名] ハー八（ハチイチハチ）

[店番] 818

[口座] 普通 0369221

[名義] コラボ

三菱UFJ銀行

渋谷中央支店

[普通] 0363448

[名義] イッパンシャダンハウジンコラボ

ご支援よろしくお願いいたします。

■ 団体概要

名称 一般社団法人Colabo

設立 2011年5月（2013年3月に法人格取得）

役員 代表理事：仁藤 夢乃

副代表理事：稲葉 隆久

理事：奥田 知志（牧師、NPO法人抱樸 理事長）

川村 百合（弁護士）

齋藤 百合子（明治学院大学准教授）

細金 和子（婦人保護施設慈愛寮 元施設長）

監事：打越さく良（弁護士）

村上龍氏
推薦!



難民高校生

絶望社会を生き抜く「私たち」のリアル

仁藤夢乃

高校時代、私は渋谷で月25日を
過ごす“難民高校生”だった。
一家庭・学校のつながりを失い、渋谷
を彷徨っていた中高時代。やりたいこ
とも夢も失くし、学校を中退。妊娠、
中絶、DV、リストカット、自殺未遂…。
私の周りには、そんな子がたくさんい
た。人生に絶望した私の前に現れた
のは、一人の講師だった—

英治出版 ￥1,500円(税別)

ちくま文庫 ￥780円(税別)



2016年、
ちくま文庫から
文庫化され
ました!



女子高生の裏社会

「関係性の貧困」に生きる少女たち

仁藤夢乃

「うちの子には関係ない」「うちの地
域は安全だ」そう思っている大人に
こそ、読んでほしい。「女子高生」を
狙うJK産業で働く少女たちの身に
何が起きているのか。少女たちの
本音から、解決策を探る。

光文社新書

¥760円(税別)

台湾でも
翻訳版が
出版されて
います!



会員になって 活動を支援してください!

年6000円(月500円)から継続的に
活動を応援していただくサポーター
を募集しています。私たちの理念・活
動にご共感いただいた方、ぜひご支
援よろしくお願いいたします。

●会員特典

- ①女の子の想いや日々の活動を伝えるColabo通信をお届け(不定期)
- ②活動報告会へのご招待や、街歩きツアーなどの研修割引

『難民高校生』を 贈ろうプロジェクト

居場所がない、生きる希望がない、頼
れる人や相談できる人がいない、性暴
力を受けている、いじめ、虐待、ネグ
レクト、親や教員とすれ違いの日々…
そんな高校生たちに、本『難民高校
生』を贈りませんか?

- 1口: 2,000円で、1人の高校生に、『難民高校生』を届けられます! 本には、仁藤からのメッセージを入れ、高校生に贈らせていただきます。



シェルターオーナーに なりませんか?

虐待などを背景に少女が家に帰ること
ができない、家にいられないとき、
駆け込める場所として開設していま
す。シェルターは、みなさまからのご
寄付で運営しています。1口で1日の
運営費をまかなえます。オーナーとし
て、ご希望の方は報告書にお名前を
掲載させていただきます。ご支援よろ
しくお願いします。

- 1口: 30,000円…1口で、シェルターの1日オーナーになることができます。365日開設を目指し、支援を募っています。

日々の活動や少女たちとの関わりを綴っています

イミダス連載コラム『バカなフリして生きるのやめた!』 <http://imidas.jp>

仁藤による毎月の連載や、著名人や専門家との対談、Colaboとつながる少女たちによる連載を掲載しています。ぜひ、ご覧ください!

Facebookページ <https://www.facebook.com/colabo.official>

代表ブログ <http://ameblo.jp/colabo-yumeno>



講演のご依頼、お問い合わせはこちらから

<http://www.colabo-official.net>

メール: info@colabo-official.net



スマホ・携帯はこちらから

夜の街をさまよう青少年と繋がる 「夜間巡回バス」を走らせたい！

「動く青少年センター」ご支援のお願い

私たちColaboでは、「すべての少女に衣食住と関係性を。困っている少女が暴力や搾取に行き着かなくてよい社会に」を合言葉に、中高生世代を中心とする女子を支える活動を行っています。

夜の街で家に帰れずにいる少女たちへの声掛けや相談に乗るほか、児童相談所や警察、学校、病院などへの同行支援、虐待や性暴力被害を背景に家に帰れない少女たちが一時的に泊まれるシェルターの運営、食事、風呂、衣類や宿泊場所などの提供を行っています。さらなる支援が必要な場合には、中長期シェルターで暮らしを支え、同じような境遇を生き抜いた女子たちによる自助グループの運営や就労支援も行っています。

虐待や貧困など、さまざまな事情から家に帰ることができない子どもたちが、夜の繁華街を徘徊し、

性被害に遭ったり犯罪に巻き込まれる事件が後を絶ちません。子どもたちは単なる「非行少女」「不良少年」としてみられ、その背景にある問題や支援の必要性に目を向けられることなく、危険や暴力にさらされ続けているのが現状です。

私たちは、そうした子どもたちを「発見し、出会い、つながること」を目的に、夜の繁華街に大型バスを巡回させ、家に帰れずにいる子どもたちへの支援のきっかけを作るとともに、シェルターでの保護や自立支援の強化を行いたいと考えています。

夜の街をさまよう子どもたちが危険につながる以外の選択肢を持ち、搾取や暴力に行き着かない社会の実現のため、応援お願いいたします！

Colabo 一般社団法人 Colabo

① 夜間巡回バスによるアウトリーチ活動

夜の街に停車したバスを拠点に、青少年少女へのアウトリーチを行い、夜の街をさまよう青少年に声をかけ、食料や物品、情報提供を行います。バスでは、話を聞いたり、食事提供を行ったりします。

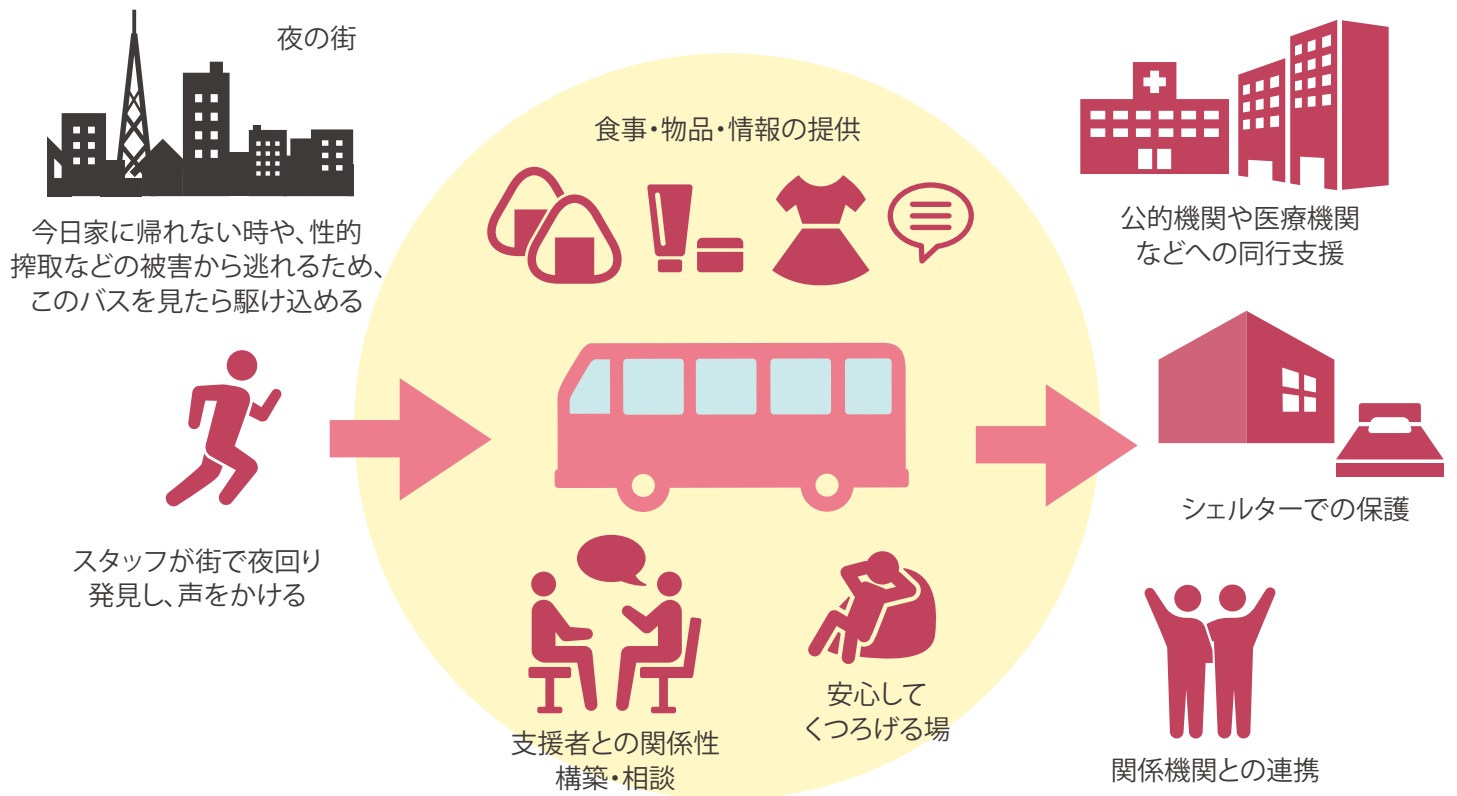
この活動では、まずは「発見し、出会い、つながること」を目的とします。それが、出会った青少年たちが困ったときに相談したり、必要なタイミングで支援を受けたりするためのきっかけづくりになると考えています。さらなる保護や支援が必要な場合は、公的機関や民間支援団体と連携し、支えていきます。



韓国での先行事例の視察にて ▼バスの中



夜間巡回バスによるアウトリーチ支援事業 「動く青少年センター」



【夜間巡回バスの機能】

【フリースペース】



寝転んだり、ゲームをしたり、携帯を充電したり、自由に過ごすことができる



OPEN 20:00
CLOSE 26:00

【キッチンスペース】



簡単な調理ができ、食事を受け取れる

【歓談スペース】



食事、勉強、スタッフや友人同士で歓談できる



バスには研修を受けたスタッフが常駐

緊急の保護や医療が必要な場合は対応する

【物品スペース】



化粧品や衣類、コンドームなど必要な物をもらうことができる

② シェルターでの保護・同行支援

一時シェルターは、虐待や性暴力被害を背景に孤立・困窮した少女が、「一夜を過ごせる場所がない」「今日一日食べることができない」ときに駆け込める場として運営しています。少女ごとに担当スタッフが付き、必要に応じて弁護士への相談や、学校、医療、児童相談所、行政、警察などへの同行支援を行います。関係各所と連携しながら、少女が安心して過ごせる生活場所が見つかるまで、生活を支えます。中長期シェルターは、半年～4年を目安に生活できる場として運営しています。



シェルター

③ 自立支援

これまで行ってきた自立に向けた住まいの確保と生活支援や、高校受験や卒業のための学習支援、専門学校や大学などへの進学や資格取得サポートに加え、中間的就労の場をつくります。私たちは、企業や職業訓練校、民間支援団体等と連携し、就労支援を行っていますが、特に中卒者や高校中退者、虐待や性暴力被害経験、知的障害や精神障害のある若年女性が安心して働き、経験を積める場が不足しています。そのため、Colaboでも就労支援部門を立ち上げ、一人ひとりの状況やトラウマに配慮した環境で若年女性がやりがいを感じながら働ける中間的就労の場をつくります。



就労支援としてのアクセサリ作り

【支援フロー】

出会いから自立まで、Colaboが伴走

関係機関連携会議

アウトリーチ

- 発見し声かけ
- つながる
- 食事・物品、情報の提供

居場所・相談

- 安心・安全に過ごせる場
- 相談
- 支援者との関係性づくり

一時支援

- Colaboの一時シェルター
- 児童相談所
- 婦人相談所
- 福祉事務所
- 生活困窮者自立支援制度相談機関
- 民間支援団体
- 警察
- 医療機関
- 弁護士
- 労働関係機関
- 学校

中長期支援

- Colaboの中長期シェルター
- 児童養護施設
- 里親
- 自立援助ホーム
- 生活保護
- 民間シェルター
- グループホーム

自立

- 住まいの確保
- 生活支援
- 学習支援
- 資格取得支援
- 就労支援

④ 支援者養成講座

これまで、「気になる子を見かけたとき、どうしたらよいのかわからなかった」という声が全国から寄せられました。支援者養成講座を開催し、さまざまな地域や職種の中で、声をかけ、つながるアウトリーチ支援者を増やします。

⑤ 調査研究・政策提言

活動から見えてくる現状をまとめ、夜の街で過ごす少年少女の抱える困難を、社会の問題として発信します。国の行うべき支援やこれからの社会の在り方についての提言を行います。

賛同メッセージ

私たちも応援しています！



稲葉 剛 立教大学大学院特任准教授／一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事

相談窓口を作って、待っていても、支援を必要としている人はなかなか来てくれない。これは経済的な貧困や社会的な孤立など、様々な困難を抱えた人たちを支える活動の中で、幾度となく言われてきたことです。なぜなら、「誰かに相談をして、助けてもらえた」という経験を持ったことのない人は、相談をすることによって自分の状況が良くなると思えず、窓口まで足が向かないからです。では、どうすればいいのか？待ちの姿勢をやめて、彼ら彼女らのもとに出かけていくこと。

それが「アウトリーチ」と呼ばれる活動です。夜の街にしか居場所のない子どもがいれば、自らそこに出かけていく。仁藤夢乃さんたちはこれまで地道な「アウトリーチ」を続けてきました。その仁藤さんが、「バス」というツールを手に入れば、この社会で見たことのない新たな「アウトリーチ」の形が生まれるでしょう。応援し、見届けずにはられません。



幸重 忠孝 こどもソーシャルワークセンター／幸重社会福祉士事務所 代表

子どもたちの居場所は歩いていけるところにないと意味がない。だから、中学校区に一つは小さな居場所が必要だよね。そう地域に訴えかけて居場所作りやその応援に取り組んできました。しかし広がってきた活動の多くは小学生以下の子どもたちを対象にしたものばかり。そして一番大事にしている「夜の居場所づくり」は、場所やそこに関わるスタッフの確保の難しさから広げることに苦戦していました。そんな矢先に同じ志で活動している仁藤さんから夜間巡回バスを使ったアウトリーチ活動の話聞いた時に「その手があったか!」と驚きと共に、一緒にこの活動に取り組みたいですと考えています。みなさんも出来る形で結構なのでこのプロジェクト応援しませんか。



藤原 志帆子 NPO法人人身取引被害者サポートセンターライトハウス 代表

このプロジェクトを応援します！ライトハウスもコラボさんとこれまでも特に10代、性的搾取の被害にあう相談者の支援で協力することもあり、今回のプロジェクトでもっと、今孤独で辛い思いをしている若者に繋がれると思います。巡回バスでの支援グループがあることが認知されたら、SNSなどで情報を得た若者と、街で初めて対面で繋がれることになると思います。これ以上孤独と痛みを抱え、制度や支援につながらず放置される少年・少女を増やしてはいけなく思います。このような仕掛けが、今回のプロジェクトをきっかけに日本に広まればと思います。



安藤 優子 フジテレビ系「直撃LIVEグッディ！」メインキャスター

仁藤さんの少女たちを助けるための活動のすごいことは、常に発想が徹底して少女たちの目線、立場にあることです。そしてきわめて現実的です。少女たちがなぜ自らを危険な目にさらさなくては生きていけないのか、どうしてそうってしまったか、そんな少女たちがほんとうに必要なものはなにか、彼女は過去の体験から同じ目線で寄り添いながらその答えを見つけようと頑張っています。私は仁藤さんの新しいチャレンジ、バスによるアウトリーチプロジェクトを応援いたします！



松本 俊彦 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 部長

私はこれまで精神科医として、たくさんの「自分を傷つけずにはられない」少女たちと出会ってきました。彼女たちは夜の街をあてどなく漂流し、様々な危険な目に遭いながら、いつ死んでもおかしくない生き方をしていました。そして、みんなきまって助けを求めるのがとても下手くそでした——一番しんどい状況のときには病院に姿を見せず、嵐が過ぎ去って少しだけ楽になった頃に、「すごく大変だった」と報告しにやってくる——そんな感じです。それでも、来てくれるのはよいのです。気になるのは、途中からずっと姿を見せないままにいる子たちです。あの子たちは今どこで何かをしているのか——。こうした少女たちを救うには、病院や行政だけでは不可能です。夜の街に直接出向き、彼女たちと同じ目線、同じ言葉で語りかけ、手を差し出してくれる人が必要です。私は、そのようなColaboの活動を応援しています。



坂本 悠紀子 新宿区更生保護女性会会長

保護司になって35年目の2013年、区内の活動から東京都の情報を知り、歌舞伎町で家出中の子どもに声をかける仁藤夢乃さんの活動を見つけた。講演会に出かけて彼女の活動を見て、これは大変なことで認識した。私が今までしてきた虐待を受けていた子どもの支援では間に合わないことを認識できた。町の小母さんに何が出来るかを、国会議員の知人に相談して、歌舞伎町の見学会が実現した。昨日から何も食べていない子がいると連絡を受けて新宿で待ち合わせて食事をした。夢乃さんの活動を横目で見ながら過ごした数年の間に、彼女の活動は広がり、一人の女性が保護できる限界にきている。ここで多くの賛同をえて、一人ずつでも支える活動が広がってほしいと望んでいる。



阿部 真紀 認定NPO法人エンパワメントかながわ理事長／デートDV防止全国ネットワーク事務局

虐待や貧困、性暴力、そして親密な関係にある人からの暴力としてのデートDV、こういった子どもたちを取り巻く問題は、どれも絡み合いながら起きています。子どもたちの問題は、決して自己責任ではありません。その家庭だけの問題でもありません。決して他人事にせず、私たちが暮らす社会の問題として、私たち一人ひとりが向き合うべき問題です。放っておいてはならない、無視してはならないと思います。出来ることから始めましょう。夜の街でSOSを発信する子どもたちへ、出向き、声をかけ、手を差し伸べようとするこの取り組みに心より賛同します。皆さまからの応援をよろしくお願いいたします。



© Keiichi SUTO

桐野 夏生 作家

仁藤夢乃さんとcolaboの、街にバスを出すという素晴らしいアイデアに、心底感心しました。実際に街に出て行って、居場所のない、そして行き場のない少女たちに、手を差し伸べる。それも一時的な支援ではなく、彼女たちの心を引き受けること。言葉にするのは簡単でも、それがどんなに大変で、責任のある仕事であるかは、やってみないとわからないことです。私は、仁藤夢乃さんの信念と行動力に、心から尊敬の念を持っています。そして、でき得る限り、支援していきたいと思っています。



水谷 隼 リオデジャネイロオリンピック卓球男子シングルス銅メダル、団体銀メダル、木下グループ所属

いつの時代でも未来を作り出す子供達が夢や希望を描ける社会づくりは必要ですが、少子高齢化となったこの国ではそのことがより大切ではないかと思います。ただ、そんな中でも好きな教育を受け、夢や希望を追うことのできる恵まれた環境の子供ばかりではないのも現状としてあります。そして、子供達の中には何らかの事情で家族や学校から離れ、孤立や自暴自棄となり、居場所を探す子供達の心に忍び込み利用しようとする者も少なくないと聞いています。そのような現状に目を向け、行き場を探す子供達の未来のために手を差し伸べて力をつくされている仁藤夢乃さんの活動を私は応援しています。

中村 剛 弁護士／東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会委員

暴力団被害救済の仕事をしています。週末には盛り場を巡回しながら、被害相談を受けているところです。盛り場では、暗黒につながる多くの入口が、少年少女を待ち受けています。15歳に満たない家出少女は、スカウトに声をかけられたその日のうちに暴力団員に引き渡され、「商品チェック」と「技術指導」を受けました。その後の1週間、彼女は1日1食の食事すら与えられず、15人の客をとらされることになりました。家族や社会に守られているべき子どもたちが、こうした誤った入口に迷い込み、出口を見つけられずにいます。仁藤さんたちのバスが、こうした子どもたちにとっての出口となり、希望につながる入口となることを願わずにいられません。



© Maki Ishii

石内 都 写真家

少女という一瞬をどうやっていきるのか、すべての女にとって大きな通過点だ。少女は常に分断され孤立し、いたぶられる。それをはねのける力は一人的少女の中には無い。家族も社会も国家も少女を一人の人間としてみていない。その少女を理解出来るのはかつて少女だった私達だ。少女が少女であるがまま自然でいられるように。



代表あいさつ



理由があり夜の街にいる子どもたちの存在が、背景を知ろうとせず「不良少年」「非行少女」として語られることが多いのです。

私も中高生だった頃、父のDVや母の鬱病、両親の離婚、家族からの暴力などから家にいられず、月に25日、渋谷の街を徘徊する生活を送っていました。家族と顔を合わせれば暴言や暴力が飛び交い、命の危険を感じたこともありました。リビングやお風呂、トイレ、キッチンなどの共有スペースを使うのにも気を使いました。

家で安心して眠れない日が続くと、学校への遅刻や授業中の居眠り、欠席が増え、教員から注意されるようになりました。家で起きていることは教員や、他の大人の誰にも打ち明けられませんでした。高校二年生の夏、私は高校を中退しました。将来について悩んでいましたが、頼り相談できる大人はいませんでした。

ファーストフードや漫画喫茶、居酒屋、カラオケや、ビルの屋上に段ボールを敷いて一夜を明かしたこともありました。繁華街での少年補導が厳しくなると、23時を過ぎる前に渋谷から住宅街や郊外に移動し、隠れるようにして朝を待ちました。街では、自分と同じような状況にある中高生と出会いました。

自分と似た状況にある子ども達の問題が「不良少年」「非行少女」として、子どもの問題、子どもが悪さをしているという文脈でばかり語られる度に「私たちにも事情があつて、街に出ているのに」「本当は家にいたいのに」と思っていました。そんな私に声をかけてくるのは、買春者か、危険な仕事に斡旋しようとする人だけでした。



「ネットカフェ難民」が社会問題になっていた当時。「うちらも難民じゃね」「ホームレスだよね」と仲間とつぶやいていたことから「難民高校生」(筑摩書房)を大学在学中に書きあげました。

犯罪や危険に巻き込まれる子どもが後を絶たないのは、支援につながる前に、危険に取り込まれているからなのです。

今でも、路上やネット上で声をかけるのは、少女の場合は、買春者や、JKビジネスや違法の風俗店や児童買春の斡旋業者。少年の場合は振り込め詐欺の受け子や、違法の建築作業や除染作業に斡旋する業者などが声掛けをしています。少女を違法風俗店に斡旋するためのスカウトとして少年が使われることもあります。



渋谷や新宿などの繁華街では、毎晩100人ほどのスカウトが街に立ち、少年少女に声をかけています。犯罪や危険に巻き込まれる子どもが後を絶たないのは、困っている子どもたちが支援につながる前に、危険に取り込まれているからです。

あきらめ感が強かったり、自暴自棄になったりしている子どもたちの多くは、「大人に諦められた」と感じる経験をしていたり、自己責任論の中で「自分が悪い」と思い、声を上げられずにいます。

▼ある中学生の体験

Colaboで保護したある中学生は、真冬の深夜2時ごろ、父親に殴られ裸足で家を飛び出したといいます。暗闇の中、明るく光る自動販売機で暖をとろうと寄り掛かっていたそうです。小さな街の階段に座っていると、男に声をかけられて、事情を話すと、コンビニでおにぎりを買ってくれました。手を握られて、「まずいと思ったが、怖くて抵抗できなかった」と言います。男の家に着き、おにぎりを食べると「歯磨きかお風呂、どっちかやる？」と聞かれ、断ったが強姦されました。初めての性行為でした。彼女は、おにぎり一つで体を売ったのだと、自分を責めていました。

「声をかけて来るのは、そういう男の人だけだった。寝たくてもどこで寝たらいいかわからないし、頼れるのはその人たちだけだった。もっと、女の人とか、危なくない大人の人が声をかけてくれればいいのに。自分はそういう大人になりたい」と彼女は言います。



出会いに行かなければ、出会えない子どもたち

「そういう子どもたちは相談窓口に来ない」という声を支援の現場でよく聞きますが、家庭や学校などで傷ついてきた子どもたちが、自ら相談機関を調べて、面談の予約を取り、交通費と時間をかけて相談に行くというのは現実的ではありません。あきらめ感が強かったり、自暴自棄になったりしている子どもたちの多くは、「大人に諦められた」と感じる経験をしていたり、自己責任論の中で「自分が悪い」と思い込み、声を上げられずにいたりすることもあります。



大人に言われた嫌な言葉—

Colaboとつながる14~26歳の28名が企画し児童買春の実態を伝える企画展「私たちは『買われた』展」の展示の様子。そこに至るまでの背景を知ってほしいと、保護者や教員、行政、警察、児童福祉関係者などから言われた言葉を作品にしました。

「大丈夫?」「気を付けてね」の一言が、信頼の芽を回復させます



荒れていた高校時代、朝帰りする私に声をかけてくれたおばあさんがいました。「おはよう。寒いわね。風邪をひかないようにね」と。そんな当たり前の声掛けを私にしてくれる人がまだいたんだ、おばあさんとすれ違ってから、涙があふれたのを今でも覚えています。

私も夜の街で16歳の女の子に声をかけたとき「気づいてくれてありがとう」と目に涙をためて言われたことがあります。その声掛けがすぐに相談につながらなかったとしても、気にかけている人がいることを感じられる経験の積み重ねが、信頼につながります。「発見し、声をかけ、つながる」大人が増えることで、子どもが危険につながる以外の選択肢を持ち、搾取や暴力に行きつかなくてよい社会をつくりたいと考えています。応援、よろしくお願いします!



横田 千代子 婦人保護施設いずみ寮寮長／全国婦人保護施設等連絡協議会会長

コラボの存在・働きは、居場所を失った女性たちにとっては心強い味方です。私たちも女性支援をしています。行政機関(女性相談センター)で措置された女性たちのみの支援です。根拠法を売春防止法として設置されている「婦人保護施設」です。私たちは居場所のない女性たちを直接支援することが出来ません。いつも歯がゆく思っています。コラボの活動も、本来、私たちが踏み出さねばならない事業だと思います。行政の後ろ盾もなく今にある活動まで積みかさねられた働きに心から敬意を表します。「受け止めてくれる場所がある」「今晚一晩泊まれるところがある」大事な支援です。被害から身を守ります。コラボの働きと連携できるシステムが欲しいです。小さな灯が大きな社会の動きにつながる日を待ち望み、祈ります。



中島 かおり にんしんSOS東京代表理事

私たちにんしんSOS東京が受け取るのは、妊娠という課題に直面し、いよいよどうしようもなくなって、やっとの思いで発信されたSOSです。彼女たちの多くは、それまで誰にも頼らず、自分の力でどうにかするしかない、SOSを出すことを、思いもつかないで生きてきた少女たちです。もっと早く出会えていたら、もっと早く背負っている荷物を下ろせたら、そう感じる事が何度もあります。協働先であるコラボさんが今、出会いに行かなければ出会えない子どもたちに会うために、私たち大人ができること、『声なき声にアウトリーチをする活動』に挑戦しています。夜の街をさまよう青少年のいる場所に行き、バスという、ゆっくり安心できる居場所で、まずはホッと一息、安心してもらう。これまで私たちが出会ってきた女の子たちの顔が浮かびます。私たちもこの活動を応援します。



小島 慶子 エッセイスト

「外をふらついているのは素行の悪い子どもなのだから犯罪に巻き込まれても自業自得。性的搾取や性暴力の被害にあっても自己責任。そもそも本人が遊ぶお金欲しさに望んでやっていることなのでは？」こんな意見を、あなたはご存知ですか？街にしか居場所のない子どもたちがいます。経済的な事情や、家庭でのネグレクトや暴力など、様々な理由で帰る場所のない子どもたちがいます。身を守るための知識がなく、頼れる人もいない子どもたちを利用したり、買ったりする大人たちが後を絶ちません。そんな子どもたちが頼れる場所を増やそうという仁藤さんの取り組みに賛同します。



堤未果事務所提供

堤 未果 国際ジャーナリスト

スマホの普及やSNSにLINEなど、通信技術が進むほどに、行き場のない女の子たちの姿は見えにくくなり、心の悲鳴は聞こえなくなってしまう。本当は一人一人かけがえのない、大切な存在なのに。必要なのは、気にかけてくれる大人がいること。居場所とつながりがあること。それを誰よりも知っていて、現場で手を差し伸べる夢乃さん達。私たち大人が、無関心をやめることが入り口でしょう。Colaboの貴い活動を、心から応援します！



野々山 理恵子 生活協同組合パルシステム東京 理事長

私たちは助け合いの組織である協同組合として、これまでもコラボさんの活動と関わらせていただきました。若者は未来。未来をつくるためには、未熟な段階の子どもや若者を暖かく受け止める社会が必要です。そのような社会に向けた実践を自らつくり上げてきている仁藤さん達には深い敬意を覚えるとともに、仁藤さん達のおかげで未来社会に希望を持つことができることに感謝しています。バスによる支援活動は大きなインパクトを与えると同時に、社会を変えるきっかけになるのでは、と感じています。「助けて」と言える社会と、助けが必要な人に手を差し伸べる社会を、ともに目指していきたいです。



打越 さく良 弁護士

弁護士として、虐待を受けた子どもたちの事件に取り組んでいます。でも、関われるのは、子どもを親と分離する手続など、「一瞬」のこと。でも、傷ついた少女は、親と引き離されるだけでは、痛みから回復できない。その後の日常を共感をもって伴走することが必要だけど…。そう思いながらも、ひとつひとつの事件に取り組むのが精いっぱいです。そんな私は、少女に、法律的なことにかかわらず様々なことに相談にのり、「居場所」を用意し、長期的にサポートする、Colaboの活動を知ったとき、感動しました。そして、そのColaboをサポートできるのが、とてもとてもうれしいです。

活動に関するお問い合わせは…

民間団体と婦人保護施設事業の連携についての要望

一般社団法人 Colabo 代表理事 仁藤夢乃

(1) 18 歳未満でも、性暴力や性犯罪の被害児童が婦人保護施設を利用できるようになってほしい

背景①児童相談所で、性売買や性的搾取に関わった少女が「ケアが必要な被害児童・要保護児童」ではなく「非行少女」として捉えられてしまう

Colabo では、中高生世代の女子（男子も年に5～10名ほど）を対象に活動しており、相談者の多くが14～18歳であるため、保護が必要な際には児童相談所に連携を求めながら支援することが多い。しかし、特に性売買や「援デリ」などの犯罪組織に関わっているなどし、性的搾取の被害にあっている子どもについては「非行」の困難ケースとして扱われ、一時保護所や養護施設、里親などでの受け入れが難しいと判断されてしまうことがある。

性的な問題とされる行動について、トラウマや精神面、生活の不安定さなどが背景にある場合がほとんどだが、児童相談所では「虐待」ではなく「非行」ケースとして扱われてしまうことが多い。性売買や性的搾取に関わった子どもたちへの対応に理解がない職員も多く、性売買に関わる少女たちに対して、不適切な対応が繰り返されることがある。

そうした経験から、性売買や性的搾取の被害に遭っていることを少女から打ち明けられなくても、児童相談所には、そのことについて、本人から言わない限り共有できないことも多い。

⇒児童買春の問題を、子どもの非行問題、子ども自身の問題としてとらえるのではなく、性的搾取や性暴力の被害児童としてケアの必要性を認識し、対応できるよう、婦人保護施設の活用を検討していただきたい。

背景②性売買にかかわるなどした少女に対して、児童福祉の範囲では適切なケアや対応がしきれない

児童買春などの性的搾取で被害に遭ったり、生き延びるための方法として犯罪に関わったり、性を売ったりせざるを得ない状況を生き抜いてきたりした子どもたちの多くは、家庭でも虐待の被害にあっており、トラウマを抱えていたり、重篤な精神障害を発症している場合や、知的障害や発達障害のある者も少なくない。しかし、病状や障害を理由に、一時保護所や児童養護施設の入所、里親家庭などでの養育が難しいと児童相談所に判断されることが多い。そうして行き場が見つからないまま、保護されないまま、売春あっせん組織とのつながりを強めて、性病にかかったり、買春相手や性虐待をする親族の子どもを妊

娠したケースもある。

性売買や性的搾取の被害に遭った少女を一時保護所では保護できないとして、児童相談所が精神科に入院という形での一時保護（しかし、入院中の安全は守られず、加害者と少女が接触。その後児童相談所は少女を自宅に帰してしまった）をしたケースや、家族が引き取りを拒否し、少女が性売買に関わることを繰り返したため、児童自立支援施設に入所することになったケースもあるが、いずれも「非行」ケースとしての対応となり、性暴力被害児童としてトラウマケアや医療的な継続的な支援が行われておらず、その後も少女が生活や気持ちが不安定になったときに性売買などを繰り返していた。

性的虐待や性暴力の被害などを経験し、トラウマや障害を抱えた子どもについて「児童福祉の範囲では見切れない」とはっきり児童相談所に言われたこともある。

また、児童福祉の支援は18歳で終了するため、長い目で支援者が伴走できる仕組みが必要である。

⇒児童相談所の一時保護所や児童福祉施設などでは生活が難しいケースでも、婦人保護施設のように性暴力の被害にあった女性への対応を長年されてきた支援者による見守りがある環境でなら、支援を受けながら安心した生活を送り、トラウマケアも受けられるのではないかとされるハイティーンの場合はいくつもある。

現状では、18歳未満が婦人保護施設に入所することは難しいが、（ハイティーンの子どものを受け入れるためには、携帯電話の使用についてなど、婦人保護施設のルール見直しも必要だが、）性暴力被害児童の受け入れを婦人保護施設が積極的にできる仕組みが必要だ。

18歳未満のうちに児童相談所などでの相談歴や保護歴があっても、対象年齢でなくなれば支援が終了となるため、婦人保護の支援に早期につながることであれば、児童福祉の対象年齢を過ぎた後も継続して必要なときに支援を受けやすくなると考える。

（２）婦人相談所を通さずに、婦人保護施設を利用したり、見学したり、お試し入居ができるようにしてほしい。

背景①「措置機関」での面接や待ち時間が軽減されれば相談者が支援を利用しやすくなる

現状では、婦人相談所を通さなければ、婦人保護施設は利用できないが、女性センターなどに相談に行くことのハードルがとても高い。婦人相談所の一時保護を経ないで、婦人保護施設につなげられるようになってほしい。

役所の女性相談に相談しても、自治体には婦人保護施設への措置権限がないため、どんな選択肢があるかも具体的な提案がされないまま、窓口で長時間待たされることが多く、相談者にとってたいへんな苦痛である。また、専門性が低い婦人相談員にあたったり、相談者と相性が悪かったりした場合にも、相談員が少ないことなどから担当を変えてもらえないことがあり、相談員の質と人数の確保も必要だ。

長い間支援につながらずに、性売買やホームレス生活などで生き延びてきた女性たちとの信頼関係構築には時間がかかるが、やっと公的機関に相談に同行できる関係が築けて、本人がそれを望むタイミングがきたと思った時に、役所に相談しても、そこで一から成育歴などの聞き取りをされた上、長い間待たされたり、入所までに婦人相談所の一時保護所（ルールも厳しい）を経なければならないなど、さらなるハードルが待っているため、「やっぱりいいです」と支援の利用をあきらめてしまう人は少なくない。

⇒相談者の負担を減らすためにも、相談者が今ある施設を利用しやすくするためにも、民間支援団体と施設の「顔が見える関係性の中でのつなぎ」を可能にし、相談者に負担の少ない形で、より信頼してもらいやすい形で婦人保護施設のことを紹介できるようになってほしい。顔が見える関係性の中で事前に情報共有をし、支援者間で役割分担をしたり、相談者の状況や性格などによって相性や接し方を事前に考えて、入所時の面談の担当者などを決めることができれば、相談者が支援を利用しやすい環境や雰囲気を作りやすい。

⇒また、相談窓口の開所時間が日中の平日だけな場合が多く、相談者のニーズに合わないため、夜間、土日の対応を可能としてほしい。「電話で予約して来所」のハードルは高すぎるので、予約しなくても、夜間でも、「今日、行くところがない」というときに宿泊できる緊急的な宿泊場所として、婦人相談所のシェルターではルールが厳しくハードルが高すぎるので、婦人保護施設を活用できるようにしてほしい。

背景②見学や、お試し入居の必要性

「措置機関」での面接や待ち時間なしに、婦人保護施設との直接的なやりとりをもとに、施設見学に行けたり、お試し入居や一時宿泊ができるようにしてほしい。入居する前提ではなく、選択肢の一つとして「こういう場所がある」ということを知ってもらえることは、相談者のその後の選択にも大きくかかわってくる。

もし、今の生活がうまくいかなくなっても行くところがあるという安心感があると、危険に飛び込んでいく回数が減ったり、無理をして不満を貯めて限界を超えてしまう（そして、相談者はそんな自分を責めたり、また見捨てられたと感じたりする）ようなことを減らすことにもつながる。

すぐに入居につながらなくても、気持ちや状況が変わったときや、例えばコラボに関わっている相談者がコラボには言いにくいことがあったり、頼りたくないと考えたり、他のシェルターを使ってみたいと思った時に、「あそこに行ってみようかな」と新たな形で SOS を出せるかもしれない選択肢を増やすことができる。

⇒今は、婦人保護施設につながる窓口が婦人相談所の一本しかなく、見学もできず、入居

できるか、どこに「措置」となるかについてすべての権限は婦人相談所にあるため、利用しにくい。相談者がいくつか見学、希望する施設を選べるようになることが必要である。

⇒また、生活保護を利用しながら一人暮らしをしている相談者が、今の家を失わずに精神障害者のグループホームや婦人保護施設のお試しにいけるようにしてほしい。それができないと、「施設に入ってうまくいかなかったときに住まいがなくなってしまう」という不安から、今の生活を続けることが難しい精神状態であっても、必要な公的支援が利用できず、自分に合った支援を見つけることもできない。

(3) 障害の診断、トラウマ治療の専門家や見捨てない医療につなぐ公的な支援を

(1) や (2) が実現できたとしても、Colabo への相談者には、婦人保護施設のルールなどから、公的なシェルターや婦人保護施設への入所を拒む女性のほうが多いと思われる。そうした相談者を民間団体で支えながら、公的な「保護」を求めない相談者に対して、障害の診断や、トラウマ治療の専門家などの医療につなぐサポートをしてほしい。

たとえば、障害がありそうで、就労や生活のために障害者手帳の取得ができるかどうかを含めて、検査を本人が望んだ時に、女性センターで「保護」などの支援を受けない人でも、詳しい成育歴などを相談員に話さなくても検査をスムーズに受けられるようにしてほしい。

また、生活保護を利用したり、精神障害者手帳の取得など、福祉につながっているながらも、適切な医療につながれずにいる相談者が多くいる。とくに、幼少期から性的虐待の被害にあうなどし、PTSD、統合失調症、躁うつ病、解離性障害などを発症している人からの相談が多いが、Colabo につながる精神障害のある少女・女性たちは、すでに複数の医療や公的機関、民間団体を転々としていることが多い。通っていた病院では見切れないとして、通院や入院を拒否されたり、入院受け入れ先が見つからない場合でも、生活保護の担当ワーカーもトラウマや障害などに詳しいくないことが多く、病院は基本的には相談者が自分で探さなければならないため、その気力や体力もなく、適切な病院の情報もないことから、医療に繋がれないことがある。入院して少し休みたいときに、そうさせてもらえる病院や、トラウマ治療に詳しい医師が見つからないまま、状態が悪化してしまう。

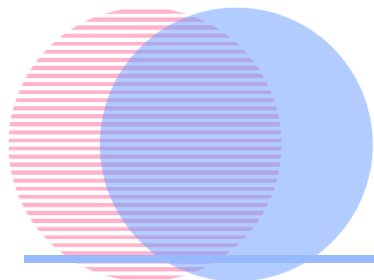
他害自傷の危険性がある場合は警察への通報や、自傷などで怪我をしている場合は救急車を呼んで、大きな外傷があれば夜間でも病院で診てもらえるが、大した傷でないと救急隊が消毒して絆創膏を貼るだけで帰ってしまい、精神科へ緊急入院することは容易ではない。大きい傷があり、病院で診てもらえても開放病棟では自殺のリスクがあることなどから「危険で置いておけない」などと言われてしまうことがある。また、入院が必要だと判断されても、虐待を受けるなどして頼れる親族がおらず、保証人がいない若者を受け入れてくれる病院が見つからないまま、自宅に帰されたケースもある。

保証人がいなくても入院するには、「医療保護入院」せざるを得ないこともあるが、市長などの同意が必要となりハードルが高い。そうした少女たちを受け入れる医療機関の発掘と医療費の支援をお願いしたい。

（４）民間支援団体への資金援助

当団体では、役所への相談の壁を超える前の間、ご飯を食べに来たり、仮眠したり、一泊したり、１週間、２週間と泊まることを繰り返しながら、公的機関の支援を活用できるタイミングになったときに、繋げるようにしている。公的機関では難しい、「一宿一飯」に対応し、年齢や所属、住所のある地域に関わらず、とにかくご飯を食べたり、泊まったりすることのできる場所を提供し、関係性をつくっていく。ホームレス支援でいう「ハウジングファースト」や、困窮者自立支援法の「伴走型支援」の考えを Colabo も大切にしており、「相談者がどこの誰かわからない状態でも関わる」ということが公的機関との違いでもある。

Colabo はこれまで、公的機関からの資金を得ずに運営してきたが、本来公的機関がすべきところを補う形で民間支援団体が活動しているため、シェルター運営や、同行支援などに関わるスタッフの人件費や家賃などを公的なバックアップのもとで行えるようになる必要があると考えている。



前河構成員提出資料





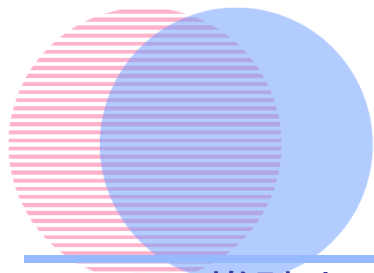
大阪府広報担当
副知事 もずやん

大阪府における保護を必要とする女性の セイフティネットの再構築に向けた取り組み

大阪府社会福祉審議会 新たな福祉課題検討専門分科会
女性保護支援等検討専門部会における提言

大阪府福祉部子ども室家庭支援課長 前河 桜

2018/8/23



大阪府内自治体の状況

➤ 推計人口 8,819,416人（平成30年4月1日現在）

➤ 自治体数（全43自治体）

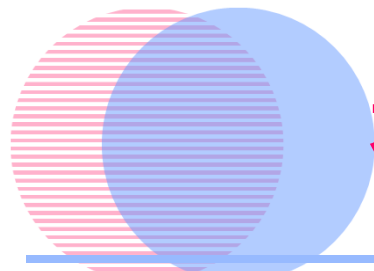
政令市	中核市	一般市	町	村
2	5	26	9	1

➤ 福祉事務所設置自治体数（全35自治体）

政令市	中核市	一般市	町	府（8町1村）
2	5	26	1	1

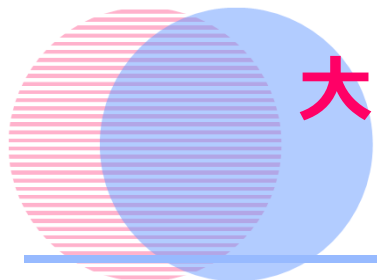
➤ 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターの設置状況

婦人相談所	配偶者暴力相談 支援センター（府）	配偶者暴力相談 支援センター（市）
1	7	6



大阪府内配偶者暴力相談支援センター

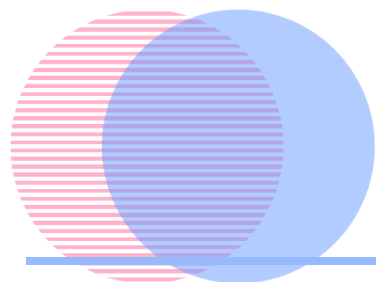
	名 称	備 考
大阪府	大阪府女性相談センター	婦人相談所
	大阪府中央子ども家庭センター	児童相談所に併設
	大阪府池田子ども家庭センター	
	大阪府吹田子ども家庭センター	
	大阪府東大阪子ども家庭センター	
	富田林子ども家庭センター	
	岸和田子ども家庭センター	
政令市	大阪市配偶者暴力相談支援センター	
	堺市配偶者暴力相談支援センター	
中核市	豊中市配偶者暴力相談支援センター	
	枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたＤＶ相談室」	
一般市	すいたストップＤＶステーション（ＤＶ相談室）	
	茨木市配偶者暴力相談支援センター	3



大阪府女性相談センター（婦人相談所） における相談件数の推移

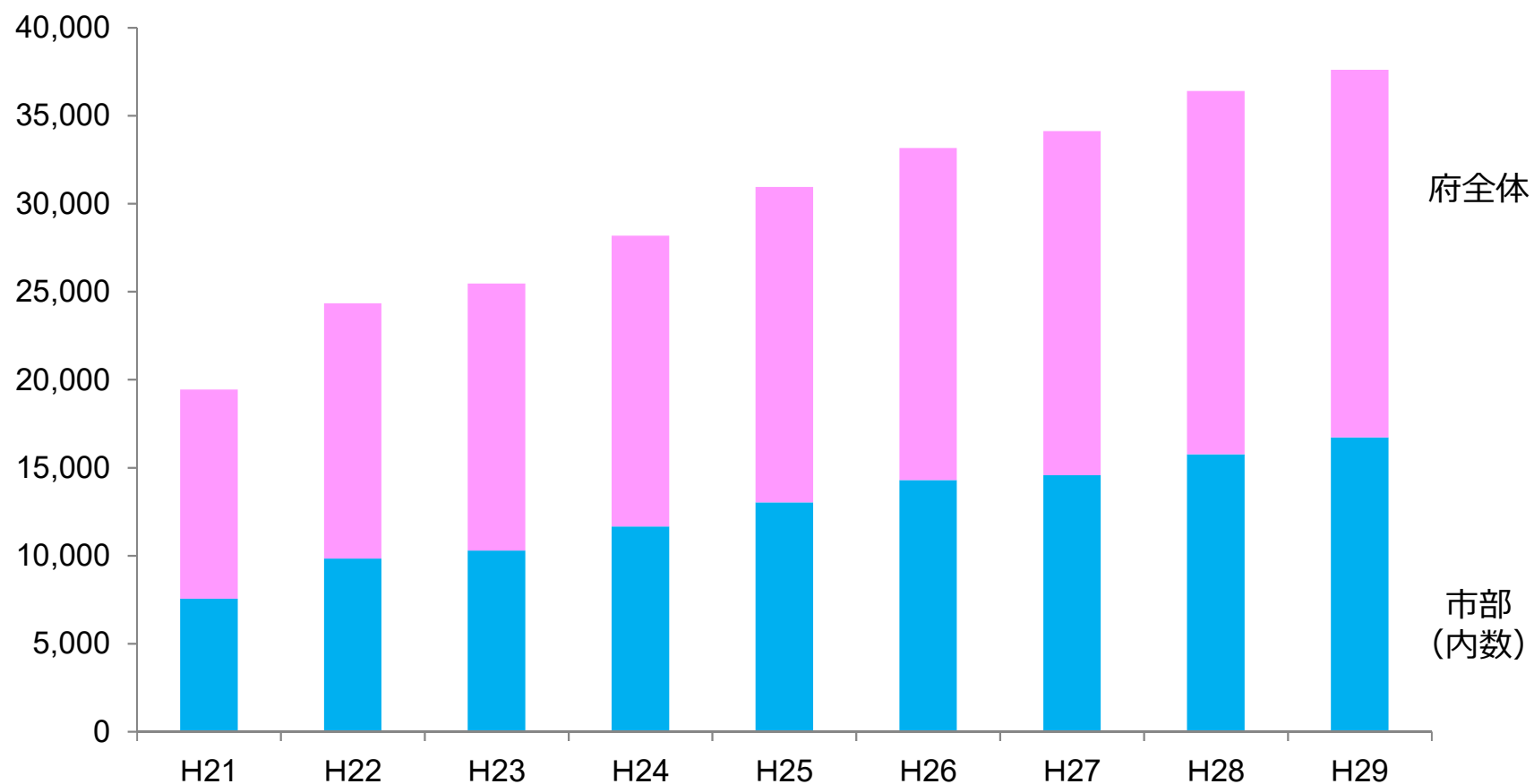
- 相談件数は、平成28年度までは増加傾向、29年度は減少。DV相談は横ばい～近年減少傾向。





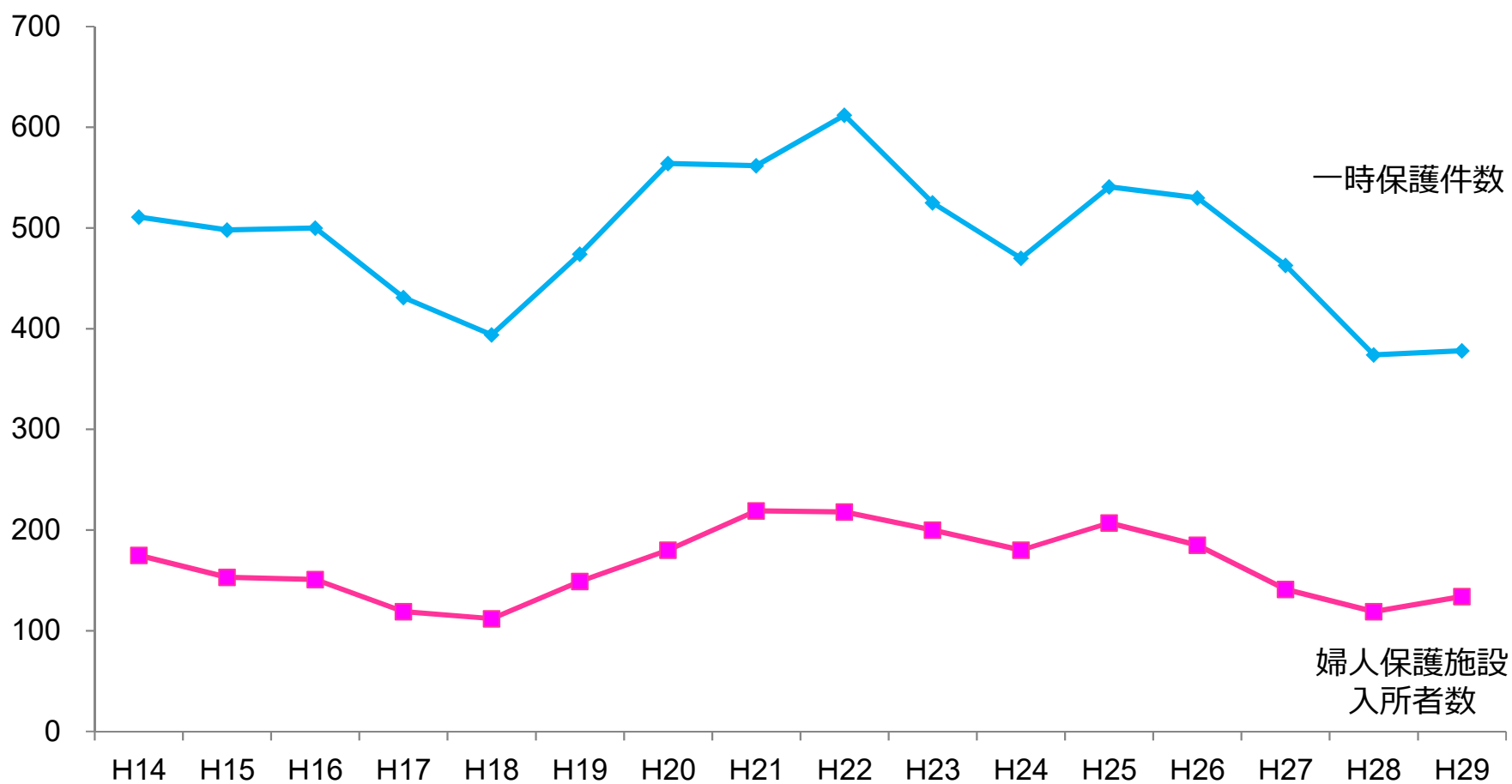
大阪府におけるD V相談件数の推移 (府全体・市部)

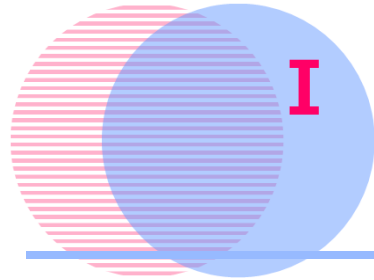
- 市部を含む大阪府全体のD V相談は増加傾向。



大阪府女性相談センターにおける 一時保護件数・婦人保護施設入所者数の推移

- 一時保護件数・婦人保護施設入所者数は、近年減少傾向。





I 大阪府における保護を必要とする女性をとりまく現状と課題

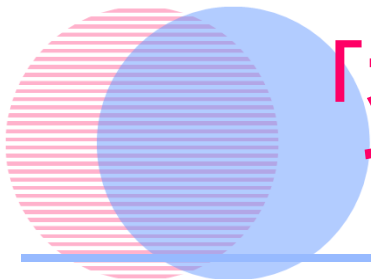
- 大阪府全体（市部含む）のDV相談は増加傾向。
- 一方、大阪府女性相談センター（婦人相談所）の一時保護件数、大阪府立女性自立支援センター（婦人保護施設）の入所者数は減少傾向。



保護を必要とする女性に適切な支援が提供されているのか？



- 大阪府社会福祉審議会新たな課題検討専門分科会に「女性保護支援等検討専門部会」を設置
- 保護を必要とする女性への支援に関する実態調査を実施
- 「大阪府における保護を必要とする女性への支援のあり方について」提言 平成30年3月



「大阪府における保護を必要とする女性のセーフティネットの再構築」に向けた検討

- 課題の確認及び解消に向けた検討すべき事項を**以下の4つの項目**とし、婦人保護事業に携わる関係機関等への調査・事例検討を行った。この結果について具体的な課題を分析することにより、「大阪府における保護を必要とする女性のセーフティネットの再構築」に向けた「大阪府における保護を必要とする女性への支援のあり方」を専門部会で検討した。

(1) 市区町村の相談体制

各相談窓口における相談・支援状況及び関係機関との連携等

(2) 施設の入所実態

女性を保護支援する施設の入所者の実態や支援ニーズの把握等

(3) 女性の支援ニーズ

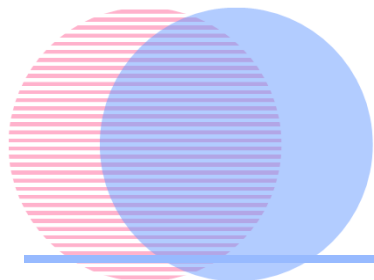
入所や一時保護に至らない理由や施設入所の判断基準の把握等

(4) 府と市町村・各施設種別の役割分担、連携体制の整理

府と政令市・市町村の役割分担、各施設種別の機能分担の整理、関係機関との連携体制の検討 等

Ⅱ 大阪府における保護を必要とする女性への 支援に関する調査の概要

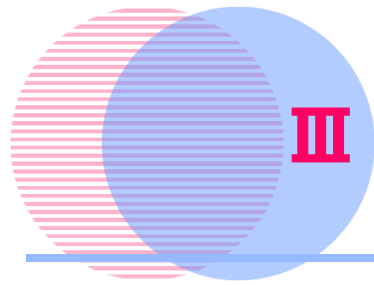
	調査・事例検討の方法	調査・事例検討の対象
①市区町村窓口 への調査	【アンケート調査】 各市町村相談窓口へ調査票を郵送し、 郵送にて回答を得た。	大阪府内（政令市含む）の 全市町村（33市9町1村）
	【ヒアリング調査】 モデルとなる市を抽出し、ヒアリング調査 を行った。	政令市、北摂、河内、和泉の各エリア においてモデルとなる市を抽出 （計11市）
②女性を保護する 施設への調査	【アンケート調査】 各施設へ調査票を郵送し、郵送にて 回答を得た。	・女性自立支援センター（1） ・母子生活支援施設（8） ・救護施設（8） ・女性相談センター一時保護所（1） ・一時保護委託先施設（22）
	【ヒアリング調査】 各施設種別から1施設を抽出し、 ヒアリング調査を行った。	上記施設種別から抽出（4） ※女性自立支援センターは事例検討 で実施。
③事例検討	女性自立支援センター（婦人保護 施設）に入所した事例について、措置 機関である女性相談センター（婦人 相談所）及び施設とともに検討した。	以下の視点から数事例ずつ抽出して 検討。 （母子支援、単身女性支援、妊産婦支援、 施設の機能分担、市町村との連携）



- 追加調査の実施
一時保護における市区町村・施設等との連携についての分析のため。

	調査・事例検討の方法	調査・事例検討の対象
④女性相談センター （婦人相談所） への調査	【ヒアリング調査】 一時保護業務に携わる職員に対し ヒアリング調査を行った。	一時保護の相談・支援を担当する 職員数名。

- ➡ 本調査の一部及び調査結果の分析について、大阪府立大学に委託。



Ⅲ 調査結果からみた分析と課題（ポイント）

1. 相談体制および一時保護へのつながりについて

(1) 相談体制（市町村）

○相談体制の課題

～ 婦人相談員配置が十分でない（約 2 割）、庁内の連携体制や研修、S V 機能等相談のバックアップ体制が不十分

○相談者のニーズと提供される支援とのミスマッチが生じた場合、継続的な相談につながりにくい

(2) 一時保護のつながり（市町村）

○一時保護の際の要件等ハードルの高さ

～ 外出、携帯電話等の制約や保護への覚悟の求め 等

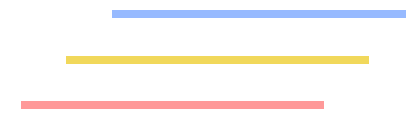
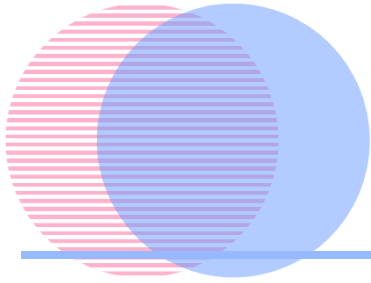
(3) 一時保護決定機関（女性相談センター）

○一時保護やケースワーク上の困難さ

～ 精神的に不安定なケースや子どもの養育が困難な母子等、集団生活への適応生活保護受給の可否、一時保護後の今後の見通し等
他法他施策による支援との混乱（「障がい者」「高齢者」）

(4) 医療との連携（薬の必要性・緊急時等の受診）

○緊急保護の際の受診や服薬の問題



2. 一時保護中・入所中の支援について

(1) 一時保護中の支援

- ケースワークやアセスメントの標準化が必要

(2) 福祉事務所（生活保護・障がい・高齢・児童など）との連携

- 実施機関における対応の格差、母子生活支援施設や救護施設等入所の際の対応・判断の格差、母子生活支援施設入所の予算が確保されていない場合がある 等

(3) 帰宅するケースの支援

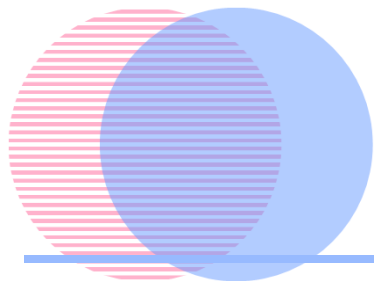
- 一時保護後帰宅するケースへのネガティブな評価、支援の困難さ

(4) 施設への入所

- 施設入所の説明に際し、ルールや制約が強調され、入所につながりにくくなっている
利用者自身の集団生活への抵抗感・拒否感、ネット等での施設イメージの悪さ

(5) 支援ノウハウ

- 施設種別ごとに、入所者の特徴は見られているが、施設種別間の支援ノウハウは共有されていない。



2. 一時保護・入所中の支援について（続き）

(6) 若年女性、妊婦の保護

○妊婦の受け入れが難しい場合がある。妊婦の支援の困難さと市町村との連携の課題。

(7) 母子・子どもの支援

○子どもへのケアや支援、児童相談所や市町村児童家庭相談との連携が必要。

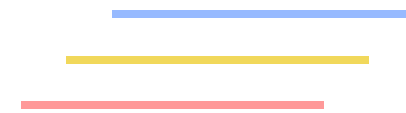
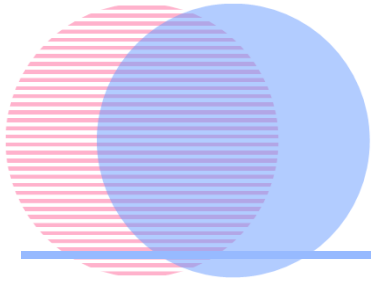
○子どもの福祉の観点から、子どもの分離保護が必要と認められる場合の対応の整理が必要。

(8) 障がい等複合的な課題を抱える利用者への支援

○一時保護及び入所施設において障がいなど何らかの心身の課題を抱える利用者の割合は、4割を超えており、支援の困難さが課題。

(9) 施設間連携

○一時保護から施設入所、入所施設の変更などの施設間の移動が一定数みられるが、施設間連携方策は、未整備。



3. 一時保護及び施設退所後の支援、地域における支援

(1) 支援のつなぎ

- 一時保護や施設からの退所に際し、退所先市町村との連携の課題。
- 女性相談センターにおいて、本人の同意や参加のもと、「連携シート」や「情報提供様式」が活用されており、有効。

(2) 施設のアフターケア体制

- アフターケアの体制（人員配置）やシステムが未整備。

(3) 市町村におけるコーディネート機能

- 市町村において、継続的に相談に応じ、多岐にわたる手続きや行政サービスの活用をコーディネートする専門の相談員の配置や相談体制が不十分。



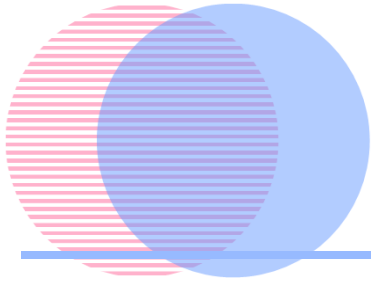
IV 大阪府における保護を必要とする女性への 支援のあり方について＜提言＞

D V等暴力被害者への支援、女性や母子家庭への貧困対策、社会資源として相談窓口や施設の有効活用の観点も踏まえ保護を必要とする女性への支援のあり方を、市町村、女性相談センター、施設、全体の4つのファクターから提言する。大阪府は以下の提言を受けとめ、積極的に取り組むこと。

■市町村（相談体制等）

市町村においては、継続した相談に応じ、福祉部局の中で、また福祉部局との連携において支援を行うとともに、一時保護等婦人保護事業の窓口となる専門相談員がどの市区にも配置されることが必要である。併せて、配置された専門相談員が孤立せず有効な相談が行えるよう組織として相談業務を支える仕組みが必要である。

- 婦人相談員の全市区への配置を目指す
- 市町村における継続的な支援ができるように取り組む
- 支援スキルの向上のため対象者や目的に合致した研修を実施する
- 相談員がスーパービジョン（S V）が受けられるシステムを構築する
- D V等暴力被害者に必要な情報を届ける

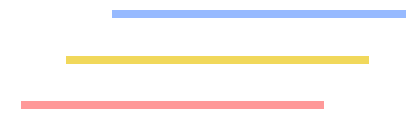
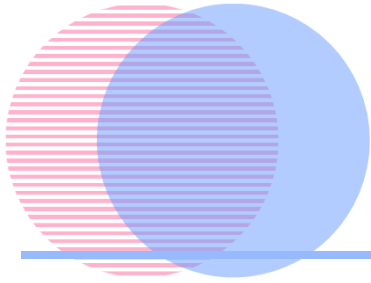


■ 女性相談センター（婦人相談所）

（一時保護の決定、女性自立支援センター等における一時保護の実施等）
保護を要する女性のニーズと提供される一時保護の枠組みにミスマッチが生じている。

また、一時保護の支援の詳しい情報が女性相談センターあるいは施設から市町村職員に充分伝わっていないことによって、その情報を提供された女性の側に一時保護の偏ったイメージが喚起され、一時保護への抵抗感を生じさせている側面も伺えた。その結果、保護を必要とする人の社会資源として活用されていない状況がみられた。時代に応じた一時保護の対象や枠組みの再検討、市町村に向け一時保護の共通理解の熟成を図ることが必要となる。

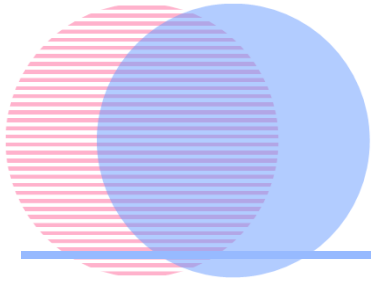
- 一時保護対象枠組みを見直し、実現するための条件を整理する
- 携帯電話や外出等のルールの考え方と説明方法を再検討する
- 市町村と一時保護、自立や避難に関する支援のメリット共通認識
- 女性相談センター・施設・市町村の連携システムの検討・市町村の役割分担、女性相談センターの一時保護の整理をする
- 無料低額診療等医療とのさらなる連携方策の検討



■施設（一時保護・入所）

女性相談センター及び施設のケースワークや支援で生じている困難な状況や課題を解消するために、困難ケースへの対応力の強化や困難な事象を解決できる関係機関等との連携方策の検討などが必要である。

- 複数課題を抱える女性に対する、女性相談センターや施設のアセスメント力、対応力の強化など、支援力の向上のため取組む
- 精神科医療機関との緊急時等の連携・確保
- 婦人相談所一時保護および女性自立支援センターにおいて、短期的に、妊婦、産褥期の母子、若年女性などを受入れ、社会的養護を補完する機能を果たす取組みを検討
- 市町村の継続したかかわりを前提とした、市町村との連携方策や役割分担を検討
- 一時保護や入所における、子ども・母・母子関係に対する支援向上の取組み及び児童相談所や市町村との連携方策を検討
- 施設種別等にかかわらず、カウンセリング等心理的ケアを受けられる仕組みを検討する
- 女性保護を実施している各施設がお互いの施設機能を理解し、支援ノウハウの交換や共有できる仕組みを検討



■ 婦人保護事業の全体をととして

在宅・一時保護・入所等、いずれの段階でも、市区町村による切れ目のない支援と女性相談センターによる女性を対象とした専門的支援が必要である。また、地方自治体の地域実情等による対応のみではなく、支援に必要な体制や環境整備のための法整備や財政措置について国に求めていく必要がある。

- 市町村による切れ目のない支援提供に向けた相談体制整備、関係機関との連携や支援方策の客観性及び平準化を目指す共通シートの作成などに取組む
- 女性相談センターや女性自立支援センターには、より専門的な見地からのアセスメント、それに基づく個別支援の提供、各種専門プログラムの開発・実施、保護中のアセスメントや支援ノウハウを地域につなぎ直すことなどの役割を担うよう機能を強化する
- 府の地域実情や運用による取組みのみではなく、必要な法改正やこれに伴う財政措置を国に求めていく
 - ・婦人相談員の全市区町村への必置義務化
 - ・アフターケア事業の人員配置や対象者の拡大など制度の見直し
 - ・婦人保護施設や一時保護所における職員配置基準等の見直し
 - ・高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等の他法他施策との整理
 - ・市町村及び女性相談センター及び施設の役割分担の明確化



<提言を受けて> 大阪府の今後の取組

➤ 外部アドバイザーを含むワーキング会議の開催を経て以下に取組みます

◆ 市区町村の相談支援体制の強化

～ 婦人相談員の全市配置に向けた取組みと目的・段階に応じた研修の実施 等

◆ 女性相談センターと市町村との連携体制の再構築

～ 一時保護対象枠組み、情報共有シートの検討 等

◆ 施設の機能強化

～ 困難事例への対応力強化、新たなニーズへの対応 等

➤ 保護を必要とする女性の一時保護等支援に関する実務ワーキングにおける検討

(検討内容)

○ 保護支援の機能強化と連携（受入れる枠組みの条件整理、受入れ体制の検討）

～ 妊産婦、若年女性、母子支援、救護施設、医療との連携等のテーマ別検討

○ 相談支援体制の強化と連携（効果的な研修のあり方、共有すべき項目・内容）

～ 具体的な研修手法の検討、共通面接ツール（マニュアル、共通シート等）の作成

水野構成員提出資料

名古屋市における女性福祉の 取り組みと 検討事項に関する課題

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課
主幹（女性福祉） 水野 健二

本市における取組状況

○相談対応状況

市民に身近な区役所・支所における相談体制（女性福祉相談員**28**名）

配偶者暴力相談支援センター機能を有する中央機能（正職員**3**名＋女性福祉相談員**3**名）
（土曜日、日曜日、休日の電話相談は民間団体に委託）

区分	H25	H26	H27	H28	H29
延相談件数	12,571 (9,311)	12,018 (9,098)	16,027 (12,815)	14,336 (11,224)	11,532 (9,129)
面接相談実人員	3,132 (2,262)	2,824 (2,107)	2,663 (1,999)	2,628 (2,024)	2,764 (2,124)

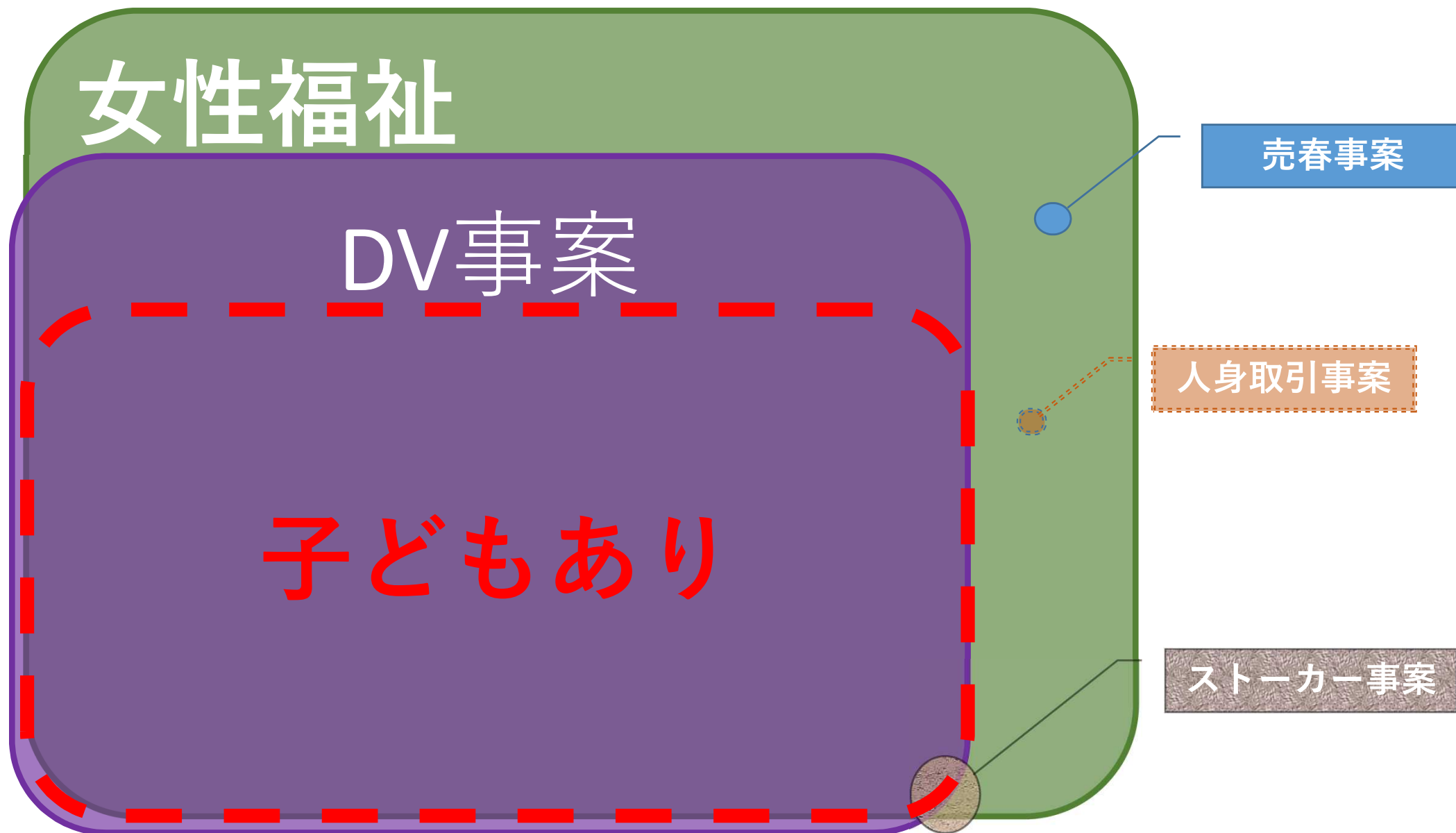
○体系的な研修の実施

（平成29年度実績）

対象	延回数	研修の内容（「演題」）
女性福祉相談員	26	弁護士による法律問題事例検討、児童虐待対応担当との合同研修
係長級	10	相談にかかる組織的対応、アンガーマネジメント
課長級	2	DV相談の基礎と加害者対応、警察におけるDV・ストーカー対応
その他	5	「子ども虐待としてのDV」、「被害者の安全確保のために」

注：対象「その他」のうち3回は、民間団体も参加可能

女性福祉における現状（イメージ図）



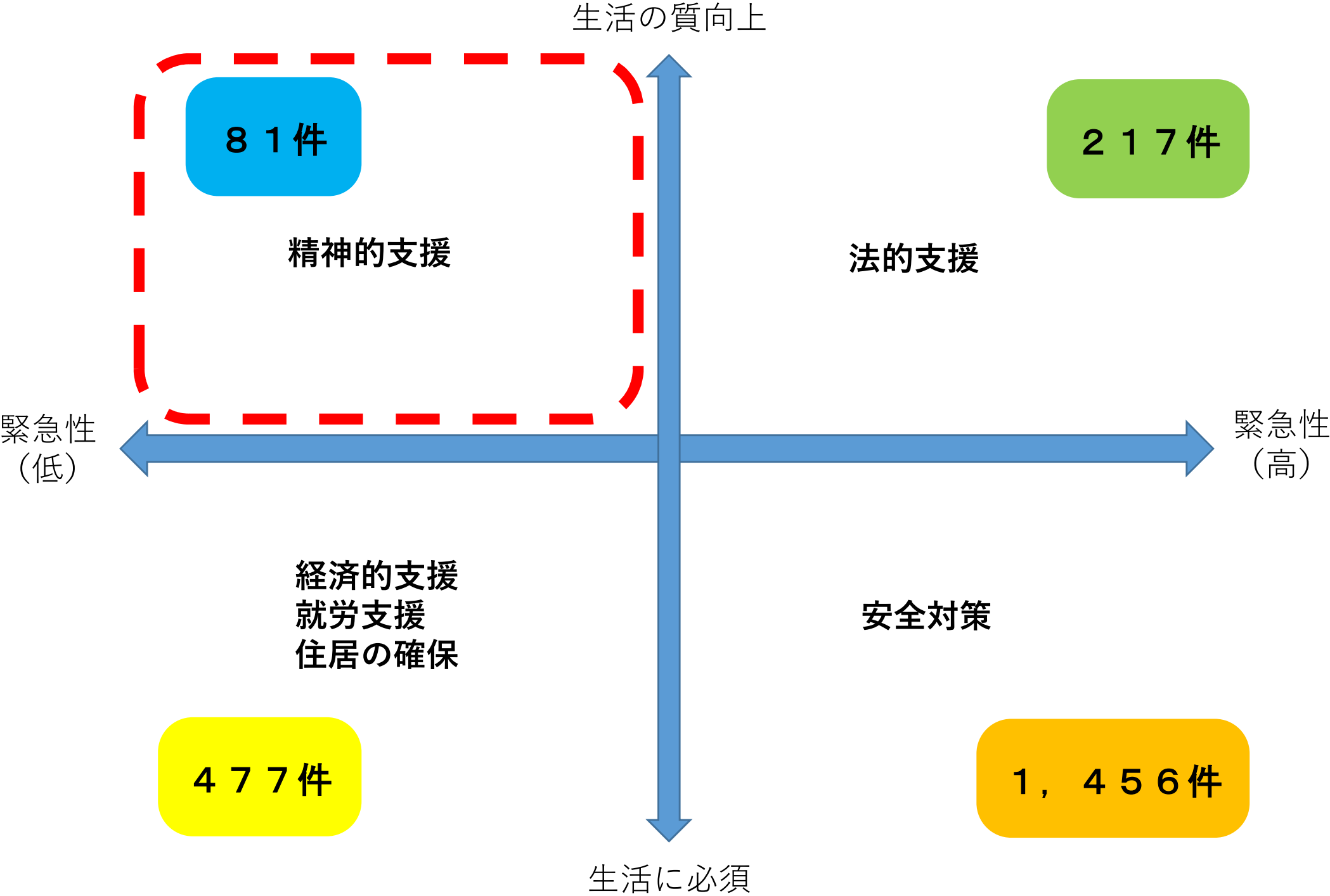
○女性福祉における主な事業

事業	民間団体との連携
相談（電話、来所、出張）	閉庁日について委託
緊急宿泊事業	協定
中期滞在支援事業	
法律問題援助事業	委託
民間一時保護施設への補助	補助
見守り・同行支援事業	委託
親子支援プログラム事業	委託
DV被害者のためのサポートグループ事業	委託
通訳派遣事業	委託
親子カウンセリング事業（平成30年度～）	委託
事例検討等業務委託（平成30年度～）	委託

○現場の体制（イメージ図）



○相談における支援の分類



「主な検討事項」に関わる課題

○DV防止法等の対象者とそれ以外の対象者への相談支援対応

対象者の個別性に応じた支援ができる環境づくり

○一時保護

【一時保護ケースの受け入れ先】

(平成29年度実績)

区 分	件 数
一時保護（愛知県）	7 1
緊急一時保護（市独自事業）	5 4
民間シェルター	7
計	1 3 2

○民間団体との連携

～担い手自身が安心して従事できるように～

○都道府県と市町村の役割

～それぞれの強みを活かした体制が構築できるように～

「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」概要

平成30年7月30日「第1回困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」資料4

＜調査研究の目的＞

- 婦人保護事業における支援内容等の実態を把握し、困難を抱えた女性の権利を保障するために、今後の婦人保護事業として強化すべき課題等についての基礎資料を得ることを目的とする。

＜調査研究の視点＞

- ① 支援対象となる女性の範囲の明確化
- ② 利用者の支援のニーズや特性に応じた支援の提供実態・課題の把握
- ③ 民間団体との連携状況の把握
- ④ 支援につながらないケースの把握
- ⑤ 第三者評価・権利擁護の仕組みに関する状況の把握

＜調査対象・調査項目＞

○ 都道府県主管課

組織体制、婦人相談員の配置状況、婦人保護事業の取組方針、関係予算の状況、民間への事業委託等の状況 等

○ 婦人相談所（一時保護所含む）

組織体制、相談業務の実施状況、一時保護の実施状況、支援ニーズへの充足の状況、対象属性ごとの支援方針・支援の状況、同伴児童の受入状況、心理的ケアの実施状況、支援につながらないケースの状況、民間団体との連携状況 等

○ 婦人保護施設

組織体制、措置入所の実施状況、一時保護委託の実施状況、心理的ケアの実施状況、対象属性ごとの支援の状況、婦人相談所からの情報提供の状況、退所後のアフターケアの状況、関係機関との連携状況 等

○ 婦人相談員

相談業務の実施状況、所属機関における役割分担の状況、情報共有・連携状況、対象属性ごとの支援の状況、所属機関における民間団体との連携状況、支援につながらないケースの状況 等

＜調査期間＞

平成29年12月から平成30年1月

＜回収状況＞

都道府県票	47件発送	47件回収（100%）
婦人相談所票	49件発送	49件回収（100%）
婦人保護施設票	47件発送	47件回収（100%）
婦人相談員票	500件発送	417件回収（83.4%）

＜ワーキングチームの設置＞

本調査研究の実施にあたり、調査票の設計、調査結果の検討、考察等を行うため、有識者及び施設関係者等で構成されるワーキングチームを設置

（委員構成）

五十音順・敬称略／○：座長

熊田 栄一	全国婦人保護施設等連絡協議会役員
角田 由紀子	弁護士
○堀 千鶴子	城西国際大学教授
松本 周子	全国婦人相談員連絡協議会会長
薬師寺 順子	大阪府福祉部子ども室家庭支援課課長
和田 芳子	婦人相談所長全国連絡会議会長

オブザーバー 戒能 民江（お茶の水女子大学名誉教授）
阪東 美智子（国立保健医療科学院上席主任研究官）

○主な調査結果の概要

【婦人相談所・一時保護所】

○心理的ケアの状況

- 相談支援の対象者への心理的ケアは、「実施していない」が最も多く44.9%であった。内容として多かったのは、「カウンセリング」、「心理教育」、「医療機関との情報交換」であった。
- 一時保護所入所者に対しては、相談支援の対象者と比べていずれの内容も実施割合が高かった。「心理アセスメント」、「心理教育」、「カウンセリング」で実施割合が高い。なお、「実施していない」という回答も4.1%（2件）あった。

○対象を強化すべき支援対象

- 地域の支援ニーズに対応するために、婦人相談所として強化すべき支援対象としては、「若年女性」、「同伴児童」が多く、次いで「同伴児童のいる女性」、「妊産婦」が多かった。

○アフターケアの状況

- 相談終了後に行っている支援内容は、「基礎自治体との情報交換」が最も多かった。また、「実施していない」との回答も36.7%（18件）みられた。
- 一時保護所退所後の支援は、相談終了後と比較すると全体的に高く、「基礎自治体との情報交換」、「退所後に入所した婦人保護施設との情報交換」、「退所後に入所したその他施設との情報交換」、「本人との電話連絡」の順で多かった。なお、退所後に入所した婦人保護施設とも情報交換を行っていない婦人相談所は34.7%（17件）あった。退所後の支援を「実施していない」という回答も8.2%（4件）あった。

○民間団体との連携状況

- 75.5%が「自治体としての支援方針を民間団体と共有し連携している」と回答し、12.2%が「民間団体との連携はあまりできていない」と回答。また、「民間団体がほとんど活動していない」という回答も8.2%（4件）みられた。

○婦人相談所からみた支援につながらないケース

- 一時保護や婦人保護施設につながらないケースの属性としては、「若年女性」、「同伴児童のいる女性」、「障害（児）者」、「高齢者」が比較的多く、その理由として「本人の同意が得られなかったため」が比較的多く、障害（児）者や高齢者は障害や疾病による理由の他、「他施策で支援することが適切であるため」が多かった。
- 一時保護の同意が得られない理由は、全体として「仕事や学校を休みたくない」、「携帯電話やスマホが使えない」、「外出が自由にできない」、「同伴児童が転校又は休校しなくてはいけない」が多かった。婦人保護施設では、「集団生活に不安がある」、「仕事や学校が続きたい」、「携帯電話やスマホが使えない」、「外出が自由にできない」が比較的多かった。

【婦人保護施設】

○支援ニーズに対する課題

- 入所者の支援ニーズに十分対応できていないと考える支援内容をみると、「心理的ケア」が最も多く、「性暴力被害」、「地域生活定着支援事業」、「退所後支援」、「外国籍の女性」、「育児・養育・同伴児童支援」の順で挙げられた。対応できていない理由として、「専門性の不足」、「人員の不足」が多かった。

○心理的ケアの状況

- 「カウンセリング」、「医療機関との情報交換」、「心理的アセスメント」、「心理教育」の順に多くなっていた。実施上の課題として、「心理職員の配置がない、若しくは人員数が不足しており十分な支援ができない」、「施設内で心理職がスーパーバイズを受けることができない」などが挙げられた。

○アフターケアの状況

- 「本人への電話連絡」68.1%（32件）、「家庭訪問」57.4%（27件）の順で多く、「婦人相談所との情報交換」25.5%（12件）、「基礎自治体との情報交換」44.7%（21件）であった。

【婦人相談員】

○婦人相談員の業務

- 「電話相談」、「来所面談」が98.8%と最も多く、「関係機関との連絡調整」、「証明書の発行支援」が約80～90%、「地域の巡回（支援ニーズの発掘）」は約2%だった。

○体制を強化すべき支援対象

- 今後、体制を強化すべき支援対象について回答を求めたところ、「若年女性」49.4%、「同伴児童のいる女性」44.6%、「障害（児）者」31.7%の順で多かった。

○民間団体との連携状況

- 「自治体としての支援方針を民間団体と共有・連携している」約5割、「民間団体との連携はあまりできていない」約3割、「民間団体がほとんど活動していない」が約1割であった。

○支援につながらないケース

- 一時保護につながらなかった場合のその後の対応では、「市区独自の支援事業につなげた」、「自身で継続的に支援を行った」が約4割、「特に支援は行わなかった」が5.5%あった。
- 婦人保護施設につながらなかった場合のその後の対応では、「市区独自の支援事業につなげた」27%、「民間団体につなげた」18.5%、「その他」が36.7%あり、「警察と情報共有し見守りを依頼した」、「個人、知人、親戚等、支援者を探す」、「アパート転宅」等が挙げられた。「特に支援は行わなかった」は7.4%あった。

○調査結果からの考察

1. 運用上の課題

(1) ソーシャルワーク実践に関わる課題

- ・ 職員・相談員の専門性、スキル向上
- ・ ソーシャルワーク、知識、スキル向上のための職員・相談員に対する体系的な研修やスーパービジョンの実施

(2) 支援プログラム

- ・ 母子並行プログラム、性暴力被害者への支援プログラムなど、支援プログラムの開発、実施の必要性
- ・ 各自治体、施設などにおいて導入ができるよう促進への支援

(3) 婦人相談所一時保護所、婦人保護施設的环境整備

- ・ 母子、障害者、高齢者等の保護における、居室の配置や共用部分の使用への配慮など、利用者支援及び利用者の受入の可否に関する環境整備の課題
- ・ 安全確保、情報秘匿のための通信機器の制限といった生活上の制約が必要な利用者と、自立支援のために制約が不利益になる利用者が混在する施設構造、環境に関連する運営上の課題

2. 制度上の課題

(1) 人員配置、専門職配置、市区婦人相談員の義務設置化

- ・ 人員不足、専門職配置の脆弱さ（他機関の併設施設との兼務、相談所業務と一時保護所業務の兼務、夜間・休日の人員体制、広い支援対応の幅）
- ・ 職員の負担感、疲弊感がもたらす利用者の不利益
- ・ 職員配置基準の検討
- ・ 活用しにくい専門職配置に関する補助制度（心理療法担当職員、同伴児童対応指導員等）
- ・ 市区の婦人相談員の任意設置（配置の有無により地域生活における支援のあり方に影響）

(2) ナショナル・スタンダード、基本方針の欠如

- ・ 国の基本方針、都道府県の基本方針の欠如
- ・ 婦人保護事業の地域差、ローカル・ルールによる事業の相違
- ・ 他機関からみた婦人保護事業の支援対象のわかりにくさ
- ・ 国の婦人保護事業実施要領の見直し

(3) 婦人保護施設入所に関わる体制

- ・ 婦人保護施設へのつながりにくさ（入所の前提である「一時保護」へのつながりにくさ）
- ・ 一時保護を経由しない入所のあり方、福祉事務所から直接入所依頼できるようなあり方

(4) 婦人保護事業における市区との連携と位置づけ

- ・ 市区町村の業務として位置づけられていない婦人保護事業
- ・ 市区町村における婦人保護事業の理解不足からくる連携の困難
- ・ 婦人保護事業における市区の業務範囲や、都道府県との役割分担等が不明確（根拠法の改正にも関わる重要な制度的課題）

3. 連携の仕組みの構築

- ・ いずれの実施機関においても、他法他施策あるいは、関係機関との連携は重要な課題
- ・ 人的資源レベル、物的資源レベル、行政レベルでの総合的な支援システムの確立

4. 根拠法である売春防止法に関する課題

(1) 対象女性に対する各実施機関における自立支援の実施や関係機関との連携

- ・ 売春防止法においては、婦人保護事業は「保護更生」という位置づけのため、社会福祉事業としての事業理念が明確ではなく、「自立支援」も明記されていない

(2) 支援実態との乖離による婦人保護事業の分かりにくさ

- ・ 本調査において、各実施機関で対象としている女性の支援課題の多様性が確認されたが、そうした対象について、そもそも根拠法である売春防止法に定義づけがされていない
- ・ 売春防止法における対象者は「要保護女子」であり、実際の支援対象との乖離が生じているため、各実施機関における対象者把握の相違や、他法他施策の関連機関による婦人保護事業の分かりにくさがもたらされている

(3) 市区町村の責務や役割

- ・ 売春防止法には市区町村の責務や役割についての規定がない

(4) 基本方針・基本計画

- ・ DV防止法など他法では、国の基本方針、基本方針に則した都道府県及び市町村基本計画などが明記され、それぞれの施策について計画が検討されている
- ・ 売春防止法では、こうした規定がなく、基本方針、計画が策定されていない
- ・ 他分野の福祉関連の法律にあるような、「連絡調整等の実施者」「連携及び調整」「支援体制の整備」などについての法的規定がなく、連携の困難、業務の困難が生じている

第2回 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会	参考資料 2
平成 30 年 8 月 23 日	

「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」 報告書（抜粋）

第4章－1：調査結果からの考察：都道府県主管課

1. 都道府県主管課の組織体制

婦人保護事業を所管する都道府県の組織体制については、全ての役職で1人が最も多く、役職別平均人数は、課長級 1.2 人、課長補佐級 1.2 人、係長級 1.5 人、係員 2.5 人であった。また、専任職員の割合は、課長級 31.9%、課長補佐級 29.8%、係長級 40.4%、係員 38.3%であり、都道府県主管課では、それぞれの役職の6割から7割の職員が、他の事業も兼務しながら、婦人保護事業に取り組んでいる状況が明らかになった。

2. 都道府県における婦人保護事業予算の状況

平成29年度の婦人保護事業予算総額の平均値について、都道府県人口別に見ると、150万人未満は、7,644万円（35自治体）、150万人以上500万人未満では、1億8,413万円（9自治体）、500万人以上は、5億7,162万円（3自治体）であった。また、各人口規模のカテゴリ別に、最大値と最小値の比をみたところ、150万人未満13.8倍、150万人以上500万人未満3.4倍、500万人以上2.8倍となっていた（図表2-1-5）。

都道府県においては、事業執行実績、とりわけ婦人保護事業の場合は、支援実績に応じて予算額が増減すると考えられる。人口規模が、同程度であるにも関わらず予算額にばらつきが見られる背景として、「地域性」によるものと捉えるだけでは不十分であると考えられる。保護や支援を必要とする女性が、婦人保護事業につながる仕組みが機能しているのか、具体的には、市区町村等関係機関と婦人相談所との情報共有や連携体制が機能しているか否かによって、支援実績に影響することが想定される。その結果、予算額に大きな差が見られる可能性があると考えられる。

なお、都道府県単独事業費として記述されていた事業内容の例としては、DV被害者支援のためのシェルター運営支援、支援事業の民間委託に関する民間団体との連携、および保育士や相談員の支援体制確保等が挙げられていた。

3. 都道府県における婦人保護事業の支援方針

婦人保護事業の実施要綱を作成していると回答した都道府県は11自治体（24.4%）、作成していないと回答した都道府県は33自治体（70.2%）、無回答が3自治体（6.4%）であった。また、婦人保護事業の対象として、婦人相談所につながった、「若年女性」「児童を同伴する女性」「同伴児」「妊産婦」「障害者」「高齢者」「性的少数者」「外国籍の人」の属性ごとに、支援方法・内容や関係機関との連携等の支援方針を定めているかについては、「外国籍の人」を除けばどの属性においても、一時保護時の支援方針がある都道府県の割合は、相談受付時の支援方針がある割合と比較して大きかった。

属性ごとの主な支援内容について以下に示す。

「若年女性」については、相談受付時、一時保護時とも「18歳未満の場合は児童相談所と協議する」としており、18歳未満は基本的に児童福祉法にもとづき児童相談所による支援につながるようにしていた。

「児童を同伴する女性」「同伴児」の一時保護時の支援方針については、小5以上の男児、中学生以上の男児などの高年齢男児について、DV被害者等他の利用者に配慮し、受け入れられる環境にないことから、児童相談所との連携や一時保護委託で対応する支援内容が多かった。

「障害者」については、障害の特性や状況に応じて市町村障害福祉担当課と協議するとし、「高齢者」については、介護を要する場合は市町村高齢福祉担当課や地域包括支援センターと協議するという支援内容が多かった。婦人相談所の一時保護体制が介護を必要とする女性を受け入れられる状況にないために、必要に応じて市町村と協議している状況にあった。

「性的少数者」については、相談実績がない自治体もあり、一時保護時の支援方針として、「戸籍上や外見上女性の場合一時保護は可能」などの回答があった。今後、性自認や性志向を含め性についての理解を深め、一時保護における支援内容や他の利用者に対する配慮などについて検討し、整理していく必要がある。

全体的に「相談受付時の支援方針」や「一時保護時の支援方針」においては、属性ごとに、関係機関と協議し、必要に応じて連携するなどの自由記述が多く、婦人相談所の支援対象となる女性の範囲について明確になっていない状況であった。そのため、児童相談所や市区町村、医療機関等の関係機関とその都度個別ケースについて協議することになり、関係機関からは、婦人相談所の支援対象がわかりにくく、一時保護の依頼をしにくい、断られたときに納得しにくい状況にあると考えられた。

児童相談所や市町村等関係機関と支援について円滑に協議を進めるためにも、都道府県において、婦人保護事業の実施要綱や属性ごとの支援方針を示していくことが有効ではないかと考える。

4. 都道府県の婦人保護事業における支援課題

属性ごとの支援課題について、自由記述に見られた主な意見は以下のとおりであった。

「若年女性」については、公的な相談機関につながりにくいことが課題であり、広報の工夫、SNSなどの活用やアウトリーチを含めた支援体制の検討が必要な状況であった。また、若年女性には一時保護において通信制限や共同生活等のルールが受け入れられず、一時保護を拒否する場合があることも課題である。また、一時保護に至った未成年の場合、就職や住居設定に向けた契約行為について親権者の協力が得られないことから、自立支援が困難との意見が多かった。暴力被害を受けている若年女性の場合など、心理的ケアや支援プログラムの充実、継続した支援が必要であるとの意見もあった。

「児童を同伴する女性」は、暴力被害等により女性自身に休息が必要な場合や養育能力に課題がある場合、女性を支援する体制や社会資源が乏しく、また、一時保護中に児童相談所に虐待通告しなければならない場合の女性への支援が課題であるという意見があった。

「同伴児」では、DV目撃（面前DV）による心理的虐待を受けた子どもへの心理的ケアや、保育や学習支援について体制がないこと、学齢児について一時保護中は学校を欠席扱いになること、虐待を受けた被害児童としてアセスメントを行う体制が弱いこと、退所後に地域の関係機関と連携した継続した支援につながりにくいことが課題として挙げられた。

「妊産婦」では、一時保護にあたり妊婦健診を受けた病院に通院できないことから医療機関を新たに確保する必要があること、生活の場として必要な設備が整っていないこと、出産時の搬送等夜間の緊急対応体制が弱いことなどの課題があった。また、出産前後に一貫して

支援するため、単身妊婦を含め母子生活支援施設を利用できるようにする必要があるとの意見があった。

「障害者」では、一時保護において障害特性に応じた設備や、集団生活になじめない女性等への支援体制が整っておらず、受け入れや対応が困難であること、一時保護後の市区町村との支援調整が困難であること、障害者虐待防止法に基づく対応との調整が必要であること、本人が知的障害や精神障害について受容されていない場合に支援制度につながりにくい等の課題があった。また、同伴児の特別児童扶養手当について、DV被害者が受給できるような制度の見直しが必要との意見もあった。

「高齢者」では、一時保護において常時介護が必要な場合、設備面や支援体制（職員体制・専門性）が整っておらず、受け入れや対応が困難であること、退所後の継続的な支援のための市区町村との調整が必要であること、高齢者虐待防止法に基づく対応との調整が必要であること等の課題があった。

「性的少数者」は、支援実績やノウハウが乏しいことから、理解やニーズの把握が十分でなく、他の利用者への配慮も含め、支援体制が整備されていないなどの課題が挙げられた。

「外国籍の人」については、日常生活におけるコミュニケーションや通訳の確保が困難であること、生活文化の違いに配慮を要すること、所持金がない場合に経済面や医療面で婦人保護事業が支援できないこと、生活保護適用に向けた調整が困難であること、本国の法律等に精通した弁護士等との連携が不可欠であること等の課題が挙げられた。

国の婦人保護事業実施要領においては、婦人相談所は、相談、調査及び判定結果に基づき、効果的な指導等を行うとともに、他法他施策の活用等について指導するよう示している。しかしながら、市区町村や関係機関から婦人相談所につながった、支援や保護を必要とする女性は、多様で複合的な課題を有しており、婦人相談所が市区町村等関係機関と連携して、重層的に支援する必要がある。そのため、前述の対象者の属性別に挙げられた支援課題は、国において制度間調整を行い、婦人相談所と関係機関の支援調整が円滑にできるよう、婦人保護事業実施要領の見直しを行う必要がある。その際、「支援対象となる女性の範囲を明確化」というよりも、「各機関の強みである支援内容を明確化し、支援対象となる女性に対し、連携して提供する」仕組みが求められていると考える。

また、連携課題の解決に向けた施策や予算事業の措置が必要であり、特に、婦人保護事業においては、女性に対する経済的支援がないことから、他施策との調整に困難を生じていることが大きな課題となっている。今後は、何らかの緊急的支援措置の創設が求められる。

5. 婦人保護事業の課題

「国、都道府県、市町村の役割と連携」については、婦人保護事業の根拠法令である売春防止法には、市区町村の責務と役割について規定がないため、市区の婦人相談員の配置が進んでいないこと、女性が中長期的に地域生活に必要な支援を利用できる体制にないことが課題である。市区町村の役割等の義務規定を法に定める必要がある。また、都道府県においては、支援マニュアルやガイドラインの整備、市区町村職員を含めた研修の充実が必要との意見があり、相談支援体制における専門性の向上に向けた取組が求められる。

「民間団体との連携」に関しては、地域差が大きく、連携する民間団体が少ないもしくはないという自治体と、連携先はあるが、一時保護件数の件数が減少し、その結果民間シェルターへの一時保護委託件数が減っていること等が要因となり、安定的な運営に支障が生じ、財政基盤の安定を含めた民間団体への支援が乏しいことが課題である自治体に分かれた。

「婦人保護事業の体制整備」については、婦人相談員が改正前の売春防止法の規定により非常勤職員である自治体が多く、支援スキルの構築が困難であること、一時保護件数や複雑な支援ニーズ等実状に見合った配置基準に見直す必要があること、DV被害者の安全確保と要保護女子の自立支援の両方の支援を行うことが困難になっていることなどが挙げられた。女性に対する支援体制の再構築に向けた検討が求められていると言える。

【参考文献】

- ・「婦人保護事業実施要領」（平成16年12月2日厚生労働省発雇児第1202002号）
- ・「婦人保護事業の実施にかかる取扱について」（平成14年3月29日雇児福発第0329001号）
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に対応した婦人保護事業の実施について」（平成20年1月11日雇児発第0111003号）
- ・「婦人保護事業等の課題に関する検討会のこれまでの議論の整理」婦人保護事業等の課題に関する検討会（平成25年3月）
- ・「婦人相談所ガイドライン」厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課（平成29年4月28日一部改訂）
- ・「婦人相談員相談・支援指針」婦人相談員相談支援指針策定ワーキングチーム（平成27年3月）
- ・婦人相談所と関係機関との連携体制に関する調査ワーキングチーム『婦人相談所と関係機関との連携体制に関する調査報告書』平成28年3月
- ・婦人保護施設調査研究ワーキングチーム『平成27年度婦人保護施設の役割と機能に関する調査報告書』平成28年3月

第4章－2：調査結果からの考察：婦人相談所・一時保護所

1. 多様なあり方の実態

(1) 所管部署について

婦人相談所は、売春防止法第34条に基づき都道府県に設置されている相談所である。売春防止法第4章保護更生以下の部分は、厚生労働省の管轄である。

しかしながら、現在の婦人相談所は、各都道府県における所管部署の73%が福祉部門であり、27%が男女共同参画部門である。男女共同参画部門は、国においては内閣府の所管であり、配偶者からの暴力被害への対策を担っている部門である。設立以降、その時々の社会的課題に対応してきた。特に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」による、配偶者間暴力による被害女性への支援に重点が置かれてきたことが分かる。所管部門が異なることによって、情報の発信もとの違いや流れの違いがみられ、各都道府県において同じ「婦人相談所」でありながら、違った仕組みで業務を行っている状況がある。

今回の調査研究にあたって、「調査ご協力のお願い」に明記したとおり、「婦人相談所長全国連絡会議による平成29年度婦人相談所基礎調査結果」におけるデータを活用することとしたため、以下、特に組織、体制の実態については、上記調査結果により考察する。

(2) 一時保護所について（婦人相談所長全国連絡会議「平成29年度全国婦人相談所基礎調査結果」より）

婦人相談所長全国連絡会議「平成29年度婦人相談所基礎調査結果」（以下、「基礎調査」という。）によると、一時保護所を併設している婦人相談所が42か所、別のところに設置している婦人相談所が7か所あった。併設している婦人相談所のうち11か所が婦人相談所も含めて住所を非公開としている。併設していて住所を公開している婦人相談所においては、すべて複合施設の一部となっており、他の相談部門の利便性から公開をしている、ということである。また、一時保護所が別の場所に設置されている婦人相談所においては、一時保護所の住所のみが非公開、としている。このように、配偶者暴力相談支援センターの役割を持つという機能から、加害者追及を防止するために一時保護併設により、相談対応の広報、利便性等に制約が出ていることがわかる。

(3) 設置状況

①設置形態

図表2-2-2より様々な施設と複合していることが示された。DV防止法第3条には、「都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。」と規定されている。全ての婦人相談所が配偶者暴力相談支援センター機能を持っている。「基礎調査」によると、配偶者暴力相談支援センターの機能を持ちつつ、婦人相談所として単独で設置されているのが、49か所中11か所である。

また、婦人保護施設のみ併設が7か所、児童相談所のみ併設が1か所であった。複数の機関との併設し、複合施設の中の一部門となっているところが多く、障害者更生相談所、児童相談所・一時保護所との併設が多い。それぞれの根拠法において、都道府県設置となってい

る機関と同列に併設されていることが分かる。各自治体の政策方針により、支援の複合化、ワンストップ化が進んでいる中に組み込まれていると考えられる。

複合施設のメリットは、他機関との連携のしやすさがある。一人の女性として支援する中で、複合的に抱える課題、障害、高齢、同伴児童等について、情報を共有し、それぞれの機関での支援につなげやすい。特に児童相談所が併設されている場合、同伴児童の支援の充実が図られている。

一方、デメリットとしては、加害者に発見されやすく、加害者からの追及への対応が不十分であることが挙げられている。また、児童相談所との併設により、同伴児童の児童相談所による一時保護が必要な場合、同一建物又は敷地内に母子がいるため、母子分離が難しい状況が発生すること、児童の支援にあたって加害者である父親が来所すること、DV被害女性としての母の所在が明らかになりやすいこと等が挙げられている。

このように、関係機関としての連携のしやすさがある一方、一人一人の女性への支援においては、配慮がより一層必要になるという側面がみられる。

②名称について

「基礎調査」によると、現在も「婦人相談所」という名称を使っているのは2か所である。また、「婦人」を使いながら別の名称を名乗るところもあった。その他、女性相談援助センター、女性相談所センターなど、「婦人」を「女性」に置き換え、複合施設の名称として「女性」が入っているところが34か所、上記①で述べたことにより、福祉相談センター、福祉総合支援センターなど、名称に女性の相談窓口であるということがわかる名称がつかず、一部門になっているところが12か所あった。

2. 多様なニーズに対応している体制の現状

(1) 人員配置の現状

①婦人相談員の人数

「基礎調査」によると、全国の婦人相談所に配置されている婦人相談員の数は合計240人、平均5人である。0人として、自治体の正規職員を相談対応として置いているところが1か所、1人のところが5か所あった。最も多いところは26人であった。

②婦人相談員の雇用資格

「基礎調査」によると、婦人相談員を採用するにあたって、雇用資格を設けていない自治体は34であった。それ以外の自治体は「ある」としているが、そのうち2自治体は売春防止法35条による内容としていた。社会福祉主事、社会福祉士、臨床心理士、保健師、保育士、幼稚園教諭など、関連する資格を求めているところ、加えて福祉現場での経験を求めるところがあった。

売春防止法35条に書かれている婦人相談員とは、「社会的信望があり、職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者」であり、資格要件はない。そのことから、この条項にそのまま採用している自治体が多いことがわかる。

③職員の体制

「基礎調査」によると、「相談業務と一時保護所の業務の分離がされていない」とした婦人相談所が 27 か所だった。一時保護所非併設であっても分離されていないところがあった。相談対応を行う職員と、一時保護所入所者への支援を行う職員が同一または、相互に役割を担いあっていると考えられる。相談業務と一時保護業務として女性、同伴児童の生活全般を支援することとは、異なる専門性が必要であり、より幅広い知識や支援スキルが求められる。

④夜間の体制

「基礎調査」によると、最も多い夜間の職員体制は、「非常勤による宿直」で 28 か所であった。宿直については、常勤職員や警備員が行っているところもある。夜勤を行っているところは 11 自治体で、そのうち常勤職員が夜勤を行っているのは 2 自治体のみであった。

宿直の体制では、夜間の生活支援が行き届かず、精神疾患、障害、高齢等、課題の多い女性への対応が困難である。課題の多い女性の安全を確保できる体制が取りにくいいため入所者として受け入れにくいことが考えられる。

「婦人相談所における課題（人員体制）」においても、「夜間や休日日中の職員体制は不測の事態（病院受診や利用者の不穏な行動など）に適切に対応できるとは言いがたい」「夜間は正規職員が勤務していないため、出産間近や心身の健康状態が不安定な方に対応できないことがある。」という意見がみられた。

図表 2-2-3、2-2-4 では、夜勤、宿直職員の人数が示されているが、設問の意図としては、1 回の夜勤（宿直）で担当する人数を求めたが、婦人相談所として夜勤（宿直）を担当する可能性のある全ての職員数を記入したところもある可能性が推察された。今後さらに精査していく必要がある。

⑤併設施設との人員体制

「基礎調査」によると、併設施設がある場合、職員が他の機関との兼務をしているところが見受けられる。

所長も 29 か所で他機関の長との兼任である。事務職員については 28 か所が兼務であり、一時保護所の生活指導員を含む相談に関する指導員の兼務については 18 か所あった。自治体側からすると人員の活用と言えるが、女性の課題に対応する人員体制が不十分であり、専門的な対応が行えない状況にある。

⑥専門職の配置

・医師について

婦人相談所は売春防止法第 34 条 3 項 2 号において「医学的判定」を行うこととされ、DV 防止法においても第 3 条 3 項 2 号において「医学的な指導」を行うこととされている。一方で、婦人相談所設置要綱（最終改正平成 14 年 3 月 29 日 厚生労働省通知）によると、「医師等の専門的職員が必要とされる」という文言になっている。13 か所において、医師が「いない」ということであった。配置されているところでは、常勤、非常勤、それぞれ専従、兼務、アルバイト等、様々な形態がみられた。DV 被害により心身が傷ついている女性の状態を把握し、回復への支援を行うことや、長い期間居所を定めず生活してきた女性の特性を知り、支援に結び付けるためには、医学的な視点が不可欠である。しかし、このように医療体制が脆弱であることから、医療的な課題、特に精神的な課題を持った女性への対応、一時保護所の受け入れが困難になっていることが考えられる。「婦人相談所の体制」において「専

門職（常勤嘱託医等）の配置がないため利用者に十分な支援が行いにくい」という意見が挙げられた。

・看護師について

「基礎調査」によると、配置されていないところが31か所あった。配置されているところでは、常勤は5か所で、兼務の常勤、非常勤、非常勤兼務の体制である。このことも、医療体制の脆弱さ、医療的な課題、特に精神を持つ女性の受け入れが困難な要因の1つであると考えられる。「婦人相談所の体制」で、「一時保護利用者の多くが心身の不調を抱えており、医療職（看護師や保健師）の配慮が望まれる」という意見が挙げられた。

・心理判定員について

「基礎調査」によると、配置されていないところが4か所あった。配置の状況は、常勤、非常勤、兼務等であった。相談支援、一時保護所における生活支援や、その後の支援方針を考えるにあたり、心理判定の必要性が認識されている傾向にあることが伺えた。

（２）「人員不足」の現状

「婦人相談所の課題（婦人相談所の体制）」において各自治体より自由回答が寄せられた。その中で、「人員不足」を挙げたところが4か所あった。その他、「職員数が少ない、専門職が少ない」「休日夜間の一時保護対応が少なく、不測の事態に対応できない」「職員の人数配置の見直しや確保が大きな課題」「対応の幅が広く人員的に無理が出ている」「職員が少数で一時保護職員も兼務し、専門職の配置もないため十分な支援ができない」等の切羽詰まった状況を訴える意見があった。

3. 多様なニーズに対応している支援の現状

（１）多様な年齢、主訴、属性への対応

①年齢について

来所相談、一時保護とも、15歳から75歳以上まで、まんべんなく対応していることが示された。主訴において、夫等からの暴力が最も多いことから、「女性で暴力被害者」という状況の人に年齢に関係なく対応していることが分かる。

また、一時保護においては、本来、児童相談所一時保護所で対応することになっている15歳以上18歳未満の人達にも対応している。主訴として最も多いものは「親からの暴力」であり、まさに児童相談所が保護者と対応する被虐待である。最も多い年齢層は、相談、一時保護とも30歳から40歳であるが、15歳未満から30歳までの人数を合計すると、来所相談においては約20%を占め、一時保護においては360人となり、30歳から40歳までの人数（340人）を超え、31%を占めることになる。若年女性への対応が求められていることが示された。

また、65歳以上の人達については、来所相談では約69%、一時保護においては約97%が、夫等からの暴力、子どもからの暴力等といった暴力被害者である。「高齢者虐待」として高齢施策の方で対応すべき人たちについても、婦人相談所が対応している可能性があるということになる。

②主訴

来所相談、保護とも、「夫からの暴力」が大半を占める。DV 防止法への対応が中心になっているということが明らかになっている。

③世帯の状況

一時保護においては、単身者よりも児童を同伴する女性の方が多い（単身者 553 人、児童を同伴、計 573 人）。また、同伴児童の数は 18 歳未満で 935 人である。一時保護した女性の数が 1,155 人であり、その数に匹敵する児童数が一時保護されていることになる。その約 90%が、「夫等からの暴力」を受けた女性の同伴児童であり、児童虐待防止法における心理的虐待を受けているといえる児童である。このような多数の虐待を受けた児童が、児童福祉法の施設ではなく売春防止法の施設において短い期間においても生活している現状がある。複合施設において、児童相談所と併設の場合は、児童相談所における支援を受けやすく、受けていることも考えられるが、そうでない場合は、本来の必要とされる支援がなされない児童が多数いるということになる。

④属性・課題

来所相談、一時保護とも、課題を重複している人が多い。そして、様々な属性、課題を持っても、「暴力被害」という主訴があると、婦人相談所が対応する、ということがわかる。

「暴力被害」以外では、精神疾患・障害（疑いを含む）が多く、その他被虐待体験、知的障害、妊娠婦、社会的養護体験、性産業従事、一時保護では病院退院（精神科）が主な属性、課題である。

来所相談における「精神疾患・障害（疑いを含む）」の主訴は、夫等からの暴力が 40.3%と、「暴力被害」の以外の課題の中では、ほぼ平均的な割合である。暴力被害を中心に、様々な主訴を持つ人たちの中に一定程度いることがわかる。また、関連として「病院退院（精神科）」の人たちの主訴も「夫等からの暴力」は 25%と他に比べると高くなく、「帰住先なし」の人が同じ 25%を占め、一時保護においても「住居問題、帰住先なし」が合わせて 29.1%を占めていた。精神科病院から退院した女性の行き場がなく、いったん婦人相談所の一時保護所が受け皿の役割を持っていることがわかる。

被虐待体験を持つ人達が来所相談において 110 人みられたがそのうち約 36%が性的虐待を訴え、一時保護においても約 19%が訴えている。児童相談所において性的虐待を発見することが少なく、被虐待のうちの 1 %前後に留まっていることから考えると、性的虐待を受けてからしばらくの時間がたって、婦人相談所が対応する中で、本人が開示できるようになる状況が想定される。

また、一時保護入所者における社会的養護の経験を持つ人達は、主訴として夫等からの暴力を中心とした「暴力被害」と同程度の高い割合で「住居問題・帰住先なし」という問題を抱えている。子どもの時から不安定な生活を強いられている人達が暴力被害にあい、不安定な状態がそのまま引き続いているということが伺われる。一時保護入所者における性産業に従事している人達の中にも夫等からの暴力を中心とした「暴力被害」と、「住居問題・帰住先なし」が約半数ずつであった。

どのような課題、属性であっても、最も多い主訴は「夫等からの暴力」である。これは、現在の婦人相談所が、配偶者暴力相談支援センターとしての役割を担っていることが各地域で周知されており、DV 相談をするところ、と認知されていることが影響していると考えられる。逆の見方をすると、婦人相談所自体が、DV 相談を受けるところとしての姿勢を持つ

ているということも考えられる。既に、売春防止法の婦人相談所から、DV 防止法における配偶者暴力相談支援センターに変化している状況がみてとれる。

（２）多様な関係機関との連携

図表 2-2-26 より、夫等からの暴力のみならず、すべての暴力被害について、様々な機関との連携を行っている。その中で特に連携が深いのが「市区等に配置された婦人相談員」であり、市区に婦人相談員が設置されている場合には、地域の女性支援の窓口として機能していることが分かる。また婦人相談所としても、市区等に配置された婦人相談員と一緒に対応していることが示された。市町村の中の所轄課としても、様々な機関との連携を行っているが、中でも福祉事務所が多く、金銭的な課題を含め具体的な支援策を持つ福祉事務所との連携がなされていることがわかる。

また、「住居問題・帰住先なし」が主訴の場合は、婦人相談員よりも市区町村が連携先となり、具体的には、福祉事務所が対応している。

性暴力ではワンストップ支援センターとの連携が警察に次いで多く、その存在と連携が定着してきている。

（３）一時保護の対応について

図表 2-2-6 より、一時保護の依頼元は福祉事務所、婦人相談員、警察が多い。大都市になるほど、その傾向は強い。本人自身からの依頼は、小規模自治体において多い傾向にある。一方、福祉事務所からの依頼件数は、小規模自治体よりも大規模自治体において多い傾向にある。大規模自治体の方が、市区町村に婦人相談員、または DV 被害者、女性相談の窓口が充実しており、相談体制の機能分化が進んでいることが要因と考えられる。

なお、依頼が実施につながる件数については、大規模自治体の方が少ない傾向にある（自治体の規模が大きいほど依頼が実施につながらない）。依頼件数が多いため、実施できない可能性が想定される。部屋数の制限、人員数の問題、その他の要因が影響しているか、今後精査する必要がある。

4. 地域格差の現状

（１）市区での婦人相談員の設置状況

市区に婦人相談員が配置されているか否かによって、婦人相談所の婦人相談員の支援方法に違いが生じる。市区に婦人相談員が配置されている場合は、市区が婦人相談を受け、市区の地域支援を活用して相談を進める。市区に婦人相談員が配置されていない場合は、自治体の婦人相談所・婦人相談員は、直接来所相談を受け、本人のニーズに合わせて市区の支援窓口につなぎ支援を依頼する。平成 28 年度婦人保護事業実施状況報告における「婦人相談員を設置している市区数（平成 29 年 4 月 1 日現在）」によると、婦人相談員配置市区数（市と特別区）は 348 市区であり、全市、特別区の数、814 市区の約 42.7%の設置となっている。

全ての市、特別区に配置している自治体は 9 自治体であり、配置されていない自治体は 2 自治体に留まった。それぞれの婦人相談所の婦人相談員の支援方法に違いがあり、「婦人相談所の婦人相談員」としての支援内容・方法が確立されていないことになる。また、転居等により自治体を越えて婦人相談所の支援を受ける場合、各自治体での支援方法が、市区の婦

人相談員の設置状況によって変化するため、当事者が不利益を被る可能性があることが考えられる。

（２）保護件数の違い（事業規模の違い）

依頼元によっては一時保護依頼件数が 0 の自治体があった。全体的に依頼件数の多い依頼元から見ると、警察からの依頼がなかった自治体が 3 自治体、福祉事務所からの依頼がなかった自治体が 15 自治体であった。全国的に一時保護の件数が少ないことが問題となっており、この実態についても今後精査する必要がある。

（３）市区町村との連携

図表 2-2-26 より、婦人相談所は市区等に設置された婦人相談員を中心に、各市区の福祉事務所、所管課との連携を行っている。このことは、現在の在宅サービス、経済的支援の多くは区町村が実施主体となっている、また、相談を受けた女性が地域で生活するにあたっての支援は、各市区町村の実施に委ねることになるという現実を物語っている。そのため、都道府県と市区町村との役割分担、連携は重要であり、基礎自治体における婦人相談員の設置を義務とし、DV 被害者だけでなく女性のあらゆる課題についての対応の一義的な責務を市町村が持つことが求められている。

5. 他施策との役割分担・課題

「相談を受理した場合に対応する機関」として、妊産婦、障害者、高齢者、性的少数者についての回答がある。この回答を見ると、婦人相談所が女性であれば、様々な属性、課題について対応しているということがわかる。

（１）児童相談所

児童相談所は、「18 歳未満のすべての児童に対応する」と児童福祉法に規定されている。しかしながら、実際には児童相談所ではなく婦人相談所に対応している 18 歳未満の女子が存在する。その主訴は、夫等からの暴力を中心とした暴力被害、妊娠、出産、帰住先なし、不純異性交遊である。これらの課題について、児童相談所よりも婦人相談所のほうが、適切な機関と連携が取りやすい、対応スキルを持っていることが考えられる。一方で、婦人相談所は、親権者への対応権限を持っていない。これらの課題に対応するにあたって、親権者への指導の権限を持つ児童相談所と、対応スキルを有する婦人相談所がどのように連携し、役割分担をしていくか考えていく必要がある。

（２）障害者施策

図表 2-2-23 より、女性であり暴力被害を受けている障害を持つ人達への対応を行っている。また、図表 2-2-24 より、障害程度については不明だが、障害を持つ人の一時保護も行っている。「婦人相談所の課題（体制について）」の自由回答より、「障害者、高齢者等の支援ニーズに対応できる施設の設備が整っていない」という意見があった。

養護者からの重篤な障害者虐待があった場合、障害者施設等で一時保護をする仕組が障害者虐待防止法に掲げられている。しかし、養護者と考えられる「夫等」や「子ども」からの

暴力を受けた障害者を、障害者施設に代わって婦人相談所が一時保護している状況があることが分かる。

（３）高齢者施策

高齢者施策による支援対象と考えられる 65 歳以上についても、女性であり暴力被害を受けていることにより相談を受け、一時保護を行っている実態が示された。「婦人相談所の課題（体制について）」の自由回答として、「障害者、高齢者等に対応できる施設の設備が整っていない」という意見が挙げられた。

6. 心理的ケアの現状

（１）対応の状況

暴力被害女性への対応が大半を占める中、暴力被害女性への心理的ケアは重要な課題となっている。図表 2-2-8 より、一時保護において心理的ケアを実施しているところが 98%を占めた一方で、図表 2-2-9 より、それでも不足していると回答したところが 22.4%あった。実施している主な支援内容としては、図表 2-2-17 より、「心理アセスメント」「カウンセリング」「心理教育」であることが示された。

（２）求められる対応 プログラム等

婦人相談所における相談対応、一時保護での対応期間は決して長くない。主に心理教育として暴力被害についての認識の修正や、心理的ダメージへの対応方法等について情報提供するに留まっている。本来求められる心理的なダメージの回復、回復後の自立支援までを目標に支援を行うことは難しい。

しかし、最初に対応することが多い婦人相談所が、心理的なダメージや特性についての的確に把握し、その時点で必要な専門的な対応を適切に行うことが不可欠である。その後の心理的ケアを継続していくにあたっての重要な起点であると考ええる。

心理的ダメージからの回復には、継続的な心理的ケアが不可欠である。地域の中にそのような支援体制が充実することが求められる。また、情報の共有や役割分担を行うことにより、各地域で提供している支援に確実につなげる取組を充実させることが重要である。

（３）そのための体制強化

全ての婦人相談所に、雇用状態は様々であるが心理職員（心理判定員）が配置されている。心理判定員に加え、心理療法担当職員の専門性の強化と、判定に留まらない心理療法（心理ケア、心理教育等）を行うための心理職の人員配置が必要である。

7. 若年女性の実態

図表 2-2-23、2-2-24 によると、年齢が比較的若い女性であっても夫等からの暴力、親からの暴力等、暴力被害を受けていること、18 歳未満は 18 歳以上の女性と比べて、妊娠・出産の問題、住宅問題・帰住先なしの主訴が多いことが示された。また、図表 2-2-23 によると、

18 歳以上の 20 歳未満の精神的問題を抱える人達の割合は他の年齢区分よりも多い（60 歳以上 65 歳未満を除く）。

20 歳未満の既婚者への支援、妊娠出産への支援が重要な取組課題になってきていることが分かる。問 23 から、その支援内容について、法的対応（離婚、保護命令に関するもの）、医療機関受診、同伴児への対応、福祉事務所へのつなぎ（生活保護）といった支援が行われていることが示された。これらの点から、以下の支援が必要であると考ええる。

- ・妊娠、出産への専門的な対応の必要性
- ・育児支援
- ・デート DV を含む暴力被害についての理解の促進
- ・金銭管理、衣食住を含めた規則正しい生活の維持への支援

これらの対応にあたっては、「インタビュー調査結果」の「ゆずりは」における「2.若年女性の支援ニーズ（3）必要な支援」で指摘された事項が参考になる。

これまで対応してきた「大人の女性」よりも、全般的に未熟であること、アイデンティティが不安定であることの理解に立った支援が重要である。また、児童相談所、自立援助ホーム等、10 代後半からの対象者を支援している機関より対応方法を学ぶ必要があると考える。

8. 同伴児を抱える女性の実態

（1）女性について

夫等からの暴力等、暴力被害を受け避難することになった時、一般に女性としてよりも母としての立ち位置を求められる。

図表 2-2-34 に示した一時保護につながらないケースとしては、「同伴児のいる女性」が若年女性の次に多かった。一時保護の同意が得られなかった理由として、「同伴児と一緒に入所できない」「同伴児が転校または休校しなくてはいけない」が挙げられた。本人は一時保護所に入所したいと考えても、同伴児童への配慮から保護に至らない実態があることが示された。

（2）同伴児童の実態

「基礎調査」によると、全国の婦人相談所で保育士が配置されているのは、24 か所となっており、半数以下に留まった。心理職についても、同伴児童の対応が可能な人員配置ではない。図表 2-2-15 における一時保護所入所者への支援内容・同伴児において、どの年齢においても「児童相談所との連携・面接・相談」の割合が高く、同伴児童については虐待も含め、児童相談所が支援するという関係が定着している。次に、「親子関係の観察」が多くなっている。低年齢においては、保育・保育代行が行われているのは 81%であり、学齢児の「学習支援」についても 83.3%と、全ての自治体で実施されている訳ではない実態にある。

児童相談所一時保護所と比較すると、不十分な支援状況であり、児童を主体とした支援内容になっていない点が課題である。

（3）女性も児童も活かす支援の必要性

母親は、DV 家庭の中で子どもと共に、様々な困難を一緒に乗り越え、支援につながっている。その過程で、母は子どもを守ることができなかった、子どもは母に守ってもらえなか

ったという思いを持っていることもある。一時保護所の中で両者が対立することもある。それぞれの立場に立ち、自分が傷ついていることを認識し、癒しつつ、お互いに思いやりを持てるようにする支援が求められている。既に実施している自治体もあるが、一時保護所における、同伴児童を有する女性と同伴児童との母子並行プログラムの開発、実施等が課題であるといえる。

9. 一時保護所入所の現状と入所に至らない理由

(1) 現状

あらゆる年代、属性、主訴、課題を有する人達が入所し生活している。夫等からの暴力を含め暴力被害者が多い一方で、一定程度、「住居問題・帰住先なし」の人達も入所している。さらに、乳児を含め、幅広い年齢の児童も共に入所している。単身女性の中には、やむを得ず児童を実家や児童相談所に預けてきたことで、他の入所者の同伴児童が同じ生活空間にいて辛い気持ちを抱くことも想定される。

暴力被害者は、身を守るために通信機器を含め、様々な情報から距離を置くことができる環境が必要となる。一方、それ以外の主訴の人達にとっては、自立に向けての一步を踏み出す場であり、より開かれた環境が求められる。

同伴児童については、暴力被害者に男性を想起させるという理由から、小学生の高学年から中学生以降の男児は入所させられないとする一時保護所が多い。そのため、兄弟が別々に生活せざるを得ない場合がある。やっとの思いで、子ども達とともに一緒に逃れてきた DV 被害女性としても辛い思いをすることになる。

このように多様な背景から、時には相反する支援内容を必要とする人達が一緒に生活する中では、様々な課題が存在するといえる。

(2) 入所に至らない理由

図表 2-2-38 より、これまでの生活と変わらない生活を続けたいというニーズが伺われる。現在の生活において、通信機器は必須であり、持たないことで孤立感を抱き、不安を持つことにもつながる。しかし、DV 被害者が多い一時保護所の中では、当事者でなくても誰かが発信することで、加害者に居場所を知らせてしまうことにもつながりかねない。そのため、制限は必須である。また、当事者でなくても、仕事や学校に行く等、外部での生活を送る中で、加害者からの追及可能性は否定できない。そのような危機管理のために必定制と考える環境条件と、入所者の生活上の希望にギャップが生じている現状がある。

また、「本人に障害や疾病があり」集団生活を送ることが困難、身の回りのことができない、適切な設備がないということも理由として挙げられている。「5.他施策との役割分担と課題」で述べたような整理が必要である。

(3) 若年女性の現状と理由

図表 2-2-34 より、特に若年女性において「同意が得られない」が 9 割となっている。その理由は、集団生活であること、通信機器が使えないことについての抵抗感が挙げられた。これらの点については、現状の一時保護所の仕組を変えない限り、一時保護は困難であるだろう。

一方で、「7.若年女性の実態」に挙げたように、これまでの生活歴の経験の少なさ、未熟さ等から、自分の状況と必要な支援を受けることについての理解が困難であることも推測される。その女性の特性、成育歴にあった説明の方法により、「同意を得られない」の割合を減らすことができると考えられる。

10. 婦人保護施設への入所に至らない理由

(1) 入所に至らない理由

図表 2-2-37 より、「同意が得られない」が多くを占めるが、一方で、支援する側が、本人自身の課題として、集団生活が困難、障害や疾病のため自立生活不可、設備が不十分、退所後の見通しが立たない、就労自立の見込みが立たない、他施策の支援が適切などにより「入所させられない」と考えていることが伺える。

設立当初から時間が経過し、その間に障害者施策など他施策の充実が図られ、設立当初であれば婦人保護施設を利用したであろう女性が、他施策の支援を受けるようになってきているということが考えられる。また、婦人保護施設での支援が現物給付のみであり、入所後、就労できるようになるまでは自分の自由になるお金は内職作業で得るしかない実態がある。そのことを了解し、それが可能な人が対象となる。そこで得られた生活費だけで生活を送ることができるかどうか大きな課題である。加えて、就労自立の見込みが立たないケースでは、施設所在地の市区町村に対して、対象者の課題に沿った退所後の支援を依頼することが予想される。そのため、実施機関との連携が容易ではないことも考えられる。

(2) 若年女性の実態と理由

図表 2-2-37、2-2-39 より、「本人の同意が得られない」が 80%であり、集団生活に不安があること、通信機器等が使えないことがその理由として挙げられている。現在の若い女性の生活状況から考えると当然なことであり、これらについてどのように対応していくか検討する必要がある。

11. これからの婦人相談所のあり方

(1) 課題に即した相談体制、保護体制（居室やフロアの配置、人員配置等）

婦人相談所で相談を受け一時保護をする女性は、年齢を問わず、属性、課題、主訴も問わず、かつそれらが重複し、複合している人達である。「5. 他施策との役割分担と課題」で述べたような、他施策との役割分担やお互いの支援強化が必要であるものの、当面の間は、現状の中で対応が求められる。相談体制においては、幅広い福祉関連の知識を持ち、それぞれの女性の持つ課題、特性等を即座に見抜き、かつ、支援につながっていくような安心感と信頼感を得られる面接技術が必要である。

一時保護にあたっては、依頼元の市区等の婦人相談員との協働体制のもと、利用についての同意を得られるような、個々人の特性、背景に配慮した説明が必要である。また、それぞれの年齢や属性、課題に沿って、居室の配置や共有部分の使い方等に配慮していかなければならない。このことについては、ハード面での改善、充実が必要である。そして、障害を持つ女性、高齢の女性への支援にあたっては、障害分野、高齢分野の知識を持ち、適切な配慮と介護等の必要があるため、適切に実施するための人員配置が求められる。

性的少数者への対応にあたっては、現在に対応している件数は少ないものの、今後、相談件数は増加していくことが考えられる。時代に即した課題について敏感に対応し、専門性を高め、体制を整備する必要がある。

（２）専門性の強化

婦人相談員の資格については、売春防止法 35 条の規定があるのみである。しかし、これまでの結果から、幅広い福祉分野の知識と、それぞれの女性の背景、特性を迅速に見抜き適切な対応ができる人材が求められる。加えて、精神疾患（疑いを含む）を有する対象者へのニーズを考慮し、医師、看護師等の配置が必須である。

（３）市区町村との関係

婦人相談所は、都道府県設置の相談所であり、生活保護、障害、高齢、子育て支援等、在宅サービスの多くは市区町村が管轄している。婦人相談所で受けた相談を具体的に支援していくこと、一時保護後の生活の支援につなげるためには、市区町村との連携が必須である。一方で、現在、婦人保護、女性支援は、市区町村の業務として位置付けられていない。他の在宅サービスとの連携にあたっては、市区町村における婦人保護、女性支援を市区町村の業務として位置づけ、市区町村婦人相談員の配置を義務化するとともに、財政的な配慮が必要である。

（４）他施策との役割分担の明確化

障害者についても、高齢者についても、「女性である」ということ、特に暴力被害を受けていることにより婦人相談所が支援している。暴力を受けたことについての心理的ケアについては、障害部門や高齢部門での対応よりも、婦人相談所の方が専門性を有する。また、障害を有する人達同士の関係性から、加害男性から逃れようとしても、居場所を知られてしまう危険性について、障害を持たない人たちよりも障害を有する人達の方が高いと言われている。

今後、障害部門、高齢部門が、障害の程度に合わせた暴力被害に対するケアのスキルアップを図っていく必要がある。また、婦人相談所としても、「女性であり暴力被害者である」という側面から、障害を持つ人、高齢者への支援強化を行い、障害部門との連携、役割分担を考えていく必要がある。

なお、高齢者については、一時保護を行って初めて認知機能の問題や、身体状況が把握されることがある。そこで把握された個々人の状態に適した支援がなされるよう、関係機関と連携していく必要がある。

（５）支援につながらない特に若年女性への対応強化

特定非営利活動法人 BOND プロジェクトを対象としたインタビュー調査結果より、繁華街での声掛けや、メール、LINE によって相談を受ける 10 代の若年女性たちが、様々な理由で家に帰れなかったり、居場所がなく、行政機関による必要な支援に結びついていない実態があることが明らかになった。

また、その中で行政機関の相談の受け方や、一時保護所、婦人保護施設における支援の方法が、若年女性のニーズに合ったものでないという指摘もあった。

今後、これら民間団体による活動を支援しつつ、そこから明らかになった若年女性の実態を把握し、行政機関として適切な支援を行っていく必要がある。その場合、18歳から20歳未満の年齢層については、親権者の承認、同意がなければ、アパートの契約、医療保険の加入、銀行等口座等の開設に支障がある。これらの点が、若年女性の自立を困難にしている点について対応策を検討する必要がある。

（６）同伴児童を持つ女性への支援、同伴児童についての対応（児童福祉法における対応へ）

夫等からの暴力を受け、婦人相談所に相談し、一時保護所を利用する女性達、また、面前DVという心理的虐待を受けた同伴児童の両方についてケアが行われなくてはならない。婦人相談所では、児童は同伴児童として対応するが、それぞれの一時保護所においては、保育士、学習指導員等を配置し、支援を行っているが、必ずしも十分とはいえないと考えられる。児童に対する支援は、児童福祉法に則って行われるものであるが、売春防止法を根拠とする婦人相談所での支援においては、迅速、的確に児童福祉法上の支援が活用できない実態がある。婦人相談所を含め、婦人保護事業で対応する児童について児童福祉法とその関係機関が実施する支援を的確に活用できる体制づくりが必要である。

（７）女性支援のための関係機関による情報共有や、役割分担を行う地域連絡協議会の設置を行いコーディネーターとしての役割を持つ

各地域において、年齢、属性、課題、主訴に関わらずあらゆる課題を持つ女性を対象に支援を行い、様々な関係機関との連携を行っている。しかし、女性相談の配置が、市区町村に義務化されていないため、連携上の困難を抱えている自治体は多いといえる。

同伴児童、障害者、高齢者においても、地域の連携会議があり、それぞれの機関がお互いの業務を知り、支援についての役割分担を行っている。女性相談を市区町村の責務とした上で、課題を共有し、支援が必要な女性についても、様々な機関が協力、連携して支援を行っている体制が必要である。そのためには、守秘義務を課した地域の連絡協議会を設置し、婦人相談所がコーディネーターとしての役割を発揮し、婦人相談事業を通じて培ったノウハウを活用することでよりスムーズな連携を行っていくことができると考える。

【参考文献】

- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に対応した婦人保護事業の実施について」（平成20年1月11日雇児発第0111003号）
- ・「児童福祉法」（昭和22年12月12日制定、平成28年6月3日改正）
- ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月24日制定）

第4章－3：調査結果からの考察：婦人保護施設

1. 婦人保護施設の多様性

一言で「婦人保護施設」と言っても、その実状は大きく異なる。単身のみを入所対象とする施設、同伴児を受け入れ母子での利用が可能な施設等々存在する。同じ状況にあっても、ある自治体では保護の対象になるが、別の自治体では保護の対象にならないという現状が存在する。これは「ナショナル・ルールの欠如」なのか、「ローカル・ルールの横行」と考えるべきなのか検討の必要があるといえる。婦人相談所と併設している婦人保護施設では、場所、人員、支援が共有化されていることも多く、入所期間によって一時保護から婦人保護施設に措置変更された形となっていることも少なくない。入所実績がゼロに近い施設の中には、回答に苦慮していた様子も伺われた。

2. 支援対象となる女性の範囲（年齢、主訴、属性）

本調査によると、平成28年度1年間の婦人保護施設への措置入所者には、一定程度20歳未満の若年女性や、18歳未満の児童福祉法対象者がいる（図表2-3-35）。一方で、65歳以上の老人福祉法対象年齢女性の入所もある。このように婦人保護施設では、幅広い年齢の女性が入所している。さらに、15歳未満を除いた20歳未満の入所者の主訴で最も多いのは、「帰住先なし」であり、家族・親族などインフォーマルな支援の不在がうかがえる。さらに、夫等からの暴力に加え、親、交際相手、その他の者からの暴力、といった暴力問題を抱えている入所者も多い。「妊娠・出産」や、「不純異性交遊」とされる異性関係の問題等もみられる。また、65歳以上の女性の主訴は、8割以上が「夫等からの暴力」、残りが「帰住先なし」である。こうしてみると入所女性は、年齢にかかわらず、多様な暴力にさらされ、行き場を失い、様々な生活困難に直面している。全般的にみると、入所者の主訴は「夫等からの暴力」がおおよそ半数、次いで「帰住先なし」であるが、その背景にある支援課題は多様であり、また重複している。課題で多いのは、主訴の多くが「夫等からの暴力」被害のため、「暴力被害（身体的・精神的・経済的）」「被虐待経験」など暴力・虐待であるが、「精神疾患・障害（疑いを含む）」「精神科退院」も含めると、精神疾患・障害に対応が必要な利用者が少なくないことがわかる。性的虐待、性的暴力、性産業、JKビジネス従事経験など性的被害にかかわる課題を有している女性も見られる。また、「帰住先なし」を主訴する入所者の属性・課題には、「障害（知的・身体・精神・発達障害（すべて疑い含む））」や「社会的養護経験」「被虐待経験」「性的虐待経験」「性産業従事経験」、「社会的スキル」の欠如などがあり、多様で複合的な課題をかかえていることがうかがえる。換言すると、婦人保護施設では障害対応、暴力・虐待（性的被害含む）被害者支援、社会的スキルの獲得など利用者それぞれの課題に応じ、様々な支援ニーズへの対応が求められている。

3. 多様なニーズに対応している現状と課題

（1）心理的ケアに対する支援

措置入所者の支援ニーズに十分対応できていないと考える支援内容のうち、47施設中、23施設が「心理的ケア」について「十分に対応できていない」と回答している。特に、若年女性に対する心理的教育を実施している施設は、半数程度である（図表2-3-24）。入所理由

（主訴）ではなくても、女性本人の状況を詳しく理解していく中で、様々な形の暴力被害を受けていることが少なくないことが分かっている。自分が受けていたことが「暴力」だとは思わずに生活を続けていた場合も多く、入所者への「心理的ケア」の必要性が高いといえる。

心理的ケア職に対するサポートは存在するが、現状では「不十分」と言わざるを得ない。その理由としては、「人員の不足」、職員の「専門性の不足」が挙げられているが（図表 2-3-25）、さらに詳細な理由が自由回答からうかがえる（図表 2-3-27）。「人員の不足」とは、「心理職員の配置がない、もしくは人員数が不足しており十分な支援ができない」ということである。人員数の不足による課題は、「心理職がスーパーバイズを受けることができない」とことでもある。心理的ケアの充実として、まずは心理職の配置、施設によっては複数名配置が求められている。婦人保護施設における心理職（心理療法担当職員）配置のための経費には、国の予算補助があるが、要件がある。実態に即した要件なのか検証が必要である。

（２）性暴力被害

婦人保護施設入所者には、入所前に性暴力被害経験のある女性が少なくない。さらに、そうした女性たちの抱えるニーズは、複合的である。しかし、34%の施設は、支援として対応できていないと回答している（図表 2-3-24）。その理由として、9 割以上の施設が「専門性の不足」を挙げている。性暴力被害に対して、治療の場ではない入所施設としてどのような支援を提供すべきなのか、現状では明確なプログラムもなく、各施設において模索されているといえよう。婦人保護施設としてどのように支援、対応することが望ましいのか検討することが求められる。

（３）外国籍女性

外国籍女性の主訴は、暴力(夫等、交際相手)が多くみられるが、それ以外にも「妊娠・出産」や「帰住先なし」など多様である（図表 2-3-35）。しかし、外国籍の女性に十分対応できていないと答えた施設は 3 割あり、その理由の多くは、「専門性の不足」を挙げている（図表 2-3-25）。外国籍の女性に対しては、複数の他機関との連携が必要であるとともに、多文化への理解など「多文化ソーシャルワーク」が求められる。そうした知識、技術の習得につながる研修内容やスーパービジョンも課題である。

さらに、「婦人相談所」において一時保護された外国籍女性は 74 名、全体の 6.4%（図表 2-2-24）であるが、婦人保護施設に実際に入所した女性は 28 名、「受け入れ実績がない施設」は 18 か所ある。一時保護から婦人保護施設の入所につながりにくい状況があるのか、検証が必要である。

（４）若年女性への支援

図表 2-3-23 では、若年女性に対する支援の詳細が明らかになっている。18 歳未満では、「児童相談所との協議・情報交換」が求められるが、全ての施設で実施されているわけではない。実際、「児童相談所」と「連携がとれている」と回答した施設は 27.7%とわずかである（図表 2-3-38）。

若年女性への支援について、十分に対応できていないと考えられる理由をみると、「人員の不足」、「支援の専門性の不足」が多く挙げられた。

他方で、図表 2-3-39 にみられるよう若年女性の支援実績がないと回答した婦人保護施設は、18 歳未満では 18 件、18 歳以上 20 歳未満 7 件、20 歳以上 30 歳未満が 2 件となってお

り、いわゆる「JK ビジネス」「AV 出演強要」「女性の貧困」等がマスメディア等でも大きく問題として取り上げられていながら、女性に対する支援を行う婦人保護施設に結びつかない現状をどう理解すべきか検討が必要である。ハード面の問題であるのか、「施設」「集団生活」という形態に関わる問題が起因しているのか、「利用しづらい」「相談しづらい」選択肢となっている実態を踏まえ、対応策を検討するべきである。婦人相談員の調査結果からも「ニーズ」が存在することは明確であっても、児童福祉法対象者といった「制度の壁」、「専門性の不足」の課題が存在することが想定される。

（５）同伴児童

同伴児童の「受け入れ実績がない」施設は、15 施設あり（図表 2-3-39）、同伴児童を受け入れるかどうかは、婦人保護施設の方針だけでなく、措置権をもつ婦人相談所や基礎自治体の方針によっても異なっている。

同伴児童の属性・課題は、被虐待経験(心理的、身体的、性的、ネグレクト)、発達障害、知的障害、精神疾患・障害、学力低下・成績不振など多様であり、様々な支援が必要である（図表 2-3-36）。一方で、実際の支援としては、同伴児童に対する基本的な支援である「児童相談所との連携・面接・相談」「学習・遊びの支援」「保育・保育代行」などが多くみられるが、すべての施設で実施されているわけではない。「育児・養育・同伴児」への支援ニーズに十分対応できていないと考えている施設は 13 施設あり、その理由は、「人員の不足」が 92.3%である。現状では、同伴児童は婦人保護施設の本来の対象者ではないが、子どもをかかえた母親は複雑で多様な課題、ニーズを抱えて施設に入所している。その子どもたちも、さまざまな課題を有しており、支援が必要な状況にある。同伴児童への支援の充実及び、同伴児童対応指導員など専門職配置の充実・要件の再検証、そもそもの同伴児の位置づけの検討は喫緊の課題である。

（６）一時保護委託者への支援

「一時保護委託」に対する支援内容を図表 2-3-20 からみると、措置入所者と比較して、いずれの支援も低い。「医療・健康管理」が 88.9%、「日常生活支援」「金銭管理」などの生活支援も 7 割にとどまっている。婦人相談所の一時保護所において実施している支援内容（図表 2-2-8）と比較しても、どの項目も支援実施の割合が低いことがわかる。一時保護委託者への支援の充実は、今後の課題といえよう。

（７）退所、アフターケアにかかわる支援：退所後支援・地域生活定着支援

支援を必要としている女性達は、「施設を退所する＝サポートがなくても生活できる」という状況にはないというのが現場の実感である。しかし、「退所後支援」、「地域生活定着支援事業」について、十分対応できていないと答えている施設は、いずれも 3 割以上、「退所者自立生活援助事業」に関しても 2 割程度あった（図表 2-3-24）。その理由としては、主として人員不足等によることが読み取れる（図表 2-3-25）。「退所者自立生活援助事業」は、要件を満たせば経費が補助されるが、実状に即した制度となっているのか検討が必要である。

さらに、退所後に支援、モニタリングを続けるか否かの判断を行う組織は、「施設」、「婦人相談所」、「基礎自治体」、「決まっていない」とまちまちである（図表 2-3-32）。同様に、モニタリングを実施する組織についても、ばらつきがある。なお「実施していない」地域も

ある。対象者へのアフターケアの必要性が指摘されているが、支援継続の判断機関、実施機関はどこか、そもそも支援を実施するのか、どのように実施するのか自治体によって異なり、ナショナル・スタンダードな婦人保護事業としての支援方針は策定されていない。

4. 支援の質向上にあたっての課題

(1) 婦人保護施設の体制整備

①人員配置、専門性の向上

婦人保護施設における支援の向上にあたっての課題として、第一に体制整備が挙げられる。具体的には、まず「人員配置の不足」がある。図表 2-3-25 にみられるように、入所者の支援ニーズに対応できない大きな要因として、いずれの項目についても「人員の不足」が挙げられている。婦人保護施設職員の配置は、「職員職種別配置基準」（以下「配置基準」という。）に規定されている。しかし、施設においては、「人員配置不足」が実感されている。その理由の一つとして、図 2-3-21 にみられるように、入所者の支援課題数の多さや種類に伴って、職員の支援時間が増えていることにある。上述したように、入所女性の課題やニーズは多様で、複合的であり（図表 2-3-35）、業務多忙が実感されている。「配置基準」の検討が必要といえよう。

さらに婦人保護施設の体制整備として、職員の「専門性、スキルの向上」がある。「専門性の不足」については、「女性への支援」の中に、性暴力を含む暴力被害、若年、妊娠、出産、高齢、障害、子ども等、様々な支援要素が含まれており、「ジェネラリスト・ソーシャルワーク」の機能が求められているといえる。そのための研修、資格を含めたスキルアップのための取組を強化すること。さらに、処遇体系の検討も課題であるといえる。

②アセスメントの実施、充実

婦人保護施設において入所者のニーズ、課題に応じた支援を提供するためには、入所者のアセスメントは不可欠である。図表 2-3-16 にみられるように、「本人の心身の状況」や「今後の方向性」についてのアセスメントは 8 割の施設で実施しているが、すべての施設で実施されているわけではない。さらに、「同伴者の心身の状況」「本人の職業適性」についての実施は、4 割台と低い。また、「本人の心理アセスメント」についても、半数程度である。現状においてアセスメントの実施が困難な理由を明らかにするとともに、その充実が望まれる。

③婦人保護施設の安全、秘匿性の確保と通信機器の使用

第 4 章—2 にも指摘されているように、婦人保護施設の入所について本人の同意が得られない理由の一つに、通信機器などの使用制限が挙げられている。特に、現在の若い女性にとっては、子どもの頃から通信機器を日常的に使用する生活を送ってきた者も多く、使用を制限される生活は、不便だけでなく不安をもたらすものと思われる。このように、「施設の秘匿性と自立支援に必要な情報開示との両立が難しい」（図表 2-3-46）ことは、施設運営にとって大きな課題となっている。

さらに、若年支援団体が指摘するように、こうした施設運営上の制限は、若年女性に「矯正的な支援という姿勢が、強いメッセージとなって伝わって」おり、結果として婦人保護事業以外での支援機関を探すという選択に働いているという（第3章）。

④運営主体、設置形態の特性による支援機能の相違と設置のあり方の検討

婦人保護施設では設置運営主体や設置形態によって、果たす機能が異なっていることは、先行研究で明らかになっている（『婦人保護施設の役割と機能に関する調査』平成28年）。本調査においても、そうした傾向が確認できる。図表2-3-18・2-3-19にみられるように、提供している支援を運営主体別に比較すると、特に、退所に関わる支援（「退所後支援」「地域生活定着支援事業」「退所者自立生活支援事業」）、及び中長期的な自立支援（「金銭管理」などの生活支援、「心理的ケア」「家族・対人関係」など）などについて、運営主体による差が生じている。

都道府県が運営している施設には、一時保護所を兼ねシェルター機能の比重が高い施設もある。その場合、「措置入所者の生活ルールが、一時保護所の基準に準拠」（図表2-3-4）することとなり、施設内での生活ルール、提供できる支援に制約が生じる。このような一時保護併設型施設については、支援ニーズに対応した機能の分離、あるいは一時保護機能と施設機能が両立できる施設のあり方など検討が望まれる。なお、一時保護委託を受け入れている社会福祉法人設置の民営型施設も同様の困難を抱えている。

（2）他法・他施策、関係機関との情報共有・連携

支援の質向上に関する課題の第二に、他法・他施策、関係機関との情報共有・連携があげられる。施設退所後の自立した生活のためには、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者自立支援など他法・他施策、他機関との情報共有・連携が必要との指摘は複数ある（図表2-3-44）。しかし、連携がとれていないと考えられている他法・他施策に基づく組織・部門は、高齢者福祉部門で4割、保健センター、ハローワークでは5割、障害者福祉部門、児童相談所で6割を超えている。他法・他施策、関係機関との連携の構築は、いまだ重要な課題である。

他法・他施策、他機関との連携が困難な理由の一つとして、「婦人保護事業の認知度は相対的に低く、他機関から婦人保護事業に対する理解を得ることが難しい」ことや「婦人保護事業の支援対象の特性に関する理解」が不足しているといった自由記述がある（図表2-3-44）。婦人保護事業に関する理解や利用者状況に関する理解の乏しさが、連携を阻む背景にあることがうかがえる。

一方で、「婦人相談所」と連携がとれていない（全く、あまり）との回答が9割を超えている。前述の婦人相談所併設施設でさえそう答えている状況をどう読み取るべきか。もっと情報共有したい、さらに連携が必要、との見解ではないだろうか。

5. 権利擁護への取組

婦人保護施設における利用者の人権侵害を防ぐ取組みとして、権利擁護がある。しかし、婦人保護施設の「福祉サービス第三者評価」の受審率は3割を下回る実績となっている（図表2-3-40）。利用者の権利擁護や支援の質の向上のために重要な取組であるとの認識は

施設間で共有されている。しかしながら、入所者数の少なさ、費用負担の問題等が原因であるのか、受審率向上に向けて対応策を検討する必要がある。

その他の取り組みとしては、「利用者調査の実施」が約 5 割、「第三者相談機関の設置と利用者への情報提供」がおおよそ 6 割、最も多数を占めているのは「意見箱の設置」7 割である。いずれの取り組みも実施していないと推察される「無回答」施設は 4 施設もある。全般的に権利擁護への取り組みは、希薄である。

6. その他

「性的少数者」の受け入れ実績がない婦人保護施設が 76.6%にのぼった。今後の支援ニーズの増加を想定した場合、婦人保護施設という枠組のあり方、職員の知識や支援スキル等の向上に関する取組が求められるといえる。

【参考文献】

- ・ 婦人保護施設調査研究ワーキングチーム『平成 27 年度婦人保護施設の役割と機能に関する調査報告書』平成 28 年 3 月

第4章－4：調査結果からの考察：婦人相談員

1. 婦人相談員の活動状況

本調査に回答した婦人相談員の73.1%は非常勤であり、平均124時間（週24.8時間）の業務にあたっていた。勤務年数は5.5年となっており、専門性も深められていると考える。

何らかの資格を有している婦人相談員が64.2%にのぼった。専門性を高める必要があることから、設置者からも資格保有者が求められている（公募の際の条件とされている）ことを反映していると考えられる。また、平成28年5月に売春防止法第35条が改正され、「婦人相談員は非常勤とする」の規定が削除されたが、前述のとおり、勤務形態は非常勤が73.1%であることから、その後の勤務体制に変化は生じていないことが伺われた。

本調査の対象は、婦人相談員全数ではなく、全国で1,447名の婦人相談員の中より417名（調査対象500名）の回答結果である。そのため、経験年数5.5年は今回の回答者のみの経験年数であって、全国平均値ではない。全国では3年未満の相談員が約半数あり、非常勤も約8割となっている。

調査内容の「現在対応している業務内容」をみると、婦人相談員はコーディネーターとしての役割を果たしていることが示されている。具体的な支援内容の中では、家庭訪問が33.6%と少なく、地域の巡回（支援ニーズの発掘）は1.9%と極端に少ない。アウトリーチが不十分な現状にあり、婦人相談員の業務が変化していることを物語っている。また、庁内他部署手続き同行支援（医療機関を含む）は71.2%と多数だが、一方で同行支援をしていない、できない婦人相談員もいることが伺えた。

2. 支援方針を統括する各組織と婦人相談員、婦人保護事業の連携強化

相談者の属性別に統括する組織をみると、全体的に若年女性、同伴児童、妊産婦、性的少数者、外国籍（不法就労・不法入国でない場合）はそれぞれ、婦人相談所、福祉事務所等が対応していた。障害者、高齢者の場合、福祉事務所も対応はしているが、障害福祉部門や、地域包括支援センターの割合も高くなっているが、DV被害や性的暴力被害のケースにおいては、関係機関との連携、婦人相談員による支援につながっているかどうか等、支援者の専門性の強化を含め、検討が求められる属性である。

相談者の属性別にみた支援実施上の課題については、「本人が支援を求めない傾向が強い」、「利用できる制度や社会資源がない」、「関係機関・組織との情報共有・連携」が、若年女性、同伴児のいる女性、妊産婦、障害（児）者、高齢者に共通してあげられていた。対象者の属性によって異なる点があるものの、支援者にとって、制度や社会資源が不足していることで支援につながっていないことが伺われた。若年女性は、児童と婦人の狭間にあることから、親権者の了解が必要となる場面への対応等、関係機関の役割分担、連携に課題があると考えられる。

婦人保護事業における関係機関の連携強化を進めるためには、本人が支援を求めない傾向が強い若年女性、同伴児のいる女性について、婦人保護事業等に関する啓発活動の強化、ニーズに沿った支援体制の整備、制度の見直しが必要である。

3. 一時保護、措置入所につながらないケース

一時保護、措置入所につながらない主な理由は、支援ニーズと支援体制が合致していないことが挙げられる。特に、若年女性、同伴児のいる女性が支援につながらないとされる割合が高かった。若年女性の場合、「集団生活やスマホの使用禁止等、施設のソフト面の課題」や「本人の希望と支援内容がマッチしない」こと、同伴児のいる女性や高齢者も同様の傾向となっている。

属性の違いや、抱えている課題の違いがある相談者に対して、受け皿となる社会資源の開拓が必要である。制度の見直しや、新制度の創設が早急に望まれる。

支援につながらなかった後の対応策として、「市区独自の支援事業につなげた」、「自身で継続的に支援を行なった」があるが、今後、その支援内容をさらに調査することによって、制度を見直すための重要な資料を得られると考える。

自由回答を通じて、支援ニーズに即した支援内容に関する提案が多数挙げられている。若年女性については、相談につなげるための支援情報の周知、SNS等を活用した新たな相談のツールの導入、また、中学生以上の男児の同伴児のいる女性を対象とした避難場所の整備、DV被害者の子どもへの心理的な問題への支援、通勤、通学が可能な範囲での緊急避難場所の確保、さらに、妊産婦については、妊産婦を対象に支援を行う入所施設の充実、関係機関との連携強化等である。

4. 婦人相談所との情報共有、連携強化のあり方

婦人相談所と婦人相談員の情報共有、連携に関する評価では、婦人保護事業の中心となる3機関の連携は十分取れていると回答された（婦人相談所 86.6%・一時保護所 84.9%・婦人保護施設 67.9%）。連携が取れていない状況の場合、一時保護につながらなかったことも要因となっているのではないかと、あるいは、連携が取れていないと回答した相談員には、どのような状況があるのか等について、さらに調査する必要があるのではないかと考える。

婦人保護事業は、困難を有する女性達のための唯一の女性支援を担う事業である。その支援からこぼれていくようなことは絶対にない事業にしていかななくてはならないと考える。

一時保護の後、婦人相談員が婦人相談所と連携して情報を共有し、地域で支援が継続される場合は、婦人保護施設の入所にも関わることができると思われる。婦人保護施設への入所は、一時保護を経なければできない仕組みになっており、婦人相談所長が措置を決定する。婦人保護施設が未設置の県もあることから、広域保護での入所の予算確保を含め、連携体制が強化されることが必要である。また、福祉事務所から婦人保護施設に直接入所ができる体制づくりができないか、検討を要する課題である。

5. 法的機関との連携強化に向けた取組の必要性

調査結果より、家庭裁判所、地方裁判所、法テラス等との連携が不十分であることが示された。

離婚、子どもや胎児の認知、特別養子縁組、面会交流、養育料、慰謝料、財産分与や年金分割等、様々な家庭問題に関わる相談は家庭裁判所、DV被害に関する保護命令申立、自己破産等の場合は、地方裁判所、法テラスは、これらの問題に対して弁護士が必要となった場合の経済的支援策として連携するが、今後も連携強化に向けた対策が求められている。支援

場面において法的機関との連携が上手くいかない状況については、関係機関会議等で情報共有することも大切な取組だといえる。

関係機関会議については、都道府県主管課で実施されていると思われるが、市区においては、児童の要保護対策協議会のように、地域において婦人保護事業関係機関会議を持つことで、関係機関との連携強化が図られるのではないかな。

6. 支援対象の範囲

本調査の中で、過去3か月間に婦人相談員が受けた来所相談の状況について結果が得られた。これは、例年実施される「婦人保護事業実施状況報告」にならっているが、対象者の属性について調査されたのは初めてである。対象者の属性データを得たことで、相談者の属性が多岐に渡っている点、さらに、複合的に課題を抱えていることが明らかとなり、対象者が困難な状況に置かれていることを改めて確認することができた。

婦人保護事業の所管課、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談員等が、共通して支援体制を強化すべきと考えている対象は、若年女性や同伴児のいる女性、障害を有する女性であった。

さらに、調査対象となった3ヶ月間においても、年間の調査と変わらない割合で暴力被害を受けていることや、先に記述したように、属性から見えてくる複合的課題を考えると、婦人相談員には、高い専門性が必要とされていることがわかる。このことから、今後、さらに婦人相談員の専門性を高める研修が実施されることが望まれる。

第4章－5：調査結果からの考察：総合考察

前節までにおいて、基礎自治体、及び婦人保護事業の各実施機関における課題を明らかにしてきた。それらを踏まえ、本節では婦人保護事業に共通する課題を抽出する、

1. 運用上の課題

(1) ソーシャルワーク実践に関わる課題

婦人相談所、一時保護所、婦人保護施設、婦人相談員といったすべての実施機関において、利用者に対する相談援助（ソーシャルワーク）が行われる。そうした中で、いずれの実施機関においても、職員の専門性、スキルの向上が課題として指摘されている。具体的には、面施技術、アセスメント、他機関との連携のためのコーディネート力、ジェネラリティ・ソーシャルワーク、多文化ソーシャルワークなどが挙げられている。さらに、こども、障害者、高齢者、医療的ケアや性暴力被害など対象者理解に関わる知識や保育、介助などのスキルも挙げられている。こうしたソーシャルワーク、知識、スキル向上のためには、職員に対する複数回の体系的な研修やスーパービジョンの実施が望まれている。

(2) 支援プログラム

一時保護所や婦人保護施設入所者の抱える課題やニーズへの支援として、例えば母子並行プログラム、性暴力被害者への支援プログラムなど、支援プログラムの開発、実施の必要性が指摘されている。こうしたプログラムを導入している自治体もあるが、各自治体、施設などにおいて導入ができるよう促進への支援が求められる。

(3) 婦人相談所一時保護所、婦人保護施設の環境整備

婦人保護事業の対象には、母子、障害者、高齢者など、何らかの配慮が必要な者が少なくない。特に、母子での入所の場合、施設の構造から一定年齢以降の男児であれば、母子分離となることが指摘されている。居室の配置や共有部分の使用への配慮など環境整備は利用者支援及び、利用者の受け入れの可否に関わる課題である。

さらに、一時保護所や一時保護所との併設型婦人保護施設において生じる安全確保、情報秘匿に伴う通信機器の制限といった生活上の制約など、施設構造、環境に関連する運営上の課題もある。

2. 制度上の課題

(1) 人員配置、専門職配置、市区婦人相談員の義務設置化

婦人相談所、一時保護所、婦人保護施設、婦人相談員における支援課題として、人員不足、専門職配置の脆弱さは多数、指摘されている。例えば、他機関との併設による職員の兼務、相談所業務と一時保護入所者支援業務の兼務による負担、夜間・休日の一時保護人員体制の脆弱さ、支援対応の幅が広く業務方による人員不足などである。こうした職員の負担感、疲弊感は、利用者支援に不利益をもたらすことにつながる。婦人相談所、一時保護所職

員の配置基準は職種名のみであり、併設施設と職務の共通するものについては兼務が可能となっている（「婦人相談所設置要綱」）。こうした設置のあり方や、婦人保護施設の職員配置基準の検討が必要といえよう。

また、心理療法担当職員、同伴児童対応指導員といった専門職配置に関する補助事業が、実態に即した活用しやすい制度となっているのかの検証も必要である。

婦人相談員についても、市区の場合、委嘱は任意のため、配置のない市区が少なくないことが明らかになっている。そのことは、一時保護所や施設退所後の地域生活における支援の在り方にも影響を及ぼすこととなる。市区婦人相談員の義務設置化も、検討課題である。

（２）ナショナル・スタンダード、基本方針の欠如

婦人保護事業の課題として指摘される地域差、ローカル・ルールによる事業の相違の要因の一つに、ナショナル・スタンダードとしての国の基本方針、それらを踏まえた都道府県基本方針の欠如がある。例えば、第４章―１では、都道府県における婦人保護事業の実施要綱の有無、女性の属性ごとの支援方法・内容や関係機関との連携などの支援方針、相談受付時の支援方針など、各都道府県によって異なっていることや、そのことが、市町村や児童相談所、医療機関など他機関からみると、婦人相談所の支援対象のわかりにくさ、一時保護の依頼のしにくさにつながっているのではないかといった指摘がある。都道府県が、実施要領や属性ごとの支援方針を提示することは重要であるが、そのためには、前提として国としての基本方針の提示が必要である。現行の国の婦人保護事業実施要領には記載されていない対象者の属性に即した支援課題に対して、制度間調整、支援調整などの支援方針を明記していくなど、実施要領の見直しが課題として挙げられる。

（３）婦人保護施設入所に関わる体制

婦人保護施設へのつながりにくさについては、本調査において多様な要因が挙げられているが、入所依頼に関する制度的な課題もある。現行では、婦人保護施設の入所前に、実施要領に基づき、一時保護所に入所する仕組みとなっている。つまり、緊急性がない場合などでも、一時保護所への入所が必要となっている。しかし、第４章―４で指摘されているように、例えば、婦人相談員が婦人相談所と連携し情報を共有し、地域で支援が継続されるような場合、婦人相談員が所属する福祉事務所から直接、婦人保護施設へ入所依頼できるような新たな体制構築への検討が指摘されている。一時保護を経由しない入所のあり方、福祉事務所から直接入所依頼できるようなあり方、いずれも婦人保護事業の実施体制に関わる検討課題といえよう。

（４）婦人保護事業における市区との連携と位置づけ

基礎自治体をはじめ、全ての実施機関で、課題として市区との関係について指摘されている。現在、利用者支援にかかわる、在宅福祉サービス、経済的支援など諸サービスの多くは市区町村を中心として制度設計されており、婦人保護事業の支援において、市区町村との連携は不可欠である。一方で、婦人保護事業は市区町村の業務として位置づけられておらず、業務への理解を得ることや連携の困難がある。上述したように、婦人相談員配置のない市区もある。婦人保護事業における市区の業務範囲や、都道府県との役割分担など、市区をどのように制度として位置づけるのかの検討は、根拠法の改正にも関わる重要な制度的課題であるといえる。

3. 連携の仕組の構築

いずれの実施機関においても他法・他施策あるいは、関係機関との連携は、重要な課題となっていることが明らかである。連携のレベルには、大きく3つのレベルがある（石田2013）。一つには、人的資源レベルの連携である。例えば、婦人相談員と他職種、他機関の職員との連携である。二つ目には、例えば、婦人保護施設と婦人相談所、婦人相談所と市町村の関係機関といった物的資源レベルでの連携である。三つ目は、例えば都道府県と市区町村、広域にまたがる都道府県間の連携、児童相談所など他法他施策に関わる制度・施策と婦人保護事業に関わる制度・施策など、行政レベルでのシステムの形成である。人的資源レベル、物的資源レベルの連携構築のあり方の検討とともに、行政レベルでの連携体制を構築し、総合的な支援システムを確立することが求められる。

4. 根拠法である売春防止法に関する課題

各実施機関の困難、課題には、根拠法である売春防止法（以下「売防法」という。）に関わる課題がみられる。前述した内容と重複するものもあるが、以下に挙げる。

- ・売防法においては、婦人保護事業は「保護更生」という位置づけのため、社会福祉事業としての事業理念は明確ではなく、「自立支援」も明記されていないことが、対象女性に対する各実施機関における自立支援の実施や関係機関との連携などの課題の根本にある。
- ・本調査において、各実施機関で対象としている女性の支援課題の多様性が確認されたが、そうした対象についてそもそも根拠法である売春防止法に定義づけされていない。売防法における対象者は「要保護女子」であり、実際の支援対象との乖離が生じ、各実施機関における対象者把握の相違や、他法他施策の関連機関の婦人保護事業の分かりにくさがもたらされている。
- ・上述したように売防法には市町村の責務や役割についての規定がない。
- ・例えば、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」など他法では、国の基本方針、基本方針に即した都道府県及び市町村基本計画の策定について明記され、ている。売防法では、こうした規定がなく、基本方針、基本計画が策定されていない。
- ・他分野の福祉関連の法律にあるような、「連絡調整等の実施者」「連携及び調整」「支援体制の整備」などについて法的規定がなく、前述したような連携の困難、業務の困難に関連している。

【参考文献】

- ・婦人保護施設調査研究ワーキングチーム『平成27年度 婦人保護施設の役割と機能に関する調査報告書』平成28年3月
- ・石田路子「地域における医療福祉連携と介護福祉」『城西国際大学福祉総合学部紀要』第18巻第3号2009年